

秋田県公報

四

次

ペーパー

監査委員公報

○平成二十年度包括外部監査の結果報告書の公表について
(八).....

監査委員公告

監査委員公告第8号

平成20年秋田県告示第187号で告示された包括外部監査契約について、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年3月26日

秋田県監査委員	金 谷 信 栄	こだま かず子
秋田県監査委員	秋田県監査委員	大 祥 肇
秋田県監査委員	秋田県監査委員	菊 康 地

※以下別紙報告書のとおり

發行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円 (税込)

印刷所
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原五番二十九号
電話(020)8766-7766
FAX印刷
E-mail:natsubara@matsubaransatsu.co.jp

平成 20 年度
包括外部監査結果報告書

平成 21 年 3 月

秋田県包括外部監査人
公認会計士 青山 伸一

(本報告書における記載内容の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額の内訳の合計が一致しない場合がある。一部単位未満の端数を四捨五入して表示している場合には、四捨五入している旨の記載を行っている。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理は不明確な場合もある。

2. 報告書の数値の出所

報告書の数値等で資料等の出所を明示していないものは、秋田県が公表している資料、あるいは監査対象として組織から入手した資料である。(但し、秋田県が公表している資料、あるいは監査対象として組織から入手した資料でも必要に応じて出所を明示しているものもある。)

報告書の数値等のうち、秋田県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、さらに他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

目次

第 1 包括外部監査の概要	1
I 外部監査の種類	1
II 選定した特定の事件	1
III 外部監査対象期間	1
IV 外部監査の実施期間	1
V 監査対象部署	1
VI 事件を選定した理由	1
VII 外部監査の実施体制	3
VIII 利害関係	3
第 2 外部監査の方法	4
I 監査要点	4
II 主な監査手続	5
1 概要の把握	5
2 今後の方針の確認	5
3 運用の実態の把握（網羅的なリストの作成）	5
4 運用の実態の把握（意見の徴収）	5
5 問題点の整理	12
6 今後の課題	12
第 3 外部監査対象の概要	13
I 行政財産の目的外使用許可とは	13
II 使用料の減免とは	13
III 行政財産の目的外使用許可の手順	14
1 目的外使用許可の内容	14
2 目的外使用許可における使用料の減免	17
3 使用許可事務決裁の流れ	23
IV 秋田県における行政財産の目的外使用許可の概要	24
1 平成 19 年度末時点における行政財産の状況	24
2 平成 19 年度における目的外使用許可の内容	25
3 行財政改革推進プログラムにおける行政財産の目的外使用許可	27
4 県有施設の最適管理と行政財産の目的外使用許可	28
5 「公共建築物活用室」の設置	29

第4 外部監査の結果－総合意見－	30
I 財産の有効活用に関する検討事項	30
1 目的外使用許可と貸付の選択	30
2 空きスペースの積極的活用	32
II 制度に関する検討事項	39
1 規則等の整備の方向性	39
2 行政財産の目的外使用許可の主な手順	40
3 「申請内容の検討」における制度上の問題点	41
4 「使用料の算定」における制度上の問題点	44
5 「使用料の減免の検討」における制度上の問題点	46
6 「水道光熱費等の実費負担についての取り決め」における制度上の問題点	48
7 制度に関する検討事項（まとめ）	53
III 厚生施設に対する使用許可	55
1 厚生施設（自動販売機）の使用料	55
2 厚生施設における減免の問題	58
3 事例（庁舎内にある厚生施設）	69
IV 団体に対する使用許可	73
1 秋田県の出資団体に対する事務室の使用許可に関する減免の問題	73
2 事例（社会福祉会館）	92
V その他	103
1 行政財産の使用許可に伴う共益費	103
2 目的外使用許可における指定管理者の利用	104
3 特別法に基づく行政財産における減免率との比較	105
4 行政財産使用料徴収条例によらない使用料の徴収	106
第5 外部監査の結果－個別事項－	108
I 知事部局	115
1 自治研修所	115
2 社会福祉会館	116
3 老人福祉総合エリア	117
4 心身障害者コロニー、小児療育センター 等	119
5 総合保健センター 等	120
6 ゆとり生活総合創造センター	122
7 大館能代空港管理事務所	123
8 本庁舎、第2庁舎及び秋田地方総合庁舎	124
9 地域振興局	127

II 教育委員会	131
1 体育施設	131
2 総合教育センター	134
3 岩城少年自然の家、保呂羽山少年自然の家	134
4 農業科学館	135
5 大館鳳鳴高校	136
6 大館国際情報学院高校、秋田明徳館高校	137
7 男鹿海洋高校、男鹿工業高校、秋田高校、秋田北高校、大曲農業高校、大曲高校、大曲工業高校	139
8 由利工業高校、西目高校、横手高校、平成高校、増田高校	141
III 公安委員会	144
1 運転免許センター、警察本部庁舎、警察本部別館、警察本部第二庁舎、航空隊庁舎 等	144

第1 包括外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件

「行政財産の目的外使用について」

III 外部監査対象期間

平成19年度(平成19年4月1日から平成20年度3月31日まで)

ただし、必要に応じて他の年度の執行分も含む。

IV 外部監査の実施期間

平成20年6月20日から平成21年3月6日まで

V 監査対象部署

平成19年度に行政財産の使用許可を行った全ての部等を監査の対象とした。

VI 事件を選定した理由

秋田県において、平成20年度から実施している第4期行財政改革では、抜本的に歳入歳出を見直し、必要な施策を着実に実施する財政運営基盤の確立が1つの大きなテーマとなっている。特に、歳入の確保を図るために、県税の収納率の向上、未収金の回収促進などに加え、行政財産を民間の事業活動へ提供することによる使用料の確保(いわゆる行政財産の目的外使用(注1))も重要課題となっている。そのため、今回の包括外部監査においては、行政財産の目的外使用に焦点を当て、行政財産の目的外使用に関する手続きが適正に行われ、使用料が十分に確保されているかについて検討する。

一方、この行政財産の目的外使用については、一部で減免(注2)も行われており、これを濫用することによって、十分な使用料の確保が図れないことも想定される。よって、適正な徴収を実現するためには、使用料だけではなく、減免についても適切に行われているか検討する必要がある。

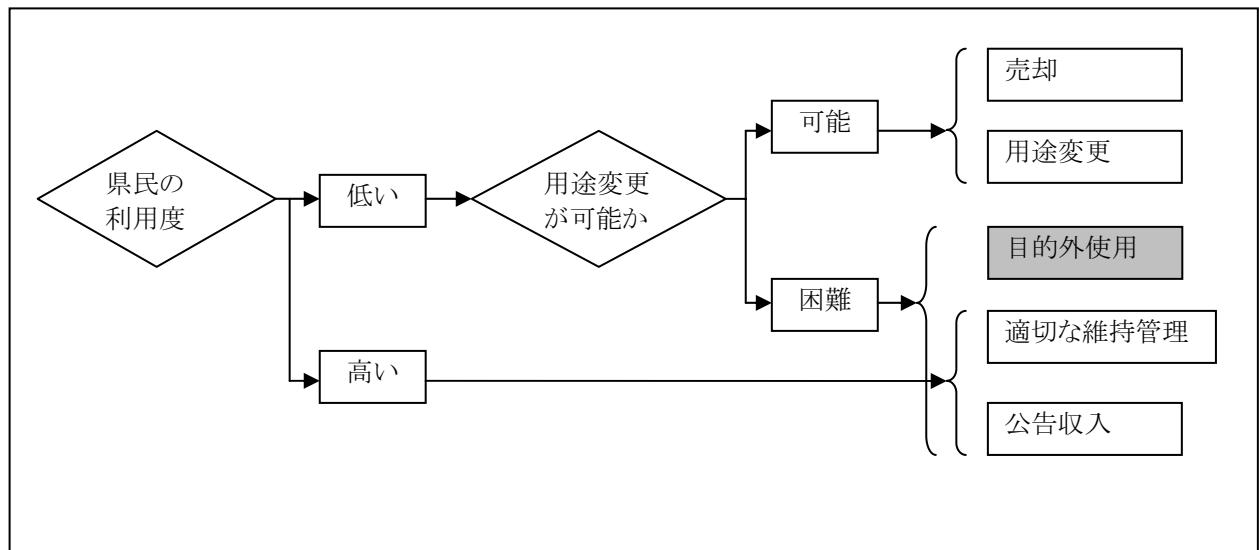
さらに、秋田県が現在推進しようとしているファシリティマネジメント(注3)においても、行政財産の適切な管理の一環として、目的外使用の適切な運用が重要なポイントとなっている。今回、「行政

財産の目的外使用について」という包括外部監査では初めてであろうテーマを選定したが、これは、財政運営基盤の確立が必要という点に加え、ファシリティマネジメントにおいても、行政財産の目的外使用許可が重要なポイントとなるためである

また、今後、職員数の減少が進んでいく状況においては、余った県有施設を如何に有効に活用するかについてが重要な課題となる。そして、その財産の有効活用の方法の1つが行政財産の目的外使用であり、平成20年度の包括外部監査の事件(テーマ)として、行政財産の目的外使用や減免に関する事務を選択する必要があると判断した。

地方自治法第252条の37第1項及び第2項によると、包括外部監査契約において監査及びその報告をする目的は、地方公共団体が、「その事務を処理するに当たって、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにすること(地方自治法第2条第14項)」及び「常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図ること(地方自治法第2条第15項)」の2点を達成するためとしている。今回、行政財産の目的外使用をテーマとして選択したが、包括外部監査の目的を考慮すると、行政財産の目的外使用の事務の適正性だけではなく、今後如何に県有財産を有効に活用していくかについてが監査の重要な要点の1つとする必要があると考える。この監査の結果が、県の歳入の確保だけではなく、県民への魅力ある県有財産の使用機会の創出に繋がることも期待する。

(図1) 財産の最適管理のフロー図(基本方針の概要)



出所) 知事公室作成「公共建築物活用室の業務について」及び「県有施設の最適管理に関する基本方針」を参照

(注 1)行政財産の目的外使用

行政財産は、原則として本来の用途や目的に使用しなければならないが、本来の用途や目的外に使用されても本来の用途や目的を妨げない場合や、さらに行政財産の効率的利用の見地からみて、本来の用途や目的外での使用を認めることが適当な場合もある。このような場合に対応するため、地方自治法においては、一定の条件のもと行政上の許可処分として行政財産の使用を認めることができる(地方自治法第 238 条の 4 第 7 項)としており、これを「行政財産の目的外使用」という。詳細は別途説明する。

(注 2)減免

行政財産の目的外使用が公用もしくは公共又は公益の目的によるときは、使用料の一部又は全てを免除することができる。これを、「減免」といふ。詳細は別途説明する。

(注 3)ファシリティマネジメント

「企業・団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」で「業務用不動産(土地、建物、構築物、設備等)すべてを経営にとって最適な状態(コスト最小、効果最大)で保有し、運営し、維持するための総合的な管理手法」¹ である。もともとは民間企業における管理手法であるが、当然、自治体においても不動産を所有していることより、ファシリティマネジメントの考え方は活用できる管理・運用手法となる。

VII 外部監査の実施体制

包括外部監査人

公認会計士

青山 伸一

包括外部監査人の事務を補助したもの

公認会計士

宮本 和之

公認会計士

作本 達

公認会計士

白山 真一

VIII 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 社団法人日本ファシリティマネジメント協会の定義（ウェブサイトより抜粋）

第2 外部監査の方法

今回の監査の監査要点及び主な監査手続きは、次のとおりである。

I 監査要点

一般に、地方公共団体では、計画が決定され予算措置されるまでが重要であり、通常その結果はあまり検討されない。「財産」もその結果の1つであるが、どのように使用されているかはあまり検討されていないのが実情である。今回の監査においては、行政財産の目的外使用に焦点をあて、監査を実施することとした。主な監査要点は以下のとおりである。

○ 合規性

行政財産の目的外使用許可の手続き(申請手続き、申請内容、使用料の算定手続き、許可書の発行等の手続き、その他)は、「秋田県財務規則」や「秋田県行政財産使用料徴収条例」等の規則に定める手続きに沿って適切に行われているか。また、使用許可期間、更新手続きは適正か。

さらに、行政財産目的外使用許可に係る使用料の減免等の手続きは、「行政財産使用料減免基準」や「厚生施設に関する減免基準細則」等に沿って適切に行われているか。

○ 経済性・効率性

行政財産の目的外使用許可に関する使用料の算定基準及び算定額には合理性があるか。減免率は適正に決められているか。また、目的外使用許可に伴って発生する電気料等の費用負担は適正に行われているか。

さらに、行政財産の目的外使用許可及び減免に関する事務手続きが効率的に実施されているか。

○ 公正性

行政財産の目的外使用許可の申請、決定、使用料の算定手続き、使用料の算定額及び減免額は、県全てにおいて公正になされているか。

II 主な監査手続

1 概要の把握

まず、秋田県において、行政財産の目的外使用許可制度を管理している出納局会計管財課から意見聴取を行うことによって、制度の概要を把握した。また、秋田県における当該使用許可に関する事務手続きの概要を関係資料により把握した。

2 今後の方針の確認

次に、行政財産の目的外使用許可制度を含めた県有財産の今後の利活用方針について秋田県の考えを確認した。秋田県では、平成 20 年度、出納局内に「公共建築物活用室」を設置し、新たにファシリティマネジメントの機能を一元化していることより、出納局会計管財課に加え、この公共建築物活用室からも意見聴取を行い、県の今後の方針を確認した。

3 運用の実態の把握(網羅的なリストの作成)

1. 2. の理解を踏まえ、行政財産の目的外使用許可の運用の実態を把握した。実態を把握するためには、行政財産の目的外使用に関するリストをレビューする必要があるが、秋田県においては、このような網羅的なリストは作成されていない。そこで、まず目的外使用許可を行っているすべての部課等に対してリストの作成を依頼した。(入手したリストの一部を本報告書の最後((表 68、(表 69、(表 70、(表 71)にて掲載する。)

4 運用の実態の把握(意見の徴収)

目的外使用許可の対象となる財産の内容、使用許可先、使用許可先での使用目的、徴収額の算定、減免の適用などは、各部課等が把握していることより、行政財産の目的外使用許可を行っている全ての部課等に対して意見聴取を行わなければ、運用の実態を把握し、監査結果や意見を形成できないとの考えのもと、3 において入手したリストをもとに、原則全ての関係部課等に対して以下の意見聴取を行った。

(表 1) 確認事項一覧

確認事項 1	使用許可の根拠の確認 (秋田県財務規則 第 329 条に従っているか) (注 1)
確認事項 2	使用料の算定根拠及び具体的計算内容の確認 (行政財産使用料徴収条例その他の規則に従っているか) (注 2)
確認事項 3	実費徴収の適正性の確認 (付随的に発生する電気料等の実費は適切に徴収しているか)

確認事項 4	使用許可の期間の適正性の確認 (原則 1 年としているか。1 年を超える場合には合理的な理由があるか。)
確認事項 5	減免手続き、減免率の適正性の確認 (行政財産使用料減免基準その他の規則に従っているか) (注 3)
確認事項 6	管理している財産の中に、他に目的外使用しているものはないか。 (但し、担当者からの意見聴取によって確認)

(注 1)秋田県財務規則第 329 条の内容については後述

(注 2)行政財産使用料徴収条例の内容については後述

(注 3)行政財産使用料減免基準の内容については後述

関係各部課等へのヒアリングは、秋田地方総合庁舎(主な知事部局、中部エリアの地域振興局、高等学校、警察署など)、北秋田地域振興局(北部エリアの地域振興局、高等学校、警察署など)及び平鹿地域振興局(南部エリアの地域振興局、高等学校、警察署など)で実施した。関係部課等ごとの意見聴取の時間は(表 2)のとおりである。

(表 2) 監査(ヒアリング)を実施した部課等と時間

課所名	意見聴取時間	(参考)平成 19 年度の状況	
		使用許可数	(内)減免数
知事公室	30 分	14	11
	消防学校	30 分	14 11
総務企画部	25 分	26	5
	人事課	10 分	3 3
	自治研修所	15 分	23 2
学術国際部	125 分	114	45
	学術国際政策課	10 分	5 1
	健康環境センター	10 分	6 1
	農林水産技術センター	60 分	70 31
	産業技術総合研究センター	45 分	33 12
健康福祉部	275 分	153	112
	福祉政策課	90 分	53 40
	長寿社会課	60 分	36 22
	障害福祉課	90 分	46 39
	子育て支援課	10 分	3 3
	健康推進課	15 分	8 7

課所名		意見聴取時間	(参考)平成19年度の状況	
			使用許可数	(内)減免数
	太平療育園	一分	2	0
	女性相談所	10分	2	1
	衛生看護学院	一分	3	0
生活環境文化部		75分	45	19
	県民文化政策課	30分	17	10
	地域活動支援室	30分	13	11
	自然保護課	15分	16	2
農林水産部		85分	41	12
	農林政策課	10分	1	1
	水と緑推進課	一分	4	0
	農地整備課	15分	16	3
	水産漁港課	10分	2	2
	農業研修センター	10分	10	1
	花き種苗センター	10分	4	1
	北部家畜保健衛生所	20分	2	2
	南部家畜保健衛生所	10分	2	2
産業経済労働部		175分	107	29
	産業経済政策課	15分	5	5
	観光課	60分	31	7
	計量検定所	10分	2	1
	秋田技術専門校	30分	30	9
	鷹巣技術専門校	30分	26	1
	大曲技術専門校	30分	13	6
建設交通部		100分	112	21
	空港港湾課	10分	3	2
	建築住宅課	60分	41	11
	北部流域下水道事務所	一分	3	0
	南部流域下水道事務所	一分	10	6
	秋田港湾事務所	10分	19	1
	船川港湾事務所	一分	2	0
	能代港湾事務所	一分	2	0
	秋田空港管理事務所	一分	15	0
	大館能代空港管理事務所	20分	17	1

課所名		意見聴取時間	(参考)平成19年度の状況	
			使用許可数	(内)減免数
出納局		210 分	117	72
	公共建築物活用室	210 分	117	72
鹿角地域振興局		30 分	11	5
	総務企画部	30 分	11	5
北秋田地域振興局		100 分	29	13
	総務企画部	20 分	8	3
	大館事務所	20 分	6	2
	大館福祉環境部	20 分	4	1
	鷹巣阿仁福祉環境部	10 分	2	1
	建設部	30 分	10	6
山本地域振興局		30 分	20	4
	総務企画部	20 分	9	3
	福祉環境部	10 分	2	1
	農林部	— 分	9	0
秋田地域振興局		10 分	13	1
	福祉環境部	10 分	5	1
	農林部	— 分	6	0
	建設部	— 分	2	0
由利地域振興局		15 分	9	4
	総務企画部	15 分	9	4
仙北地域振興局		50 分	35	6
	総務企画部	20 分	8	4
	福祉環境部	10 分	2	1
	農林部	— 分	17	0
	建設部	20 分	8	1
平鹿地域振興局		40 分	19	7
	総務企画部	30 分	11	6
	福祉環境部	10 分	3	1
	農林部	— 分	4	0
	建設部	— 分	1	0
雄勝地域振興局		40 分	16	6
	総務企画部	30 分	14	5
	福祉環境部	10 分	2	1

課所名		意見聴取時間	(参考)平成19年度の状況	
			使用許可数	(内)減免数
教育委員会		1,515 分	908	284
	生涯学習課	10 分	2	1
	保健体育課	90 分	168	14
	総合教育センター	15 分	25	1
	図書館	一 分	8	0
	青少年交流センター	15 分	8	4
	生涯学習センター	15 分	10	5
	大館少年自然の家	一 分	2	0
	岩城少年自然の家	一 分	5	0
	保呂羽山少年自然の家	一 分	4	0
	近代美術館	10 分	4	1
	博物館	一 分	4	0
	農業科学館	一 分	33	0
	埋蔵文化財センター	一 分	4	0
	スポーツ科学センター	20 分	8	7
	花輪高校	30 分	9	6
	十和田高校	20 分	5	1
	小坂高校	20 分	4	2
	大館鳳鳴高校	30 分	24	7
	大館桂高校	20 分	3	1
	大館工業高校	20 分	13	1
	大館高校	20 分	19	1
	大館国際情報学院高校	30 分	28	13
	鷹巣農林高校	20 分	9	1
	鷹巣高校	20 分	6	3
	米内沢高校	一 分	2	0
	能代高校	30 分	10	5
	能代北高校	20 分	8	1
	能代工業高校	30 分	17	5
	能代西高校	20 分	7	1
	二ツ井高校	20 分	8	3
	男鹿海洋高校	30 分	16	7
	男鹿工業高校	20 分	13	3

課所名	意見聴取時間	(参考)平成19年度の状況	
		使用許可数	(内)減免数
五城目高校	30 分	9	6
秋田西高校	20 分	4	4
秋田高校	30 分	17	7
秋田北高校	30 分	18	8
秋田南高校	30 分	15	10
秋田中央高校	30 分	9	5
新屋高校	30 分	7	5
秋田明徳館高校	20 分	11	3
秋田工業高校	30 分	24	9
金足農業高校	30 分	14	6
本荘高校	30 分	18	3
由利高校	20 分	12	3
由利工業高校	20 分	11	2
矢島高校	20 分	7	2
西目高校	30 分	19	6
仁賀保高校	20 分	7	2
大曲農業高校	30 分	21	14
大曲高校	20 分	9	5
大曲工業高校	30 分	21	7
西仙北高校	10 分	4	2
角館高校	10 分	4	1
角館南高校	20 分	6	3
六郷高校	20 分	5	3
横手高校	30 分	21	5
横手城南高校	20 分	5	2
横手清陵学院高校	20 分	5	3
平成高校	20 分	6	2
雄物川高校	10 分	3	1
増田高校	10 分	8	1
湯沢高校	30 分	21	11
湯沢北高校	10 分	5	1
湯沢商工高校	30 分	15	6
雄勝高校	20 分	7	5

課所名	意見聴取時間	(参考)平成19年度の状況	
		使用許可数	(内)減免数
羽後高校 盲学校 聾学校 比内養護学校 能代養護学校 天王みどり学園 秋田養護学校 栗田養護学校 ゆり養護学校 大曲養護学校 横手養護学校 稻川養護学校	30 分	15	8
	一 分	1	0
	30 分	11	9
	一 分	1	0
	20 分	4	4
	20 分	4	4
	10 分	1	1
	10 分	3	1
	30 分	5	5
	10 分	3	2
	10 分	3	2
	10 分	3	1
公安委員会	470 分	248	116
警察本部会計課	90 分	51	37
鹿角警察署	20 分	9	2
大館警察署	30 分	11	6
北秋田警察署	20 分	10	3
能代警察署	20 分	15	3
五城目警察署	20 分	13	2
男鹿警察署	20 分	6	2
秋田臨港警察署	20 分	10	4
秋田中央警察署	30 分	14	9
秋田東警察署	30 分	13	6
由利本荘警察署	30 分	19	7
にかほ警察署	30 分	12	6
大仙警察署	30 分	20	9
仙北警察署	20 分	8	4
横手警察署	30 分	20	9
湯沢警察署	30 分	17	7
合計	3,400 分	2,039	778

(注 1)監査時間は、当初の予定時間であり、実際の時間は多少変動している。

(注 2)減免を行っていない部課等に対してはヒアリングを実施せず、入手した資料によって概要を把握した。

5 問題点の整理

3 及び 4 によって、関係部課等の状況を把握した結果、問題点はいくつかの類型に分類されるのではないかとの考えに至った。そこで、次の作業として、洗い出された問題点をいくつかの類型に分類し、監査の結果及び意見をまとめることとした。具体的には、以下の 5 種類に分類し、監査の結果としてまとめた。

(表 3) 監査の結果－総合意見－の分類

問題 1 財産の有効活用に関する検討事項
問題 2 制度に関する検討事項
問題 3 厚生施設に対する使用許可に関する検討事項
問題 4 団体に対する使用許可に関する検討事項
問題 5 その他

6 今後の課題

今回は、北秋田地域振興局、平鹿地域振興局、秋田地方総合庁舎を監査の拠点として、北部、南部、中部のそれぞれの地区の関係部課等から意見聴取を行い、監査結果(意見)を取りまとめた。今回の監査では、既に秋田県が行政財産の目的外使用許可を行っているものについての手続きを中心にレビューすることにより、手続きの適正性や規則そのものの不備などについて調査を実施した。また、行政財産の目的外使用をテーマとして監査を実施する場合には、行政財産の所在地を実際に訪問した上で、目的外使用許可がなされている財産の状況を確認するだけではなく、実際に目的外使用をしているにもかかわらず目的外使用許可の対象から漏れているものはないか(不法占用などの問題を含む)、さらに財産の有効活用の面から、現状では行政財産の目的外使用許可をしていないが、今後目的外使用許可を検討するべき財産はないか(遊休財産の確認)などについても検討する必要がある。このような考えのもと、秋田地方総合庁舎内にある厚生施設(売店、食堂など)や事務室等で複数の目的外使用許可を行っている秋田県社会福祉会館の現場を訪問した上で財産の状況を確認した。

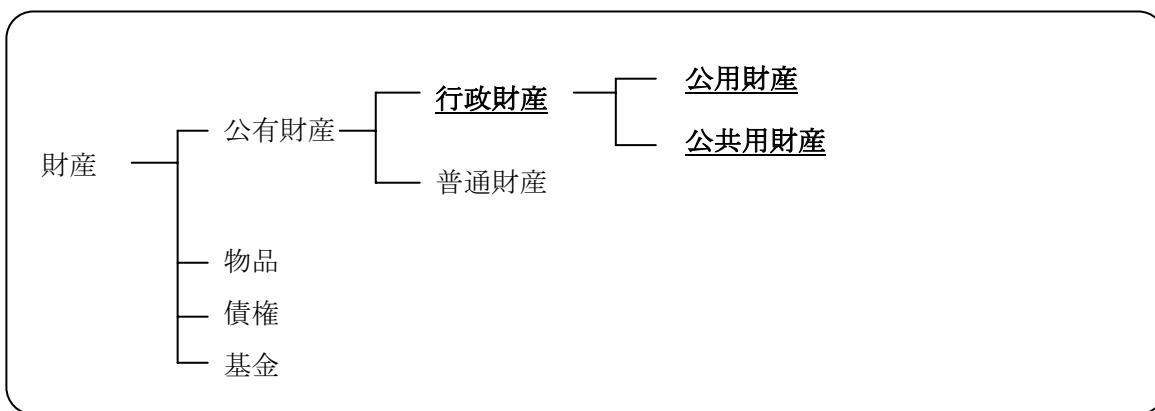
但し、その他の行政財産については、時間的な制約等により現場を訪問することはできなかった。この作業については、秋田県自らの自助努力によって隨時、点検等行っていくことを期待する。

第3 外部監査対象の概要

I 行政財産の目的外使用許可とは

地方公共団体における財産の1つとして「公有財産」がある(地方自治法第237条第1項)。「公有財産」は、「行政財産」と「普通財産」に分類することができるが(地方自治法第238条第3項)、このうち、行政財産とは、地方公共団体において公用又は公共に供し、又は供することを決定した財産をいう(地方自治法第238条第4項)。

(図2) 財産の分類



この行政財産については、原則として本来の目的で使用されることが想定されているが、常に本来の用途だけに使用されなければならないわけではなく、行政財産の効用を高める場合や効率的利用が図られるなどの理由で、目的外での使用を認めることが適当な場合がある。しかしながら、従来、行政財産は、原則として貸付け、交換、売り払い等をすることができず¹、これに違反する行為は無効とされている。そのため、法は、このような場合に備えて、行政財産の目的外使用許可の制度を設けて対応している(「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」地方自治法238の4第7項)。この行政財産の目的外使用許可は、例外的に個人の使用を認めることとしたものであり、行政上の許可処分であり、借地借家法の規定は適用されず、また民法の規定も一般的には適用がない。

II 使用料の減免とは

行政財産の目的外使用許可を行った場合には、一定の方法によって算定した使用料を徴収することができる(地方自治法第225条)。但し、行政財産の目的外使用が公用若しくは公共用又は公益の目的によるときその他特に必要があると認めるときは、使用料の一部又は全てを免除することができる。これを、「減免」という。なお、知事が特に必要と認めたときには、使用料が減免できる

¹ 平成18年の地方自治法の改正によって、一定の条件のもと、行政財産の一部を貸し付けることができることとなった(地方自治法第238条の4第2項)。詳細については、後述する。

が、この規定は曖昧な部分があるため、その濫用には注意が必要である。使用料の一部又は全部を免除するという意味において、減免は一種の補助金と考えることもでき、その運用には十分注意する必要がある。

III 行政財産の目的外使用許可の手順

1 目的外使用許可の内容

(1) 目的外使用許可が認められる範囲

秋田県においては、行政財産の目的外使用が認められる範囲として、秋田県財務規則第329条第1項第1号～第9号のいずれかに該当する場合に限り、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができるとしている。ここで、秋田県財務規則第329条第1項第1号～第9号は次のとおりである。

- ① 県の事務又は事業と密接な関係にある事務又は事業を行うことを目的としている団体が、その事務又は事業のため直接使用するとき。
(たとえば福祉関連団体に対する事務所の使用許可など)
- ② 職員、その他県の施設を利用する者のため、食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。
(たとえば売店、食堂、コピー機の設置の使用許可など)
- ③ 運輸事業、水道、電気又はガス供給事業その他公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。
(たとえば電柱、PHS・携帯電話基地局の設置の使用許可など)
- ④ 公共のために行われる講演会、研究会等の用に短期間使用するとき。
(たとえば各種セミナーや試験会場としての使用許可など)
- ⑤ 国又は他の地方公共団体が、公共又は公益の用に供するとき。
(たとえば市町村が消防器具置場を設置するための使用許可など)
- ⑥ 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として短期間使用するとき。
- ⑦ 交通事情等により公共団体が庁舎敷地の一部を駐車場として使用する場合又は庁舎等の敷地を公共団体若しくは公共的団体が主催するスポーツ大会等に使用する場合で使用期間が一時的であり、かつ、使用目的が営利を目的としないとき。
- ⑧ 信号機、防犯灯その他の公共的施設の設置のための使用で、その使用面積が小さいものであるとき。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、県の事務又は事業の遂行上必要やむを得ないと認められるとき。

出所)秋田県財務規則第329条第1項

また、①から⑨に該当する場合でも、行政財産の用途又は目的を妨げない限度においてのみ使用許可できるものであるから、具体的な事例ごとに次の事項を検討する必要があるとしている（秋田県「公有財産事務の手引き」より）。

- ① 行政財産を申請どおり使用させることができ、当該行政財産の本来の用に供するにあたって障害とならないかどうか。
- ② 使用目的が、行政財産の用途又は目的に反しないかどうか。
- ③ 許可した後で当該財産を公用又は公共用に供するため許可の取り消しをする場合、原状回復の難易。

さらに、行政財産である土地の一部を堅固な建物の敷地として私人に長期間継続的な使用を認めるようなことは、将来当該財産を本来の目的に使用するときに原状回復又は使用関係の是正が事実上困難となり、ひいては行政財産の本来の用途又は目的を妨げる結果となるため、使用許可することができないとしている。

なお、行政財産には、公用財産¹と公共用財産²がある。原則、どちらにも財務規則第329条第1項の適用はある。しかしながら、公共用財産については、それぞれの特別法に使用（占用）許可の制度が認められている場合が通常であり、その場合には、当該規定にしたがって使用（占用）許可をすることになる（「行政財産事務取扱について」の「行政財産の目的外使用許可に関する事項第2」より）。

今回の監査においては、財務規則第329条第1項が適用される行政財産を中心に監査を実施したため、特別法に定めがある公共用財産については、施設ごとの個別のヒアリングは実施せず、「外部監査の結果－個別意見－」からは除外した。但し、このような公共用財産についても、その概要について担当課からヒアリングした上で、財務規則第329条が適用される行政財産との比較などについて、本報告書で記載することとした。概要を確認した公共用財産は、都市公園、下水道、港湾施設、道路、河川及び漁港の各財産である。

（表4）行政財産の許可に関する法律関係の比較

区分	行政財産 (右以外)	都市公園	道路財産	下水道財産	港湾財産	河川財産	漁港漁場
台帳	公有財産 台帳	都市公園 台帳	道路台帳	下水道台帳	港湾台帳	河川台帳	漁港台帳等
許可	地方自治法 第238条の4 第7項	都市公園法 第6条	道路法 第32条	下水道法 第25条	港湾法 第38条	河川法 第23条 第24条	漁港漁場整備 法第25条

- 1 公用財産とは、行政財産の内、地方公共団体がその事務又は事業を執行するため、自らが直接使用することを目的とした財産であり、県庁舎などがこれにあたる。
- 2 公共用財産とは、住民が一般的に利用することを本来の目的とした財産であり、公園、学校、図書館、病院、保育所、道路、港湾などがある。公共用財産の一部については、それぞれの特別法が定められている。

(2) 行政財産使用料の算定

目的外使用許可を行った場合には、使用料を徴収することができる（地方自治法第 225 条）。秋田県においては、「秋田県行政財産使用料徴収条例」に定めるところにより次表の計算式などで使用料を算出することとしている。

【使用料の算定式】

- ① 土地…使用面積×1 m²当たりの公有財産台帳価格×4／100=使用料（年額）
- ② 建物…使用面積×1 m²当たりの公有財産台帳価格×8.4／100=使用料（年額）

出所)秋田県行政財産使用料徴収条例第 2 条及び別表

また、1 m²未満又は 1 年未満の端数の事例の場合は、以下の運用で対応している。

【1 m²未満の場合の処理】

- ① 使用面積が 1 m²未満のときは、1 m²とする。
- ② 使用面積に 1 m²未満の端数があるときは、端数未満を 1 m²とする。

【1 年未満の場合の処理】

- ① 使用期間が 1 年未満のとき又はその期間に 1 年未満の端数があるときは、月割で計算する。
- ② 使用期間が 1 月未満のとき又はその期間に 1 月未満の端数があるときは日割で計算する。
- ③ 使用期間が 7 時間以下のときは、使用時間 1 時間につき使用時間が 1 日であるものとして計算した額を 8 で除したとする。

$$\text{使用料（年間）} \times 1 / 365 \times \text{使用時間} / 8 = \text{使用料}$$

- ④ 使用時間が 1 時間未満のときは 1 時間とし、使用時間に 1 時間未満の端数があるときは当該端数を 1 時間とする。
- ⑤ 土地の使用期間が 1 月未満のときの使用料は、上記で算定した額に 1.05 を乗じた額とする。

出所)秋田県行政財産使用料徴収条例 備考 1～4)

但し、電柱、電話柱などについては、秋田県行政財産使用料徴収条例に定める額に拠り難

いため、それぞれ秋田県道路占用料徴収条例第2条、電気通信事業法施行令第5条の規定を準用している。

(3) 目的外使用許可の期間

行政財産の用途又は目的以外の使用に当たっては、その期間はなるべく短い期間とすることが望ましいとされているため、通常1年以内を原則とし、著しく実情に沿わない場合に限り適宜必要な程度に応じて期間を延長することが適當となる。特に、土地を堅固な建物の敷地として使用させるような長期にわたる使用の許可については慎重な配慮を要することになる¹。

このような考え方のもと、秋田県では、行政財産の用途又は目的にあった使用を確保するため、目的外使用許可の期間は原則1年以内としている(秋田県財務規則第329条第2項)。

但し、秋田県財務規則第329条第1項第2号(職員、その他県の施設を利用する者のため、食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき)、第5号(国又は他の地方公共団体が、公共又は公益の用に供するとき)及び第8号(信号機、防犯灯その他の公共的施設の設置のための使用で、その使用面積が小さいものであるとき)に基づく使用許可の場合には、3年以内とすることができます、さらに同項第3号(運輸事業、水道、電気又はガス供給事業その他公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき)に基づく使用許可の場合には、5年以内とすることができます(秋田県財務規則第329条第2項但書)。

なお、使用許可するもののうち、減免しているものについては、使用開始日の属する年度の末日までに終了することとしている(行政財産使用料減免基準第2)。この結果、ほとんどの場合、使用期間は1年以内となっている。

2 目的外使用許可における使用料の減免

地方自治法第225条は、目的外使用許可を行った場合には使用料を徴収することができる旨の規定なので、場合によっては使用料を免除することもできる。秋田県行政財産使用料徴収条例によると、知事は、行政財産の使用が、公用若しくは公共用又は公益の目的によるとき、その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができるとしている(秋田県行政財産使用料徴収条例第3条)。具体的には、秋田県財務規則第329条第1項第1号～第9号に規定している行政財産の目的外使用のそれぞれの内容ごとに、(表5)のような減免の条件を定めている(行政財産使用料減免基準別表)。なお、行政財産使用料減免基準は、平成20年2月1日以降改定がなされているため、平成20年1月31日以前のものを掲載した上で、平成20年2月1日以降改正された場合には、その下に記載する。

¹ 「新版逐条地方自治法」松本英昭著、学陽書房、893頁より抜粋

(表 5) 秋田県における目的外使用における減免の条件

減免区分 使用区分	50%を超える減額又は免除ができる場合(注 2)	50%以内の減額ができる場合	減免ができない場合
329 条第 1 項第 1 号 (1. (1). ①参照)	次の団体が使用するとき。 ①県職員が兼務し実質的に県が運営する団体 ②県の事務又は事業を代行又は補佐する団体 ③法令により義務的に設置され県の指揮監督を受ける団体 ④主として県の補助、出資等により運営される団体	左記に該当しないもので、県が特に育成又は支援すべき団体が使用するとき。	
329 条第 1 項第 2 号 (1. (1). ②参照)	(平成 20 年 1 月 30 日以前) 当該厚生施設の営業条件が著しく限定されていると認められているときは、75%を限度に減額できる。ただし、特に必要とされる場合はこの限りではない。	(同左) 当該厚生施設の営業条件が限定されていると認められるとき。 ただし、特に必要とされる場合はこの限りではない。	(同左) 自動販売機を設置するとき。
	(平成 20 年 2 月 1 日以降)	(同左) 当該厚生施設の営業条件が限定されていると認められるとき。 但し、営業条件が著しく限定されている場合は、75%を限度として減額することができる。	(同左) 減免基準等に照らして減免対象外となつたとき。 自動販売機を設置するとき。
329 条第 1 項第 3 号 (1. (1). ③参照)	庁舎又は県立高校のバス停留所等、主として県の施設を利用する者のために使用するとき。	左記に該当しないもので、他の地方公共団体が使用するとき。 但し、移動体通信基地局を建物に設置するときは、75%を限度として減額できる(下限 1,500 円)。	地方財政再建促進特別措置法第 24 条に掲げる公社等が使用するとき。
329 条第 1 項第 4 号 (1. (1). ④参照)	当該使用に当たって、入場料等を徴収しないとき又は実費相当額のみを徴収するとき。	左記以外のもの。	
329 条第 1 項第 5 号 (1. (1). ⑤参照)	他の地方公共団体が当該使用するとき。		国が当該使用するとき。
329 条第 1 項第 6 号 (1. (1). ⑥参照)	当該使用するとき。		
329 条第 1 項第 7 号 (1. (1). ⑦参照)	当該使用するとき。		
329 条第 1 項第 8 号 (1. (1). ⑧参照)	(平成 20 年 1 月 30 日以前) 国又は他の地方公共団体が使用する場合で、使用面積が概ね 1 m ² 未満であるとき。	(同左)	
	(平成 20 年 2 月 1 日以降) 国又は他の地方公共団体が使用する場合で、使用面積が概ね 1 m ² 未満であるとき。	(同左) 左記の面積以外のもの。 現に当該行政財産に密接な関係の公共的団体が当該使用するとき。	
329 条第 1 項第 9 号 (1. (1). ⑨参照)	県職員の職員団体若しくは労働組合の事務の用に供するため最小限度の広さの事務所として使用するとき又はその他特に必要と認められるとき。		

出所)行政財産使用料減免基準別表1(平成20年1月31日以前及び平成20年2月1日以降)

(注1)財務規則329条第1項第1号から第9号の具体的な内容については、「1 目的外使用許可の内容」の「(1)使用の内容」を参照。

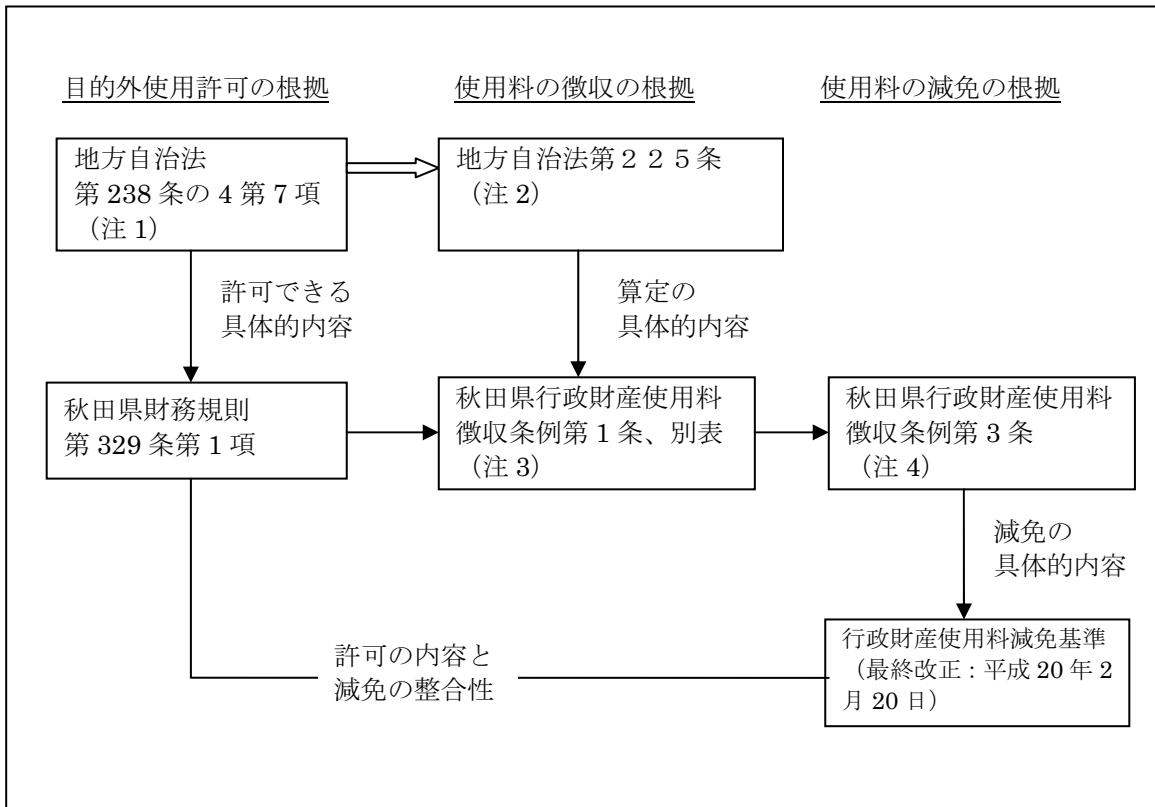
(注2)平成20年2月1日以降については、「免除ができる場合」となっている。但し、実質的な違いはない。

(注3)この表のとおり、平成20年1月31日以前と平成20年2月1日以降で差が生じているのは、329条第1項第2号と第8号となる。

(注4)329条第1項第3号については、「移動体通信基地局を建物に設置するときは、75%を限度として減額できる(下限1,500円)」の記載場所が変わっているが、実質的な違いはないので、表3においては、差が生じていないこととしている。

なお、行政財産使用料減免基準を補完するものとして、厚生施設の減免率算定のための運用指針として、秋田県は「厚生施設に関する減免基準細則」及び「行政財産使用料減免基準に関するQ&A」を設けている。以上、目的外使用許可と減免について、まとめると(図3)及び(図4)のようになる。

(図 3) 公用財産、公共用財産(特別法なし)の場合の目的外使用の法律等の関係



出所)関連する法律等に基づき監査人が作成

(注1)地方自治法第238条の4第7項

「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」

(注2)地方自治法第225条

「普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」

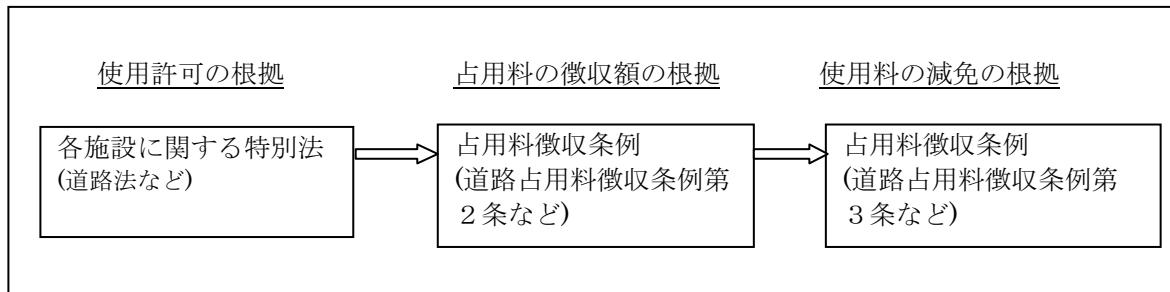
(注3)秋田県行政財産使用料徴収条例 第1条

「地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けて行政財産を使用する者から、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めることにより、使用料を徴収する。」

(注4)秋田県行政財産使用料徴収条例 第3条

「知事は、第1条の規定により行政財産の使用が、公用若しくは公共用又は公益の目的によるときその他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。」

(図 4) 公公用財産(特別法あり)の場合の目的外使用の法律等の関係



出所) 関連する法律等に基づいて監査人が作成

(注 1) 道路法第 32 条第 1 項

「道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの」

(注 2) 道路占用料徴収条例第 2 条

「占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第三十二条第一項若しくは第三項 の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。)第十条、第十二条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間)。以下この条、第四条第一項及び同表の備考九において同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が一月末満のものについての占用料の額は、別表 占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇五を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇五を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)の合計額とする。」

(注 3)道路占用料徴収条例第 3 条

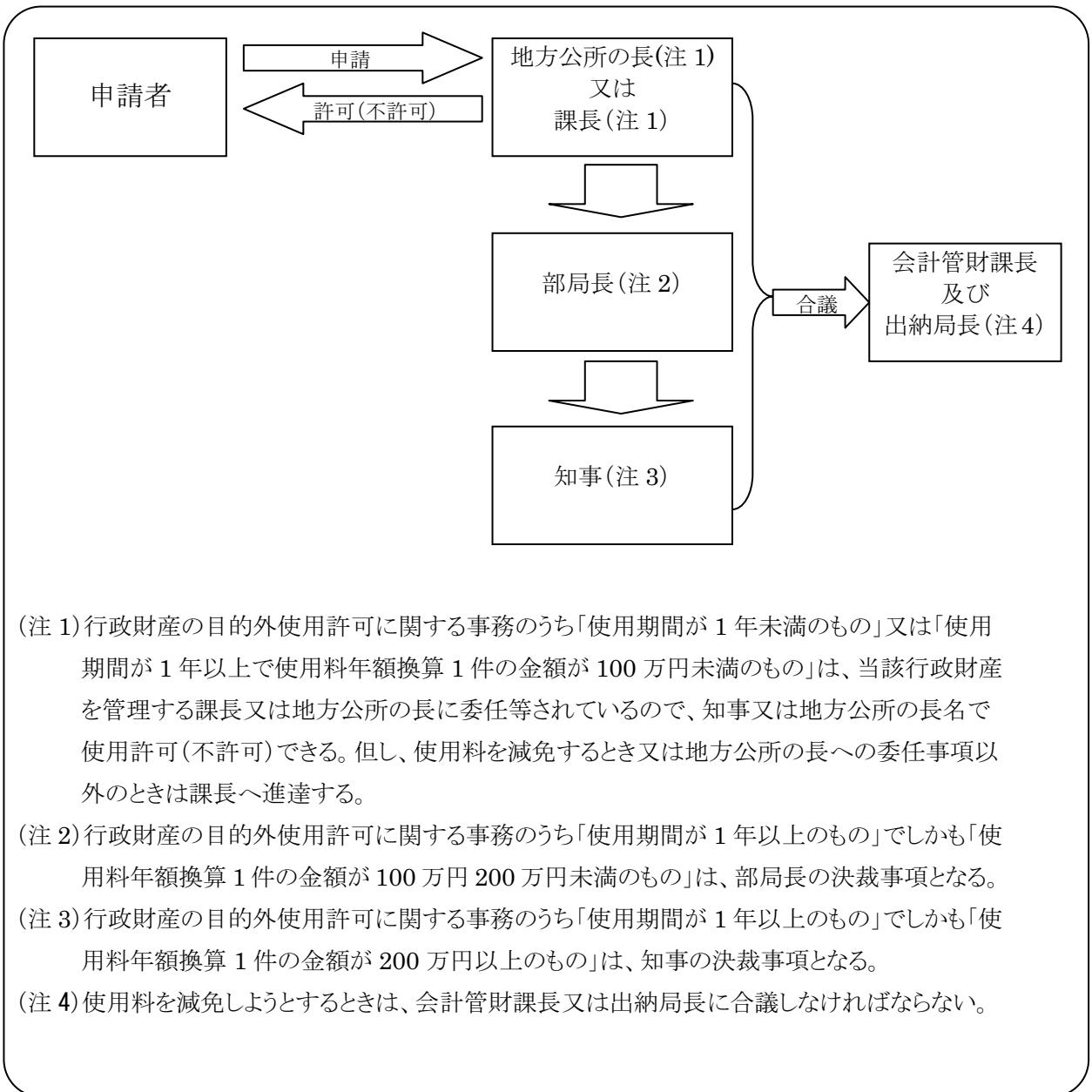
「知事は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

- 一 法第三十五条に規定する事業(道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。)第十八条に規定する事業を除く。)及び地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第六条に規定する公営企業に係るもの
- 二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する施設
- 三 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- 四 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第十七条第一項に規定する都市計画として決定された路外駐車場
- 五 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する額の占用料を徴収することが著しく不適当であると認められる占用物件で、知事が定めるもの」

3 使用許可事務決裁の流れ

申請者から申請書の提出があった場合の秋田県における事務決裁の流れは概ね(図 5)のとおりである。

(図 5) 目的外使用許可に関する事務決裁の流れ



(注 1)行政財産の目的外使用許可に関する事務のうち「使用期間が 1 年未満のもの」又は「使用期間が 1 年以上で使用料年額換算 1 件の金額が 100 万円未満のもの」は、当該行政財産を管理する課長又は地方公所の長に委任等されているので、知事又は地方公所の長名で使用許可(不許可)できる。但し、使用料を減免するとき又は地方公所の長への委任事項以外のときは課長へ進達する。

(注 2)行政財産の目的外使用許可に関する事務のうち「使用期間が 1 年以上のもの」でしかも「使用料年額換算 1 件の金額が 100 万円 200 万円未満のもの」は、部局長の決裁事項となる。

(注 3)行政財産の目的外使用許可に関する事務のうち「使用期間が 1 年以上のもの」でしかも「使用料年額換算 1 件の金額が 200 万円以上のもの」は、知事の決裁事項となる。

(注 4)使用料を減免しようとするときは、会計管財課長又は出納局長に合議しなければならない。

出所)秋田県内部資料「公有財産事務の手引きー改定版ー」参考

IV 秋田県における行政財産の目的外使用許可の概要

1 平成 19 年度末時点における行政財産の状況

秋田県の平成 19 年度における県有財産は(表 6)のとおりである。

(表 6) 平成 19 年度末時点における県有財産の状況

(単位:千円)

区分	単位	数量	金額
土地	m ²	98,263,383	266,903,960
建物	m ²	2,058,511	237,110,116
山林	m ²	47,251,193	10,765,838
立木	m ³	1,562,828	5,745,997
船舶	隻	3	2,966,236
航空機	機	1	492,450
物権(地上権)	m ²	68,919,856	—
無体財産権	件	96	—
有価証券	件	28	14,039,759
出資による権利	件	79	50,356,532
重要物品	件	2,972	39,730,288
債権	件	53	56,173,433
基金		30	84,972,707

出所) 監査人が作成

2 平成 19 年度における目的外使用許可の内容

(1) 部局別一覧

平成 19 年度における部局別の目的外使用許可の一覧を(表 7)に示す。この表のとおり、最も許可件数が多い部局は、教育委員会となっている。これは、各種スポーツ施設に加え、高等学校などがあるためである。次に、健康福祉部、出納局の順番となっているが、健康福祉部については、社会福祉会館や老人福祉総合エリアなどの施設があるためであり、出納局は、本庁舎、第 2 庁舎及び秋田地方総合庁舎を所管しているためである。

(表 7) 平成 19 年度における目的外使用許可の部局別一覧

(単位:円)

部署名	許可件数	減免件数	条例等算出額	徴収額	減免額
知事公室	14	11	655,002	58,983	596,019
総務企画部	26	5	18,541,570	5,112,561	13,429,009
学術国際部	114	45	20,507,918	3,400,245	17,107,673
健康福祉部	153	112	124,077,065	20,195,356	103,881,709
生活環境文化部	46	19	22,055,671	9,820,199	12,235,472
農林水産部	41	12	11,637,631	4,684,237	6,953,394
産業経済労働部	107	31	64,421,962	5,371,591	59,050,371
建設交通部	112	21	22,904,570	6,914,805	15,989,765
出納局	117	72	32,104,114	2,183,331	29,920,783
鹿角地域振興局	11	5	775,320	150,951	624,369
北秋田地域振興局	30	13	1,247,814	206,288	1,041,526
山本地域振興局	20	4	729,503	201,023	528,480
秋田地域振興局	13	1	311,755	248,754	63,001
由利地域振興局	9	4	551,280	137,091	414,189
仙北地域振興局	35	6	1,044,624	497,281	547,343
平鹿地域振興局	19	7	928,710	239,047	689,663
雄勝地域振興局	16	6	2,038,081	255,297	1,782,784
教育委員会	908	284	135,368,526	23,331,849	112,036,677
公安委員会	248	116	19,462,028	1,613,412	17,848,616
合計	2,039	774	479,363,144	84,622,301	394,740,843

出所) 入手したリストに基づいて監査人が作成

(2) 減免の状況

次に、平成 19 年度における減免の状況を示す。(表 8)のとおり、平成 19 年度における目的外使用許可件数の内、62%が「減免なし」で、残りの 38%が「減免あり」となっている。また、774 件の減免数の内、517 件は、100% 減免となっている。

(表 8) 平成 19 年度における減免の状況

項目	許可件数(件)	比率
減免なし	1,265	62%
減免あり	774	38%
100% 減免	517	25%
75% 減免	90	5%
50% 減免	151	7%
その他減免	16	1%
計	2,039	100%

出所)監査人が作成

次に、部局別の減免率ごとの減免数は(表 9)のとおりである。この表のとおり、どの部局においても、100% 減免が多いことがわかる。但し、部局によって、減免の適用の仕方に特徴もあり、たとえば、健康福祉部においては、75%を比較的多く適用しており、また教育委員会においては、50% 減免を多く適用している。教育委員会において 50% 減免が多い理由は、厚生施設についてはほぼ 50% 減免を行っていることによる。

(表 9) 平成 19 年度における部署別の減免数

部署名	減免数(件数)					(参考) 平均 減免率 (注)
	100%	75%	50%	その他	合計	
知事公室	10	—	—	1	11	91%
総務企画部	2	3	—	—	5	72%
学術国際部	28	8	8	1	45	83%
健康福祉部	49	51	3	9	112	84%
生活環境文化部	12	—	6	1	19	55%
農林水産部	10	2	—	—	12	60%
産業経済労働部	25	—	6	—	31	92%
建設交通部	17	—	4	—	21	70%
出納局	52	12	4	4	72	93%

部署名	減免数(件数)					(参考) 平均 減免率 (注)
	100%	75%	50%	その他	合計	
鹿角地域振興局	3	2	—	—	5	81%
北秋田地域振興局	11	1	1	—	13	83%
山本地域振興局	3	1	—	—	4	72%
秋田地域振興局	1	—	—	—	1	20%
由利地域振興局	3	1	—	—	4	75%
仙北地域振興局	3	2	1	—	6	52%
平鹿地域振興局	5	2	—	—	7	74%
雄勝地域振興局	4	1	1	—	6	87%
教育委員会	172	1	111	—	284	83%
公安委員会	107	3	6	—	116	92%
合計	517	90	151	16	774	82%

出所)監査人が作成

(注) 平均減免率は、(減免額÷条例等算出額)×100 で算出された数値である。これは、各部ごとに金額ベースでどれくらいの比率で減免を行っているかを示すものである。秋田県全体の比率である 82% は、(表 10)の計算によって算出している。

(表 10) 平成 19 年度における条例等算出額、徴収額及び減免額
(単位:円)

項目	金額	比率
条例等算出額 (A)	479,363,144	100%
徴収額 (B)	84,622,301	18%
減免額 (A - B)	394,740,843	82%

以上より、減免は、件数ベースでは全体の 38%((表 8)参照)にとどまっているが、金額ベースでは 82%((表 10)参照)となっていることがわかる。これは、減免の多くが 100% 減免になっていること、及び減免対象の多くが、金額的に重要性が高いものであるからと考えられる。いずれにしても、行政財産の目的外使用許可における条例等算出額のかなりの部分で減免が行われている。

3 行財政改革推進プログラムにおける行政財産の目的外使用許可

秋田県では、平成 11 年に「秋田県行政改革大綱」を策定し、その後、第 2 期及び第 3 期のプログラムを推進してきた。一方、地方交付金等がピーク時に比べ 500 億円以上も減少するなど、一般財源が大幅に減少する事態が続いていることより、基金の大幅な取り崩しを余儀なくされている。そ

の結果、平成 21 年には主要な基金が枯渇するおそれもでできている。これらを受けて、平成 20 年から平成 22 年までを実施期間とする「第 4 期行財政改革」では、抜本的な歳入歳出の見直しを 1 つの大きな柱としている。この行財政改革の中においては、行政財産の目的外使用許可についても、受益とのバランスを考慮して適正な負担を求めることとし、使用料の額を見直し、減免の妥当性の検討、また新たな使用料等の導入など収入拡大策を進めることとしている。具体的な実施計画と取り組み目標は以下のとおりとなっている。

【実施計画】

取組内容	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
1 現行使用料等の金額、減免等の妥当性についての見直し		➡	
2 新たな使用料等の導入		➡	

出所) 第 4 期行財政改革推進プログラム 平成 20 年 3 月 秋田県 より

【取組目標】

取組内容	現状 (平成 19 年度)	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
使用料の見直しの件数	185 件 (使用料等件数)	20 件	20 件	20 件

出所) 第 4 期行財政改革推進プログラム 平成 20 年 3 月 秋田県 より

4 県有施設の最適管理と行政財産の目的外使用許可

秋田県は、県有施設の最適管理を目的として、平成 20 年 3 月に「県有施設の最適管理に関する基本方針」を取りまとめた。この基本方針では、県有建築物及び道路、河川、港湾などそれぞれの個別法が定める台帳に記載されている施設を対象として、これらの施設の 5 つの課題(①維持管理コストをいかに縮減するか ②新たに施設を作らずにいかに長寿命化させるか ③行政財産をいかに有効活用していくか ④低・未利用施設をいかに活用・処分していくか ⑤環境問題にいかに対応していくか)を掲げ、これらをどのように解決して最適管理を達成するかについて提言している。そして、最適管理のために、①維持管理費の低減 ②施設の長寿命化 ③県の歳入確保の寄与 ④利用の促進 の 4 つの項目から取り組むとしている。

この取り組みの中で、行政財産の目的外使用許可については、③県の歳入確保の寄与 ④利用の促進 に関係するが、特に④については、「用途廃止」が困難なものについては、目的外使用や広告収入によって、利活用及び適正な維持管理を図るとしている。

5 「公共建築物活用室」の設置

4 の最適管理を一元的に進めるため、従来の営繕課の保全担当と会計管財課の庁舎管理担当を統合して、平成 20 年 4 月に「公共建築物活用室」が設置された。この「公共建築物活用室」では、従来から実施していた営繕業務や庁舎の管理に加えて、①県有建築物へのファシリティマネジメントの導入、②事務空間の活用に向けた取り組みの実施、③企業広告の活用に向けた取り組みの実施といった新たな業務が加わっており、経営的視点にたった県有施設の最適管理のために、目的外使用許可の運用管理についても業務の 1 つとなる。

第4 外部監査の結果－総合意見－

I 財産の有効活用に関する検討事項

1 目的外使用許可と貸付の選択

(1) 概要

厳しい財政状態にある現状を鑑みると、職員数の減少という方向性は今後も変わらないであろう。このような状況においては、庁舎を始め、さまざまな施設に空きスペースが生じることになる。そこで、余った県有施設を如何に有効に活用するかについてが今後の重要な課題となる。

有効活用の方法としては、まず用途廃止をした上で、普通財産として有効活用していくか、又は売却するという手段が考えられる。しかしながら、この方法が可能となるのは、施設全体又はある程度まとまった部分が空いている場合、たとえば1フロア全体が空いているなど、限られた状況でしか実務上は選択することはできない。そこで、従来、施設の一部において空きスペースが生じた場合に最も有効な方法は目的外使用許可であった。行政財産は貸付ができず、第三者に使わせるためには、目的外使用許可しか方法がなかったためである。しかしながら、平成18年の地方自治法の改正によって、新たに行政財産の貸付等が可能となった(地方自治法第238条の4第2項第1号～第6号)。これは、地方自治体の自主的、自立的な運営の拡大を目指したものであるが、特に、同項第4号においては、床面積又は敷地に余裕がある場合、自治体以外のものに余裕がある部分を貸し付けることができるとしている。今後は、行政財産の目的外使用許可と行政財産の貸付の選択が可能となったことにより、どちらかを選択しなければならない。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

①目的外使用許可と貸付制度の選択の必要性

秋田県では、現在行政財産の貸付は行っていない。しかしながら、今後は目的外使用許可と貸付の制度を有効に活用して、選択をしていくべきである。なぜならば、行政財産の目的外使用許可は、行政上の許可処分によって例外的に個人の使用を認めることとしたものであり、その制度の特徴より競争原理を働かせることが困難であるのに対して、貸付制度は、公募等において事業計画の提出を義務付けさせることによって競争原理を働かせ、結果的に創意工夫のもと事業の実施が可能となるからである。また、目的外使用許可は、通常1年以内を原則とすることより、事業者は、1年以上の長期の事業計画のもとに事業を実施することが困難であった。これに対して、貸付制度においては、長期契約が可能であり、事業者は長期計画に基づいて事業

を実施できるものである。

なお、貸付と目的外使用許可を選択するポイントとしては、使用期間と使用又は貸付先と秋田県との関係などがあるが、秋田県はこれらを踏まえ、慎重に選択する必要がある。

<参考>

○使用期間

対象となる財産はあくまで行政財産であり、現在は使わないが将来は本来の目的のために公用又は公共用に供する可能性がある。よって、将来の使用見込みや上位計画等を吟味した上で、1年ないし2年程度の使用であれば目的外使用が適し、それ以上であれば貸付が適する。たとえば、食堂については、実質的に財産そのものの仕様が食堂を想定して作られている場合が多く、また創意工夫のもと営業することが可能となるため、この場合は貸付が適していると考えられる（「新版地方自治問題解決事例集 第3巻 財務編」地方自治問題研究会、平成20年9月10日、349頁参考）。秋田県としても、目的外使用許可と貸付の長所・短所を見極めた上で使い分けることが望ましい。

○使用又は貸付先と秋田県との関係

但し、目的外使用許可の場合、行政上の許可処分であり、借地借家法の適用はないので、自治体側から将来に向かって一方的に取り消しが可能となる。また、特別の事情がない限り、使用権者側から補償を求める事もできない。一方、貸付は契約行為であり、借地借家法の適用を受けるため、相手側に借地権や借家権が発生する。また、契約期間中の解除は、損失補償を伴うことになる。よって、貸付を選択する場合には、借地借家法による事業用定期借地権や定期借家制度を用い、契約期間満了後に貸し付けた行政財産が確実に返還される契約手法を用いることが望ましいことになる。（「新版地方自治問題解決事例集 第3巻 財務編」地方自治問題研究会、平成20年9月10日、349頁参考）。以上より、貸付を選択する場合には、どのような相手先かを見極める必要がある。

○貸付の事例

なお、地方自治法第238条の4第2項第4号の空きスペースの貸付けの先進事例としては、東京都が、庁舎等の行政財産の民間事業者（例：コンビニ）への貸し付けや都税事務所の来庁者用駐車場を24時間営業のコインパーキングとして貸し付けた事例などがある。具体的には、開庁日の来庁者が比較的少なく駐車場に余裕がある時間帯は周辺駐車料金よりも高めに設定することで、来庁者に弊害なく一般利用との併用を可能とし、また閉庁日は、周辺駐車料金と同程度の料金を設定することにより、一般利用の促進を可能としている。

秋田県の庁舎の所在地を考慮すると、コインパーキングとすることによる成功の可能性は低いが、あらゆる行政財産について貸付の選択の可能性を模索していくことが必要である。

2 空きスペースの積極的活用

(1)概要

関係部課からの意見聴取によると、新規の使用許可は県の外郭団体への執務室の使用許可など毎年数件程度であり、使用許可に関する問い合わせも数件となっている。これは、今まで秋田県としては、行政財産の目的外使用は積極的に推進する性質のものではないという考えであったことと、潜在的な利用者に対して行政財産の目的外使用についての情報が十分に伝わっていなかつたものと考えられる。しかしながら、組織及び職員数の削減に伴って空きスペースが増えしていくことを想定すると、目的外使用や貸付については、今後積極的に推進していくかなければならない状況にあることは確かである。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

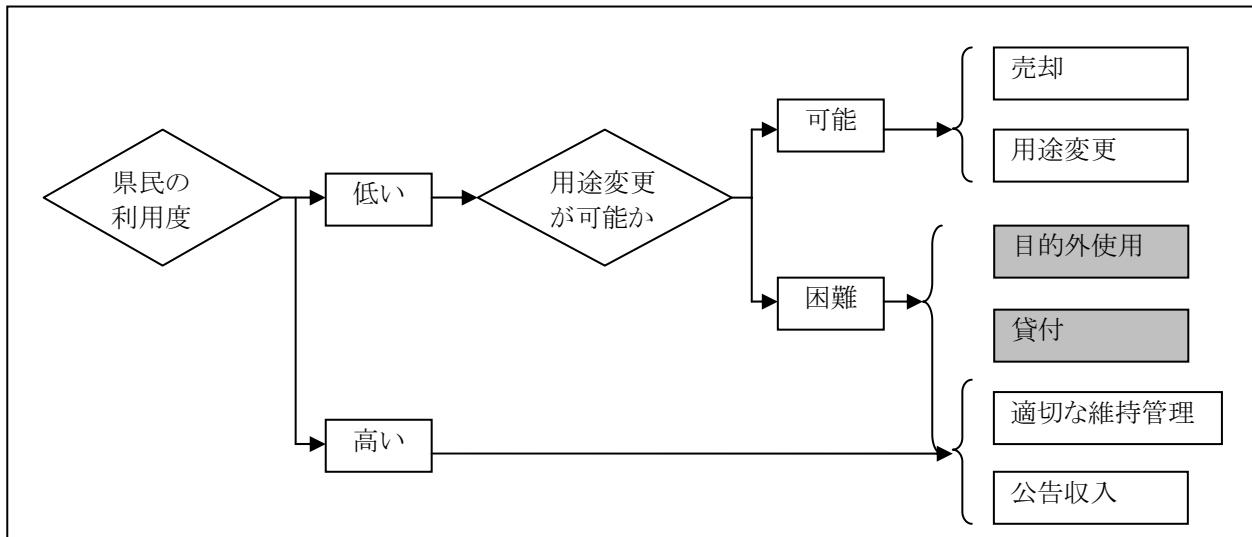
①一元管理に基づく空きスペース管理の必要性

空きスペースを一元管理する所管課を明確にした上で、その課を中心として、空きスペースの有効活用に向けた取り組みを積極的に行う必要がある。現状においては、一元管理する課としては平成20年4月に設置された「公共建築物活用室」がふさわしいと思われる。そして、「公共建築物活用室」を中心に一元管理するためには、まず情報の集約が必要となる。この点、今まで秋田県は網羅的なリストを作つていなかつたことより、今回の包括外部監査において作成した網羅的なリストを利用し、これを今後定期的に更新するなどの方法によって管理することも1つの方法となる。なお、「第3.III.3 使用許可決裁の流れ」にもあるとおり、従来使用料を減免しようとするときは、会計管財課長又は出納局長の合議が必要であり、この点は管理の面で評価できる。但し、今後は減免以外の場合も含めた一元管理が必要となる。

また、秋田県としては、今後使用許可又は貸付先の開拓が必要となるが、使用許可又は貸付先としては、今までの許可先の枠にとらわれず、たとえばNPO法人やボランティア団体等へ今まで以上に積極的に開放するなどの検討が必要である。なお、秋田県が検討している「地域振興局再編アクションプラン」においては、地域振興局の活用方針として、1)短期貸出用スペースとして、公共的、公益的な活動やイベント、会議等に目的外使用許可をする、2)大会議室で県主催のイベント等がない場合で、公共性、公益性の高い目的の場合に目的外使用許可をする、3)その他空きスペースについて、最長1年間、NPOやボランティア団体、公益的団体、起業化を目指す県民等の利用に供する場合に使用許可するなどの方針が打ち出されている。

ちなみに、空きスペースが第三者に積極的に利用されるということは、第三者が県の施設に入ることでもあるので、セキュリティーへの配慮も必要となる。

(図 6) 財産の最適管理のフロー図



②施設の特徴を活かした使用許可

余った県有施設を有効に活用し、歳入の確保に繋げるためには、各施設の設置目的や構造上の特徴を踏まえたきめ細かな対応が求められる。そのためには、財務規則における目的外使用許可の規定を目的外使用許可を推進するように改正した上で、行政財産使用料徴収条例を効用にあった使用料を徴収できるよう詳細に規定するか、又は各施設の設置条例において目的外使用について定めるなどの対応が必要である。このことにより、空きスペースの状況などについて施設の特徴を考慮した対応が可能となる。

また、短期の使用許可の中には、1件当たりの使用面積が狭く、また使用料を日割りで計算するため、結果的に数十円から数百円程度と少額なものもあるが、少額徴収であっても、事務負担は他の使用許可と変わらないため、費用対効果の面で問題がある。この問題については、一定の施設単位の条例において定額の使用料をきめ細かく規定することや、行政財産使用料徴収条例に定額の使用料を詳細に規定して対応することにより、事務の効率化にも繋がることになる。

<参考>

【学校施設の例】

秋田県における学校施設の利用に関する規則としては、財務規則の他に、「学校施設の確保に関する政令」及び「秋田県立高等学校管理規則」の2つがあるが、これらは施設の特徴を活かしたものとはなっていない。

【学校施設の確保に関する政令】

第3条 学校施設は、学校が学校教育の目的に使用する場合を除くの外、使用してはならない。
但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りではない。

- 一 法律又は法律に基く命令の規定に基いて使用する場合
- 二 管理者又は学校の長の同意を得て使用する場合
- 2 管理者又は学校の長は、前項第2号の同意を与えるには、他の法令の規定に従わなければなければならない。

【秋田県立高等学校管理規則】

第50条 校長は、学校の施設又は設備を社会教育その他の公共のために利用させることができる。

これに対して、学校施設の特徴を活かした目的外使用の規則等に関する他の自治体の事例としては、次のものがある。

【他市の事例】

○西宮市学校施設の目的外使用に関する規則

(平成4年8月25日)

(西宮市教育委員会規則第7号)

沿革

平成10年3月10日 西教委規則11号 [1]

平成14年1月16日 西教委規則14号 [2]

平成18年1月11日 西教委規則7号 [3]

西宮市学校施設の目的外使用に関する規則(昭和52年西宮市教育委員会規則第5号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市教育委員会の管理に属する学校施設の目的外の一時使用について必要な事項を定める。

(その規則の適用範囲等)

第2条 この規則は、自治、文化、体育、福祉、レクリエーション、公益その他学校教育を目的としない活動のための会場として施設を一時的に使用する場合に適用する。

2 次の各号に掲げるものについては、この規則を適用しない。

(1) 西宮市立学校の体育施設開放事業に関する規則(昭和50年西宮市教育委員会規則第7号)に基づく学校開放事業

(2) 子どもの遊び場を目的として委員会が行う小学校運動場開放事業

(3) 西宮市立西宮東高等学校のホール、会議室及び学習兼会議室の使用

(4) 西宮市立学校の地域交流室の使用

(5) 学校敷地に工作物を設置し、又は埋設する等占用を目的とする場合

[1] [2]

(使用許可できる施設)

第3条 使用を許可することができる施設は、次のとおりとする。

- (1)運動場
- (2)屋内運動場
- (3)教室(特別教室を除く。)

2 小学校においては、前項の規定にかかわらず、その校区内の地域団体(地域住民で構成し、地域振興のために自治、文化、体育、福氏等の活動を行うことを目的とする団体をいう。)が行う地域住民のための活動に対して、次の各号に掲げる施設の使用を許可することができる。

- (1)特別教室
- (2)会議室
- (3)食堂、ランチルーム

[1]

3 前2項の規定にかかわらず、校園長(学校長及び幼稚園長をいう。以下同じ。)が学校運営上又は管理上支障があると認めるとときは、使用を許可しない。

(使用日及び使用時間)

第4条 施設を使用できる日時は、次のとおりとする。

- (1)使用日 1月4日から12月28日まで
- (2)使用時間 午前9時から午後9時まで

2 社会体育普及のため、地域住民が、学校の協賛を得て早朝体育を実施するときは、前項第2号の規定にかかわらず、使用時間を変更することができる。

[3]

第5条から第11条 (省略)

○西宮市立西宮東高等学校のホール等の開放に関する規則

(昭和63年6月6日)

(西宮市教育委員会規則第3号)

沿革

平成元年6月26日 西教委規則2号 [1]

平成6年3月8日 西教委規則16号 [2]

平成11年4月13日 西教委規則1号 [3]

平成12年3月14日 西教委規則8号 [4]

平成18年3月22日 西教委規則17号 [5]

平成19年3月19日 西教委規則24号 [6]

平成 19 年 9 月 12 日 西教委規則 1 号 [7]

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市立西宮東高等学校(以下「西宮東高校」という。)のホール、会議室および学習室兼会議室(以下「ホール等」という。)を市民の社会教育活動、芸術文化活動および地域活動の振興に寄与するため、学校教育に支障のない範囲において市民に開放することについて必要な事項を定める。

第 2 条から第 22 条 (省略)

○西宮市学校施設使用料条例

(昭和 51 年 3 月 31 日)

西宮市条例第 44 号)

沿革

昭和 63 年 4 月 1 日 条例 3 号 [1]

平成 5 年 12 月 24 日 条例 21 号 [2]

平成 9 年 12 月 25 日 条例 18 号 [3]

(趣旨)

第1条 この条例は、西宮市立学校園の施設の目的外使用の許可を受けた者から徴収する使用料について、必要な事項を定める。[1]

(使用料)

第 2 条 西宮市立学校園の施設を使用する者は、つきの各号に定める使用料を納付しなければならない。

(1) 学校園の屋内運動場(講堂を含む。以下同じ)、教室および運動場(以下「学校施設」という。)の使用料 別表第 1 に定める額

(2) 西宮市立西宮東高等学校のホール、会議室および学習室兼会議室(以下「西宮東高校ホール」という。)の使用料 別表第 2 に定める額

[1]

2 前項の規定にかかわらず、西宮東高校ホールの学習兼会議室を学習室として一般に開放する場合は、使用料を徴収しない。[1]

第 3 条 西宮市教育委員会(以下「委員会」という。)は、つきの各号の一に該当すると認めるときは、使用料を減額または免除することができる。

(1) 市がその事務事業のために使用するとき。

(2) 公益上その他の特別の理由があると委員会が認めたとき。

[1]

第4条（省略）

第5条（省略）

別表第1(第2条第1項第1号関係)

[1]

学校 施設	区分	午前 9 時から 正午まで	午後 0 時 30 分から 午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から 午後 9 時まで
		1,500 円	2,300 円	2,600 円
	教室(1室に つき)	600 円	900 円	700 円
	運動場	900 円	1,400 円	1,400 円

別表第2(第2条第1項第2号関係)

[1] [2] [3]

西 宮 東 高 校	区分	午前	午後	夜間	昼間	午後およ び夜間	全日
		午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 9 時まで
西 宮 東 高 校 ホ ー ル	ホ ー ル	13,900 円	18,500 円	13,900 円	32,400 円	32,400 円	46,200 円
	会 議 室	1,200 円	1,600 円	1,200 円	2,800 円	2,800 円	4,000 円
	学 習 室 兼 会 議 室	1,600 円	2,200 円	1,600 円	3,800 円	3,800 円	5,400 円

備考

- 1 使用者が市外居住者である場合の使用料は、本表に規定する額の倍額とする。
- 2 ホールの舞台部分を準備のために使用するときは、当該使用区分に係る使用料の 3 割の額を徴収する。

- 3 ホールを練習のために使用するときは、当該使用区分に係る使用料の7割の額を徴収する。
- 4 ホールは、1時間に限り使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用することができる。この場合において、超過し、又は繰り上げた時間のいずれかが30分を超えるときは使用許可区分に係る使用料を当該時間数で除して得た金額を徴収する。
- 5 冷暖房使用料および付属施設使用料は、委員会規則で定める。
- 6 第2項から前項までの使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。
- 7 特別に電気その他を使用するときは、実費を徴収する。

出所)西宮市ウェブサイトより抜粋

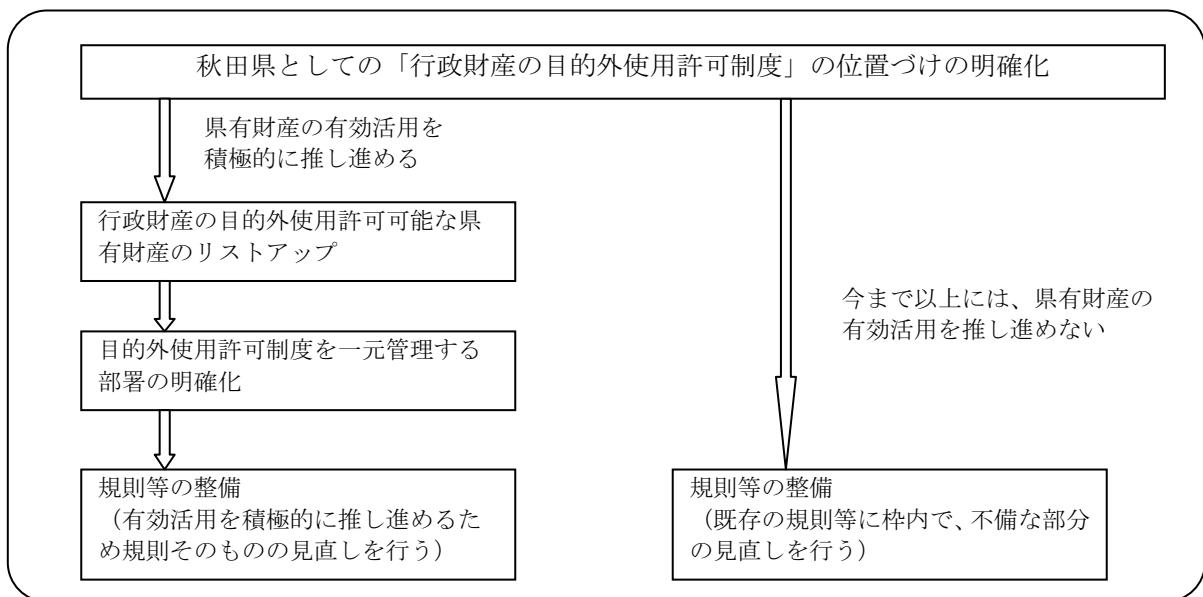
施設ごとの目的外使用許可への対応としては、学校施設の他にも、各種研究センターをオーブンラボラトリーとして開放することや、運動施設を教育の場として開放するなど、さまざまな利用を考えられる。

II 制度に関する検討事項

1 規則等の整備の方向性

Iにおいて、目的外使用許可による財産の有効活用の必要性について、包括監査人としての意見を述べた。しかしながら、行政財産の目的外使用許可の位置づけをどのように考えるかについては、最終的に秋田県が判断することになる。位置づけとしては、1)行政財産の目的外使用許可制度を積極的に活用することによって、県有財産の有効活用を検討していく 2)今まで以上には、行政財産の目的外使用許可制度を積極的に活用することはしない の 2 通りあるが、それぞれの位置づけにおける今後秋田県に求められる対応フローは(図 7)のとおりとなる。

(図 7) 「行政財産の目的外使用許可制度」の位置づけと今後の対応フロー



(図 7)のフローからもわかるとおり、行政財産の目的外使用許可制度の位置づけをどのように考えるかによって、規則等の整備の方向性が変わる。IIでは、行政財産の目的外使用許可の手順((図 8)参照)に沿って、規則等の在り方についての監査意見を述べるが、この監査意見も、秋田県が行政財産の目的外使用許可制度をどのように活用しようと考えているかによって違うものとなる。今回、まず財産の有効活用に関する監査意見を述べたが、この理由は有効活用に関する考え方の違いで、規則等の整備に関する監査意見も違うものとなるからである。よって、県有財産の有効活用を積極的に推し進めることを前提とした場合の規則等の整備に関する意見を中心に記載するが、現状維持の場合の規則等の整備に関する意見も必要に応じて記載することとする。監査人としては、県有財産の有効活用を積極的に推し進めることが望ましいと考えていることは言うまでもない。なお、有効活用を積極的に推し進めた場合の規則等の整備の方向性の要約は 53 ページ(7(1))に、現状維持の場合の規則等の整備の方向性の要約は 54 ページ(7(2))にそれぞれ記載している。

2 行政財産の目的外使用許可の主な手順

行政財産の目的外使用許可の主な手順は、(図 8)のとおりとなる。この、使用許可手続については、おおむね適正に執行されていた。一部の処理に不適切な取り扱いが見受けられたが、それらについては、「第 5 外部監査の結果—個別事項—」で詳細に記載する。

ここでは、「申請内容の検討」「使用料の算定」「使用料の減免の検討」及び「水道光熱費等の実費負担についての取り決め」についてのそれぞれの制度上の問題点について検討する。

(図 8) 行政財産の目的外使用許可の手順

● 許可の申請

行政財産の使用許可を受けようとする者から、秋田県の各部局長又は地方公所の長に行政財産使用許可申請書を提出する。



● 申請内容の検討(問題点 1) →3へ

申請内容が、財務規則第 329 条第 1 項各号で認められる使用許可の範囲に該当するか検討する。



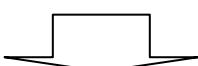
● 使用料の算定(問題点 2) →4へ

使用許可の範囲に該当すると判断された場合、次に秋田県行政財産使用料徴収条例に従って使用料を算定する。



● 使用料の減免の検討(問題点 3) →5へ

行政財産の使用許可を受けようとする者から減免の申請があった場合、減免ができるかどうか、また減免ができると判断された場合の減免率の判定を行う。



● 水道光熱費等の実費負担についての取り決めの確認(問題点 4) →6へ

行政財産の使用許可を受けようとする者との間で、実費負担についての確認を行う。



● 許可書の交付

行政財産使用許可書の交付を行う。

3 「申請内容の検討」における制度上の問題点

(1) 問題の所在

行政財産は、財務規則第329条第1項各号で認められる範囲に限って、その用途又は目的を妨げない限度において目的外使用を許可することができるとしている。よって、まず申請内容が14ページで示した財務規則第329条第1項各号に該当するかを検討しなければならない。この手続きには次のような問題がある。

①財務規則第329条第1項各号の理解の不十分

行政財産の目的外使用は、財務規則第329条第1項各号で規定されている範囲に限って認められることより、担当者が行政財産の目的外使用かどうかを正しく判断するためには、この規定の十分な理解が必要となる。ここで、財務規則第329条第1項各号の本質は、目的外使用が認められる9つの事項を規定しているものではなく(つまり限定列挙)、目的外使用が認められる9つの条件を規定しているというものである。しかも、その条件は、1号(団体)や5号(地方公共団体)のように使用許可先の条件を限定しているものや、2号(厚生施設)などのように設置内容に関する条件を限定しているものなど様々である。よって、案件によっては複数の条件に合致するものもある。たとえば、下水道敷地の用途で市つまり地方公共団体に対して目的外使用許可をしている場合(北秋田地域振興局の事例)は、第3号(運輸事業、水道、電気又はガス供給事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき)にも、第5号(国又は他の地方公共団体が、公共又は公益の用に供するとき)にも該当する。また、市が市民への便宜のためにバス停留所等を設置する場合(西目高校の事例)も、同様に第3号にも第5号にも該当する。

しかしながら、財務規則第329条第1項に関するこのような本質について、目的外使用許可の事務に關係するすべての職員が理解しているかどうかは疑問である。

なお、財務規則第329条第1項各号の複数の条件に合致する可能性があるという性質は、目的外使用許可の判断においては、それほど重要ではない。それ以上に問題となるのは、秋田県においては、財務規則第329条第1項各号ごとに減免ができる内容を決めていることである。つまり、複数の条件に合致する場合、減免率を決定する際に、どの号を優先するかで、減免率が異なるのである。(この点については、後述する。)

②「やむを得ない」の解釈

①において、財務規則第329条第1項各号が9つの条件を規定しているにすぎないと述べたが、財務規則第329条第1項9号においては、「前各号に掲げるもののほか、県の事務又は事業の遂行上必要やむを得ないと認められるとき。」の「やむを得ない」とは具体的にはどのような条件なのかの判断が難しい。

③目的外使用許可の範囲の制限

第329条第1項9号において、目的外使用許可の範囲に一定の裁量の余地があるといつても、県の事務又は事業の遂行上必要やむを得ないと認められるときに限られる。一方、地方自治法上は、行政財産の用途又は目的を妨げない範囲において目的外使用許可が認められるとしているので、結果的に、秋田県においては、1号から8号に該当しない場合に、行政財産の用途又は目的を妨げないが、県の事務又は事業の遂行上は必要ないものは認められることになる。つまり、秋田県では地方自治法上の目的外使用許可の範囲をさらに限定して適用するという保守的な対応を取っている。目的外使用許可の範囲をどのように決めるかについては、各自治体の裁量の範囲であるが、財産を有効に活用し歳入を増やすという視点に立った場合、検討の余地がある。

④施設ごとの対応の問題

第329条第1項各号は、秋田県のすべての行政財産を対象としていることより、各施設の特徴を考慮していない。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

①目的外使用許可の範囲の拡大

第329条第1項各号の内容から察すると、第329条第1項各号が作られた時の状況としては、許可案件が既にありその案件が該当するような内容を事後的に策定したのではないかと推測される。その結果、例えば、他の地方公共団体への目的外使用許可が、3号にも5号にも該当するような事態になったと考えられる。そうであるならば、各号の規定を廃止することも検討するべきであり、その際には、これまでのように県の事務又は事業の遂行上必要やむを得ないという限定はせずに、広く行政財産の用途又は目的のを妨げない範囲全般にまで広げる旨の記載のみで良いと思われる。もし、1つ1つの案件が目的外使用許可に該当するかの判断が必要であるならば、例示として規定してはどうか。この見直しによって、目的外使用の適用範囲についての混乱をなくし、今まで以上に県有財産の有効利用が図られることが期待できる。具体的には、財務規則を「その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる。」のみ規定するか、具体的な内容を規定する場合も、あくまで例示として規定してはどうか。

既存の秋田県財務規則の内容(14ページ)をもとに、以上の点を踏まえて見直すと次のような財務規則案が考えられる。

(例) 第329条第1項

「次の各号のいずれかに該当する場合に限り」を削除する。

- 行政財産は、次の各号に該当する場合など、当該財産の用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる。
- ①～⑧は「限定列挙」ではなく、「例示列挙」とする。
- ①福祉関連団体に対する事務所など、県の事務又は事業と密接な関係にある事務又は事業を行うことを目的としている団体が、その事務又は事業のため直接使用するとき。
 - ②売店、食堂、コピー機の設置など、職員、その他県の施設を利用する者のため、食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。
 - ③電柱、PHS・携帯電話基地局の設置など、運輸事業、水道、電気又はガス供給事業その他公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。
 - ④各種セミナーや試験会場など、公共のために行われる講演会、研究会等の用に短期間使用するとき。
 - ⑤市町村が消防器具置場を設置するなど、国又は他の地方公共団体が、公共又は公益の用に供するとき。
 - ⑥災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として短期間使用するとき。
 - ⑦交通事情等により公共団体が庁舎敷地の一部を駐車場として使用する場合又は庁舎等の敷地を公共団体若しくは公共的団体が主催するスポーツ大会等に使用する場合で使用期間が一時的であり、かつ使用目的が営利を目的としないとき。
 - ⑧信号機、防犯灯その他の公共的施設の設置のための使用で、その使用面積が小さいものであるとき。

⑨「前各号に掲げるもののほか、県の事務又は事業の遂行上必要やむを得ないと認められるとき。」を削除する。「例示列挙」なので、⑨を削除しても問題はなく、また、「やむを得ない」という曖昧な表現も排除できる。

出所)財務規則第329条第1項を監査人が一部修正

②類似財産ごとの規則の整備

秋田県の重要な課題は、余った県有施設を如何に有効に活用し、それを歳入の確保に繋げることである。そのために、33ページで記載した「施設の特徴を活かした使用許可」に合うように財務規則を整備する必要がある。また、財務規則だけで不十分の場合には、前述した西宮市の「学校施設の目的外使用に関する規則」の事例のように、財務規則とは別に一定の施設単位ごとに目的外使用に関する規則を定め、その規則で目的外使用の適用範囲等を決めることが一つの方法である。特に、財務規則では「その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる。」と、大きな枠組みだけ決めた場合には、施設群ごとに、対象となるような行政財産について規定することは有効となる。(「I 財産の有効活用に関する検討事項」参照)

なお、施設群ごとの対応が有効となるのは、設置目的や構造上の特徴を踏まえた対応が必要なもののに他に、短期の使用、たとえば、スポーツ競技場で臨時の売店のために使用許可する

場合や、学校施設の教室、会議室を短期で使用許可する場合などが考えられる。

③財務規則第 329 条第 1 項各号の理解の徹底

今後も財務規則第 329 条第 1 項各号によって申請内容を検討する場合には、少なくとも各号の内容の本質について、関係部課の理解の徹底を図る必要がある。

④「必要やむを得ない」の内容の明確化

また、財務規則第 329 条第 1 項第 9 号にある、「必要やむを得ない」ときとはどのような場合かについて明確にする必要がある。

4 「使用料の算定」における制度上の問題点

(1) 問題の所在

秋田県においては、電柱、電話柱など他の法令等を準用する場合以外は、「秋田県行政財産使用料徴収条例」に定めるところにより、全ての行政財産の目的外使用許可に関する使用料を単位当たりの公有財産台帳価格に使用面積を乗じた額をもとに算出している(16 ページ参照)。この方法は、次のような問題がある。

① 使用料の遞減の問題

建物の場合、取得価額に減価償却を行った後の価格が公有財産台帳価格となる。この場合、古い建物より新しい建物の方が、累積の減価償却額が少ないので公有財産台帳価格は高いことになる。ここで、秋田県においては、現在の厳しい財政状態のもとでは新しい建物への建て替えはほとんどない状況にあるため、同じ用途で使用許可をし続けているにもかかわらず、公有財産台帳価格は減価償却分だけ毎年低くなっていくことにより、今後使用料は毎年少しづつ減少していくという問題が生じる。

② 公平性の問題

事務室・会議室や駐車場・広場への使用許可などのように、公有財産台帳価格と使用許可することによる財産の効用の程度が概ね比例関係にあるならば公平性に問題は生じない。しかしながら、性質上、比例関係にないものは、公平性の問題が生じる場合もある。簡単な例を示す。

【例1】

自動販売機の前を通過する通行者数が同じなどの理由により、営業条件が同じ 2 つの自動販売機であるが、1 つ(A)は高機能の建物の中にあるため使用料が 100 で、もう一つ(B)は野外に設置しているので使用料はその半分の 50 とする。自動販売機の場合、減免は認められていないので、結局、営業条件が同じであるにもかかわらず、たまたま設置している場所の違いに

よって使用料は 2 倍の差が生じている。

【例 2】

利用者数又は利用対象者数の違いなど、営業条件が明らかに違う 2 つの売店がある。営業条件が厳しい売店(C)は減免率が 75%であるが、高機能の建物の中にあるため減免前の使用料が 100 となり、結果的に使用料は $25(100 \times (100\% - 75\%))$ となる。一方、営業条件がそれほど厳しくない売店(D)は減免率が 50%であるが、古い建物の中にあるため減免前の使用料が 50 となり、結果的に使用料は $25(50 \times (100\% - 50\%))$ となる。結局、営業条件が明らかに違うにもかかわらず使用料は同じ 25 という結果となる。

【例 1】【例 2】に示されたとおり、現状は営業条件と使用料が比例関係はない。【例 1】では、営業条件 A = 営業条件 B にもかかわらず、使用料 A > 使用料 B となってしまうケースであり、【例 2】では、営業条件 C < 営業条件 D にもかかわらず、使用料 C = 使用料 D (営業条件を加味して減免率を決めて)となるケースである。これは、営業条件と公有財産台帳価格が比例関係にならないことが原因となっている。

③効率性の問題

前述したように、電柱、電話柱など他の条例を準用する場合以外は、単位当たりの公有財産台帳価格に使用面積を乗じた額をもとに、全ての目的外使用許可の使用料を算出しているので、数十円又は数百円程度の少額の徴収額のものも、それ以外のものと同じ事務負担が生じることになる。費用対効果の面で問題が生じている。

④工作物など土地、建物以外の目的外使用への対応

行政財産使用料徴収条例は、土地及び建物の使用料を前提としている。しかし、実際には土地・建物以外に工作物の使用許可も行っており、実務上、工作物を建物とみなして使用料の計算をしている。よって、工作物の機能と使用料が結びついていないという問題が生じている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

①用途別の細分化

以上の問題を解決するためには、一律単位当たりの公有財産台帳価格に使用面積を乗じた額をもとに使用料を算出する方法を改め、使用料の算定方法を用途別に細分化し、実情にあつた使用料を徴収する必要がある。たとえば、事務室、会議室、集会場、広場、駐車場などについて

ては、従来通りの算定方法とし、自動販売機や売店、食堂、ATM、公衆電話などの厚生施設、郵便差出箱、看板、案内板などは、使用内容に見合った使用料の算定方法たとえば定額徴収方式に改めるなどである。このことにより、公有財産台帳価格に影響されずに使用料を徴収できることになる。また、工作物の使用料についても別途定める必要がある。

②少額徴収に対する対応

さらに、臨時売店など数日程度の短期のものや面積が極めて小さい部分の使用許可など、少額のものについては定額徴収とするなど、今までより事務負担が少なく、一方徴収できる使用料は実情に見合う分だけ徴収できる方法を検討すべきである。

③類似財産ごとの条例での使用料の算定

財産によって特徴がある使用許可や少額徴収について、行政財産使用料徴収条例の中で規定することが困難であるなら、同種の財産ごとに条例を定めて、使用料の算定方法を規定することも1つの方法である。このことにより、施設ごとにきめ細かい対応が可能となる。

厚生施設の問題の具体的な内容については、別途記載する。(III. 1 「厚生施設の使用料について」を参照)

5 「使用料の減免の検討」における制度上の問題点

(1) 問題の所在

秋田県行政財産使用料徴収条例によると、知事は、行政財産の使用が、公用若しくは公共用又は公益の目的によるとき、その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができるとしている(秋田県行政財産使用料徴収条例第3条)。この条例にあるとおり、減免はあくまでも「できる」規定となっており、使用許可先が申請した際に、秋田県財務規則第329条第1項第1号～第9号ごとに、減額ができる上限を目的外使用の内容ごとに決めているに過ぎない。このような理解のもと、現状の減免の規定には以下の問題がある。

①無条件で上限まで減免している

秋田県行政財産使用料減免基準では、「免除することができる」「50%以内の減額ができる」といったように、あくまで減免ができる上限を定めているにすぎない。しかしながら、現状では、「○○%以内の減免ができる」を安易に解釈して、ほとんどのケースにおいて無条件で上限まで減免している。本来であれば、1つ1つの案件について上限まで減免を認めた理由が必要であるが、この判断を行っていない。すべての案件について、減免率を決定した過程についての文書が残っていなかった。このことは、事務処理の適正性の問題がある一方、事務処理の効率化を考慮すると、減免率の決定の仕方を再検討する必要がある。

②減免に関する規則が複雑になっている

「免除できる場合」「50%以内の減免ができる場合」「減免ができない場合」のそれぞれの当てはめの運用が複雑になっている。特に、厚生施設については、営業条件の差によって減免率を変えており、判断が困難なものとなっている(厚生施設の減免率の決定の問題については別途記載する)。

③減免の適用が例外ではなくなっている

減免は、本来であれば、使用料が適正に算定されていることを前提として、例外的に認められるものである。しかしながら、実際には、約3分の1以上の場合に減免が行われている。このことは、使用料の算定過程の適正性そのものについて自己否定しているのと同じことである。

④財務規則第329条第1項各号ごとに減免率を決定している

「3 「申請内容の検討」における制度上の問題点」において言及してように、財務規則第329条第1項各号は、目的外使用が認められる条件を規定しており、案件によって複数の条件に合致する場合もある。ここで、申請内容が財務規則第329条第1項の複数の号に該当すること自体は問題ない。問題となるのは、表3にもあるとおり、秋田県においては、財務規則第329条第1項各号ごとに減免率を決めているため、案件によっては複数の減免率が適用できることとなり、担当者の認識により同一用途でも減免率が異なるということである。

⑤減免理由に公平性に欠けるものがある

行政財産使用料減免基準における減免できる理由の中には、財務状況が良い団体への事務室へ使用許可している場合など、公平性に欠ける事由が見受けられる。

また、厚生施設に対する減免率の決定が複雑となっており、結果的に公平性に欠ける減免率を適用している事例が見受けられる。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

①減免は例外処理とする

現状は、高機能の施設の中にあるにもかかわらず条件が厳しい場合やその逆の場合などといった施設の事情を考慮せずに、一律公有財産台帳価格をもとに使用料を算定した上で、減免率を適用する際に案件ごとの事情を考慮しているのだが、本来であれば、適正な使用料(たとえば、売上に見合った使用料を徴収するなど)を算定した上で、減免は極力例外処理すべきである。たとえば、厚生施設については、営業条件が限定されている程度によって減免率を

決めているが、このような適正な使用料が算定されれば、原則として減免は必要ないものと思われる。

②減免率の明確化

複雑になっている減免に関する基準を単純化する必要がある。たとえば、「〇〇以内」といった個別の判断を避けて、詳細な場合分けのもと、減免率を明確にすることを検討するべきである。

この減免率の明確化は、今後有効活用を積極的に推し進める場合にも、また既存の規則等の枠内で不備な部分を見直す場合にも必要となるが、今まで通りの既存の規則等の枠内で不備な部分を見直し財務規則第329条第1項各号ごとに減免率を決める場合には、減免率の明確化の他に以下の点に留意する必要がある。

③行政財産使用料減免基準の改正

財務規則第329条第1項各号の複数に該当する場合、複数の減免率の適用が可能とならないよう減免基準のどの部分に当たるかについて明確にする必要がある。

④公平性に欠けるものの検討

厚生施設に関する減免率の決定方法及び団体に対する事務室の使用許可に関する減免については、見直しの必要がある。

なお、厚生施設の見直しの方向性については、減免率の決定方法が複雑であることより別途詳細に記載する。(III.2「厚生施設における減免の問題」)。また、団体に対する事務室の使用許可に関する減免についての見直しの方向性についても別途記載する。(IV「団体に対する使用許可について」を参照)

6 「水道光熱費等の実費負担」における制度上の問題点

(1) 概要

①諸施設経費の負担に対する基本的な考え方

秋田県では、行政財産の使用に伴う光熱水費等の諸施設経費¹は、その利用の程度に応じて使用者が負担するとしている。

行政財産の使用に伴う光熱水費等の諸施設経費の負担の位置づけは、私法上の契約行為であり、行政処分であるところの行政財産の使用許可とは性質が異なるという考え方となっている。

¹ 電気料、上下水道料、ガス料、清掃料などがある。

②徴収事務

秋田県では、使用許可先に対して諸施設経費を徴収する根拠として、「行政財産使用許可」書の許可条件に記載されている「電気料・電話料等の諸設備経費は使用者の負担とし、この場合の負担額は別に指示する。」の文言としている。徴収方法は、施設ごとに子メーターが設置されている場合と設置されていない場合に分けられ、設置されている場合には、子メーターの使用料に基づいて毎月調定し後払い徴収を行っている。一方、設置されていない場合には、面積割などの方法で支払額を確定するが、少額の場合には前年実績を基に年1回(毎年4月ないし5月)前払い徴収をしている。但し、使用許可先と県の間の事務処理方法についての取り決めがないため、使用者に対する説明や請求事務は各担当者の判断に任されている。各担当者は、使用許可の申請にあたり、通常は事前に口頭で実費負担の支払が必要である旨の説明をして合意を得ているが、その後の処理に統一性はない。処理として考えられるパターンは以下の3つである。

【処理1】契約書、覚書、協定書等を交わし、清算にあたっては計算根拠を示して請求を行う。

【処理2】計算方法に関する通知を行い、清算にあたっては計算根拠を示して請求を行う。

【処理3】行政財産使用許可書に実費負担の定めがあるため、新たな文書は作成しない。清算に当たっては納付書のみを送付し、計算根拠は使用者から請求された場合のみ明らかにする。

③徴収額

徴収額については、「行政財産使用料減免基準 第4 光熱水等実費の徴収」及び「同基準別表2」に次の規定がある。

第4 光熱水費等実費の徴収

- 1 使用許可に係る光熱水費等の実費(基本料金含む)は、別途納入させるものとし、原則として子メーターを設置することにより使用料を把握し金額を算定するものとする。ただし、事務室の一部を使用するなど子メーターにより難い場合は、別表2により算定するものとする。
- 2 子メーターにより難い場合で、かつ、額が少額である場合は、県有施設の前年度支払総額を別表2により案分した額を年度当初に一括納入させることとして差し支えないものとする。

(別表 2)

区分	算定方法
電気料	(使用許可面積／建物延面積) × 財産管理者支払額
水道料及び下水道料	(使用許可する場所における勤務者数／建物に常時勤務する者の総数) × 財産管理者支払額
ガス料	水道料の算定方法を準用する。
暖房料及び清掃料	電気料の算定方法を準用する。ただし、清掃料のうち屎尿汲取料については、水道料の算定方法を準用する。
電話料	使用実績とする。

(2) 監査の結果

①事務処理の統一

行政財産の使用に伴う光熱水費等の諸施設経費の負担について、全庁ベースで事務処理を統一する必要がある。

通常、光熱水費等の諸施設経費は、私法上の契約と捉えられるので、行政処分の結果としての「行政財産使用許可」書の中で使用者に対し諸施設経費の負担を求めるることは適切ではないと考える(注)。よって、行政財産使用許可書の文言とは別に、事前に負担額の算定基礎を使用許可先に示した上で、県と使用許可先との間で、諸施設経費に関する契約等を別途締結することが望ましい。

(参考) 地方公共団体公有財産管理事務質疑応答集(第一法規)

庁舎の一部の目的外使用可と光熱水費の取扱い

問：市役所の庁舎の一部を行政財産の目的外使用として許可を行い、使用料を免除している場合、当該使用者が使用する光熱水費等の取扱いはいかにすべきか。

答：光熱水費は一般的には使用者に負担させるべきであるが、負担額の算定基礎は必ず示した上で市と使用者との間で契約を締結し市に支払わせることになる。(市が歳入科目を諸収入として収納し、電力会社等に支払う光熱水費の財源に充当することとなる。)

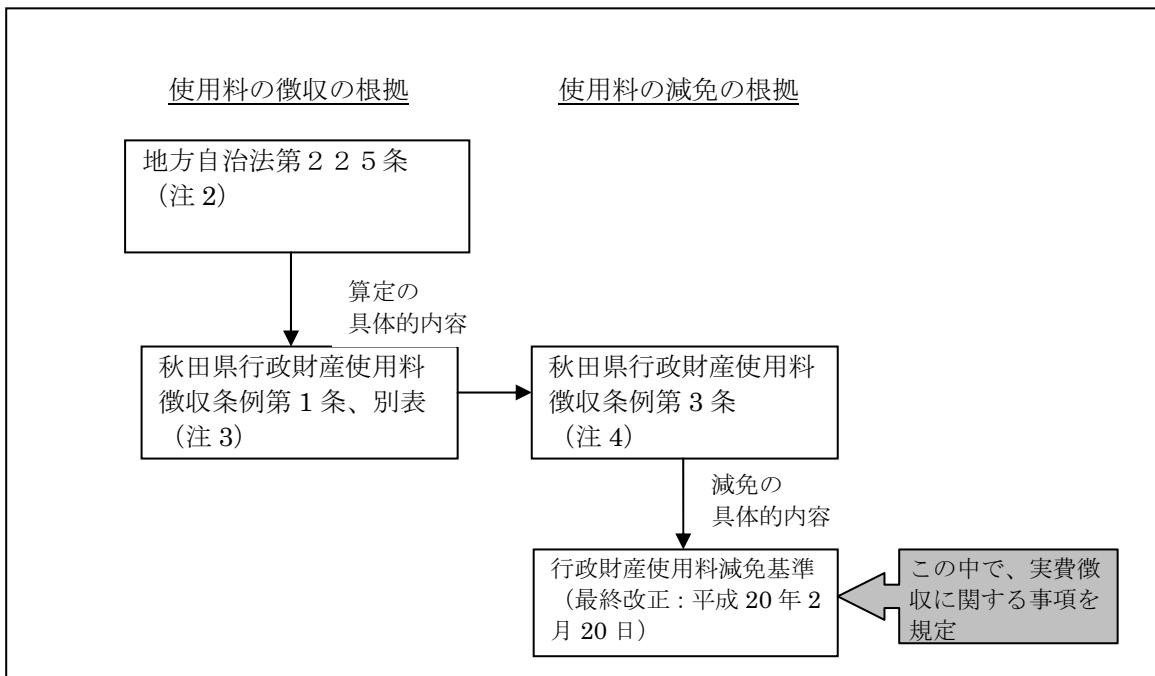
②諸施設経費負担額の計算根拠

秋田県では、行政財産の使用に伴う光熱水費等の諸施設経費の計算方法を定めているが、これらの計算方法は、前述のとおり、秋田県行政財産使用料徴収条例第3条の「使用料の減免」に関する内部通知である「行政財産使用料減免基準」に定められている。

しかし、当該基準は「使用料の減免」に関する内部通知であり、その「行政財産使用料減免基準」にこのような光熱水費等実費の徴収に関する記載がある理由は、使用許可に関する使用料の減免を行うことにより、目的外使用料がたとえゼロとなっても、諸施設経費の負担額までも減免の対象とはならないことを明らかにしているに過ぎない。したがって、厳密に解釈すれば、当該計算方法は減免対象とならない場合の実費負担額の算定根拠とはなり得ない。

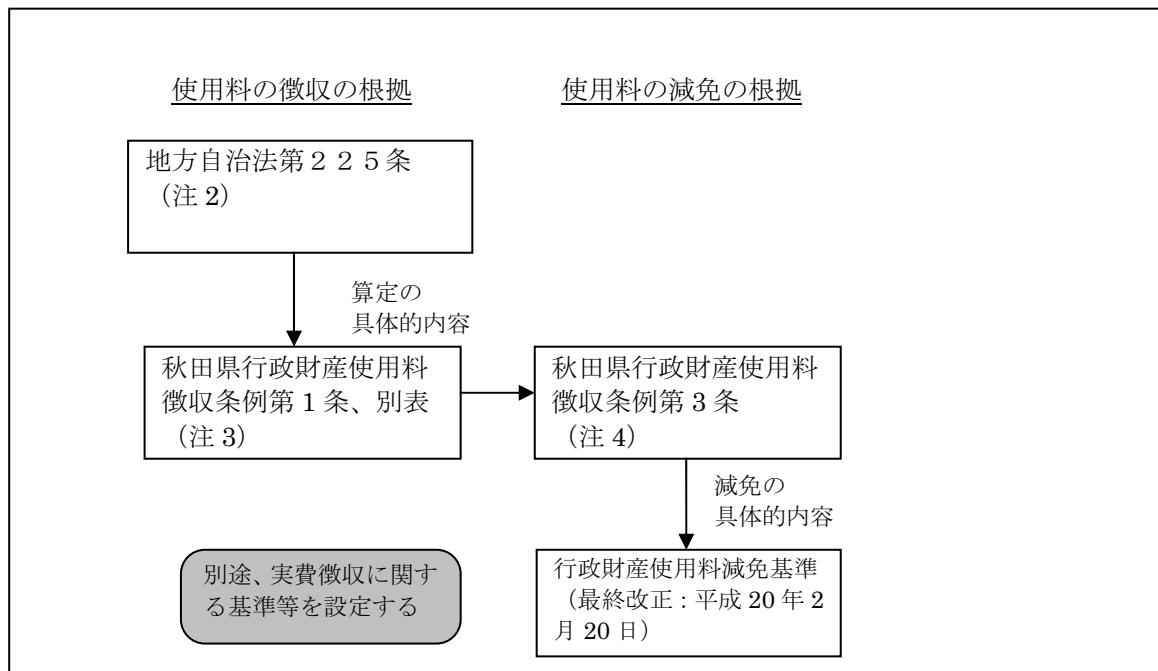
以上より、諸施設経費の負担額の算定根拠について、減免の有無にかかわらず、統一的な指針を定める必要がある。(図 9)と(図 10)において、現状とるべき基準とを比較する。

(図 9) 現状の水道光熱費等の実費徴収に関する基準等の関係



(図 9)のとおり、現状では行政財産使用料減免基準の中で実費徴収に関する事項を規定しているので、減免されていない使用料については、実費徴収はないことになってしまう。これを避けるため、(図 10)のように、別途、実費徴収に関する基準等を設定するなどの方策が必要である。

(図 10) るべき水道光熱費等の実費徴収に関する基準等の関係

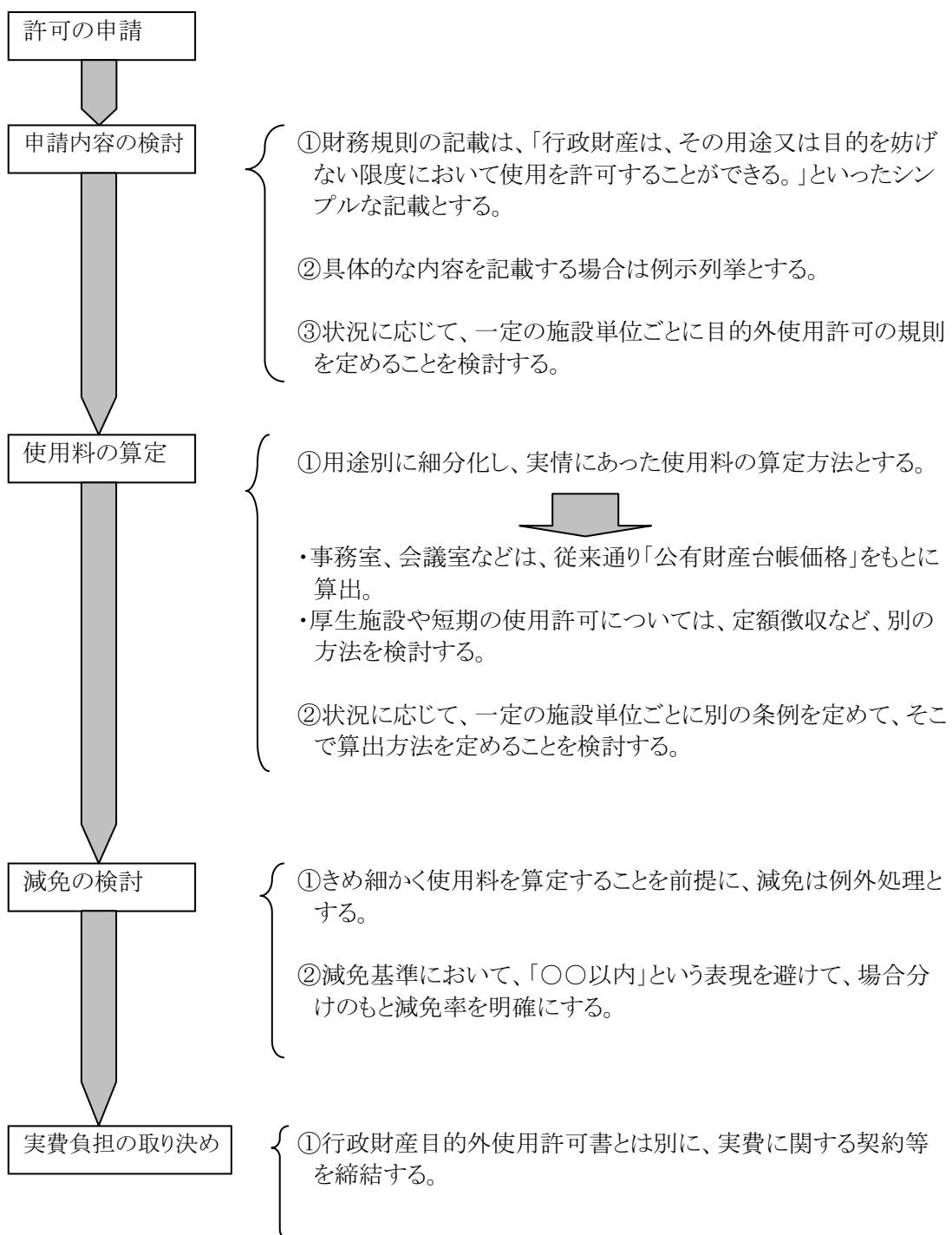


(3) 監査の意見

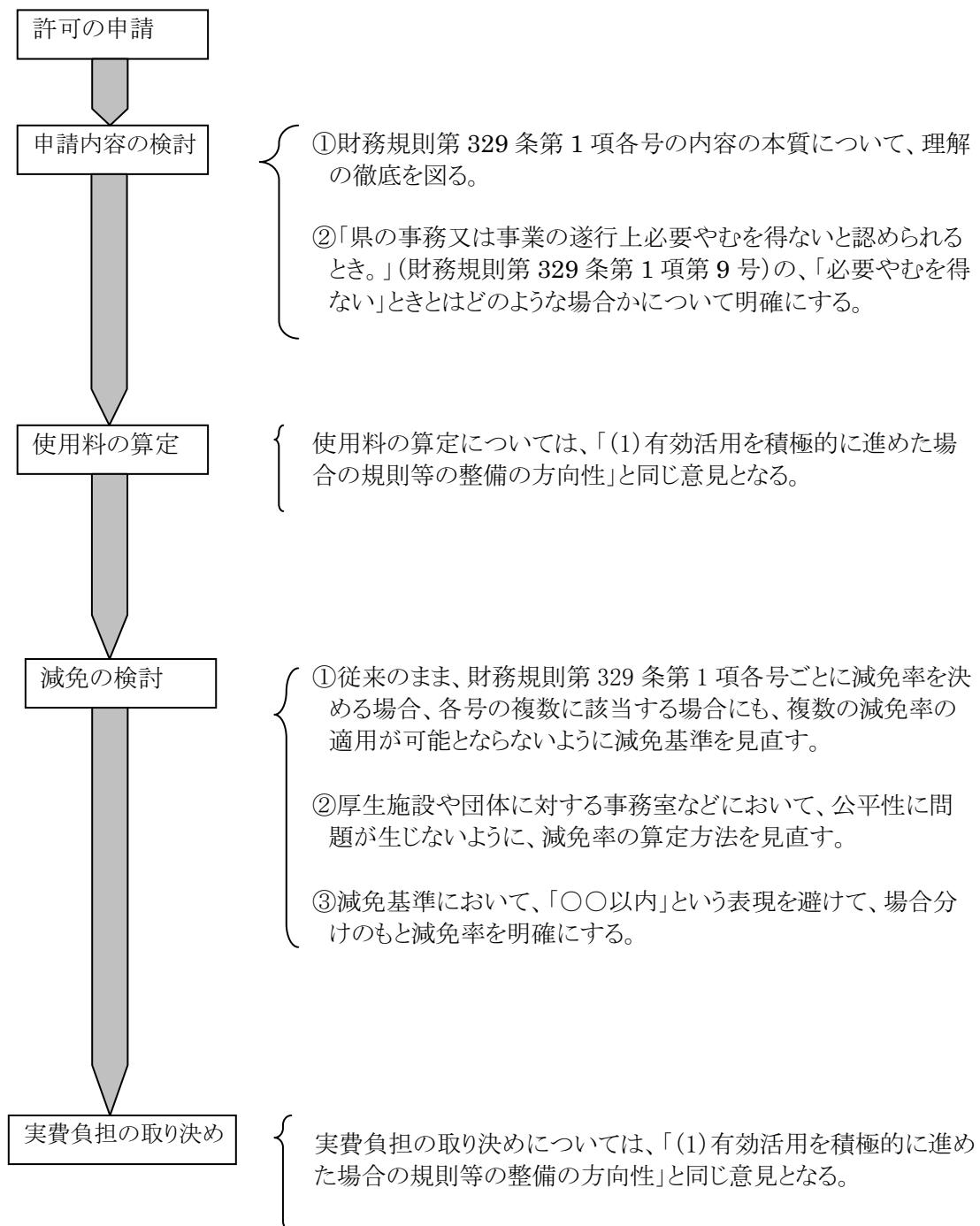
特に記載すべき事項はない。

7 制度に関する検討事項(まとめ)

(1) 有効活用を積極的に進めた場合の規則等の整備の方向性



(2)既存の規則等の枠内で不備な部分の見直しを行う場合の方向性



III 厚生施設に対する使用許可

IIで制度上の問題の概略を記述したが、ここでは、厚生施設の使用許可における使用料の算定及び減免の問題に限定して意見を述べる。

1 厚生施設(自動販売機)の使用料

(1) 概要

現状では、厚生施設についても、他の使用目的と同様に使用面積に単位当たりの公有財産台帳価格を乗じた額をもとに使用料を算定している。しかしながら、厚生施設の場合、公有財産台帳価格と財産の効用の程度が通常は比例関係にないため、問題が生じている。以下においては、自動販売機を例として、問題点及びその対応策を検討する。なお、行政財産の目的外使用許可件数 2,039 件のうちの 341 件、全体の約 17% は自動販売機の設置に対する許可である。

① 同一用途の施設でも使用料に差異が生じる

使用料は使用許可を行う行政財産毎に使用面積、1 m²当たりの公有財産台帳価格を用いて算定する。1 m²当たりの公有財産台帳価格は行政財産毎に異なるため、同じ用途に供している行政財産であっても設置場所によって徴収する使用料に差異が生じてしまう。

県立高校を例にとると、使用面積 1 m²当たりの使用料が高い高校と低い高校では次のような差異が生じている。

(表 11) 使用面積 1 m²当たりの使用料が高い高校

県立高校名	区分	徴収額(円)	数量(m ²)	1 m ² 当たり 使用料(円)
秋田北高校	建物	108,764	5	21,753
秋田明徳館高校	建物	137,300	8	17,163
秋田中央高等学校	建物	61,851	4	15,463

(注) 数量の数値は、徴収額を計算する際に用いた数量である。これは、実際の数量を切り上げたことによって発生したものである。以下も同様。

(表 12) 使用面積 1 m²当たりの使用料が低い高校

県立高校名	区分	徴収額(円)	数量(m ²)	1 m ² 当たり 使用料(円)
米内沢高等学校	建物/土地	4,094	2	2,047
大館工業高校	建物/土地	11,599	8	1,450
西目高校	建物	7,992	9	888

秋田北高校の使用面積 1 m²当たりの使用料が 21,753 円であるが、西目高校のそれは 888 円と約 24 倍の開きがある。最近校舎を改築した高校は公有財産台帳価格が高くなることから、使用面積 1 m²当たりの使用料も高くなってしまうが、同じ用途に供している行政財産で使用面積

1 m²当たりの使用料にこれほどの差が生じることは合理的ではない。

②同一施設でも設置場所によって使用料に差異が生じる

同一の施設内でも、設置場所が土地か建物かによって徴収する使用料に差異が生じてしまう。

(表 13) 米内沢高校の使用許可先別の使用料(抜粋)

使用許可先	区分	徴収額(円)	数量(m ²)	1 m ² 当たり 使用料(円)
個人A	建物	3,983	1	3,983
個人B	土地	111	1	111

同じ高校内であっても、屋内に設置した個人Aは3,983円の使用料を支払うが、屋外に設置した個人Bは111円の使用料を支払えば足りる。その差は36倍となるが、同一施設内のどこに自動販売機を設置するかでこれほどの差が生じることは合理的ではない。

さらに、同じ建物でも、徴収する使用料に差異が生じてしまう場合もある。

(表 14) 産業技術研究センターの自動販売機設置の使用料(抜粋)

施設	区分	徴収額(円)	数量(m ²)	1 m ² 当たり 使用料(円)
工業技術センターA棟	建物	9,209	1	9,209
工業技術センター渡り廊下A棟	建物	6,730	5	1,346

このように、同じ建物内においても、何倍もの差が生じている。

③施設の効用を考慮した使用料とならない

使用料は本来であれば施設の効用に応じて設定されるべきである。集客施設に置いてあり様々な利用者が想定される自動販売機と、事務所に置いてあり、勤務する職員による利用が主な自動販売機とでは使用料の設定の仕方が異なるべきである。しかしながら、現状では施設の用途を考慮した使用料とはなっていない。

保健体育課が所管する有料のスポーツ施設を例にとると、使用面積1 m²当たりの使用料は次のとおりとなる。

(表 15) スポーツ施設の自動販売機設置の使用料(抜粋)

施設	区分	徴収額(円)	数量(m ²)	1 m ² 当たり 使用料(円)
スケート場	建物	12,381	9	1,376
野球場	建物	606,835	16	37,927

上記より、1 m²当たりの使用料は、野球場の方が高い。これは、野球場が比較的新しい建物

だからである。一方、両施設 1 m²当たりの使用料の差ほどに効用に差があるとは考えにくい。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

以上より、自動販売機の使用料の算定方法については、自動販売機の使用状況に見合った額を設定するか、事務の効率性を図るため、より簡便な方法を用いることが望ましい。

① 自動販売機の使用状況に見合った使用料の算定方法

自動販売機の使用状況に見合った使用料の算定方法としては、自動販売機の設置者に提案してもらうことも一つの方法である。

例えば、大阪市は平成 19 年度から清涼飲料水の自動販売機の設置事業者を原則として公募しており、市が定める最低使用料以上で、最高の価格をもって有効な価格提案を行った者を設置事業者とする方法を採用している。公募対象は、新設・増設しようとする自動販売機だけではなく、既設の自動販売機でも、使用許可更新時点において、製造後概ね 5 年以上経過しているものも順次公募に切り替えるとしている。最低使用料の算定方法を単純化すれば事務の効率化にもつながると考える。

また、静岡県沼津市は、売上高に一定の比率を乗じたものを自動販売機の設置使用料としている。例えば清涼飲料水の自動販売機であれば、売上高の 10%、たばこの自動販売機であれば売上高の 4%などの比率を事前に決めておき、実際の売上高に基づいて徴収している。

② 事務の効率化のための使用料の算定方法

事務の効率化を図るために使用料の算定方法の見直しを図るのであれば、使用料を単純化することも一つの方法である。

例えば、大阪府は自動販売機を設置する場合の使用料を 3 段階に区分している。

大阪府の自動販売機の使用料

- | |
|--|
| 1) 0.5 m ² 未満のもの : 8,700 円 |
| 2) 0.5 m ² 以上 1 m ² 未満のもの: 17,300 円 |
| 3) 1 m ² 以上のもの : 1 m ² 19,000 円、1 m ² を超える部分 1,800 円／0.1 m ² |

また、奈良県橿原市は、1 m²あたりの設置使用料を年額 2,800 円と定め、大阪市よりさらに算定方法を単純化している。

現在の秋田県の自動販売機設置使用料の算定方法は、他の多くの地方公共団体でも見られるものであるが、行政財産の用途に適した使用料の徴収、あるいは事務の効率性の観点から

は見直しが必要である。

使用状況に見合った使用料の算定方法を検討すべきことについて、自動販売機の事例とともに説明したが、これは自動販売機だけではなく売店やコピー機などの他の厚生施設についても同様である。

2 厚生施設における減免の問題

(1) 概要

行政財産使用料減免基準によると、自動販売機を除く売店・食堂等の厚生施設については、当該厚生施設の営業条件が限定されている程度によって減免できる場合、及びその減免率を決めている。

具体的には、行政財産使用料減免基準では、県の施設を利用する者のため、食堂、売店、その他の厚生施設を設置するにあたり、「営業条件が制限されていると認められる」場合は、使用料の50%を限度に、また、「営業条件が著しく制限されていると認められる」場合は、使用料の75%までを限度に、減免を実施することができるとしている。(さらに、平成20年1月31日までは、「特に必要とされる場合」には、50%を75%に、また75%を100%に減免率の拡大を行うことができるとしていた。)。また、減免基準等に照らして減免対象外となつたとき、また自動販売機を設置するときは減免ができないとしている。

ここで、「営業条件が制限されていると認められる」、または「営業条件が著しく制限されていると認められる場合」をどのように判断するかが問題となる。さらに、平成20年1月30日までは、「特に必要とされる場合」とは、どのような場合かの判断も問題となる。秋田県は、これらの判断指針として、「行政財産使用料減免基準」の他に、「厚生施設に関する減免基準細則」及び「行政財産使用料減免基準に関するQ&A」を設けて、これに従うこととしている。これらは、平成19年度中に改正がなされているが、今回の包括外部監査は、平成19年度(平成19年4月から平成20年3月)が対象なので、改正前のものと改正後のもののいずれの内容も確認することとする。改正前と改正後のそれぞれの内容は、以下のとおりである。

①改正前(平成20年1月31日以前)

「営業条件が制限されていると認められる」の判断(50%減免の条件)

【行政財産使用料減免基準】

- 厚生施設の主たる利用者が庁舎の職員等に限られている場合、かつ、営業時間が執務時間内に限られている場合(基準第3.2.(1))。

【厚生施設に関する減免基準細則】

次のすべてに該当する場合。

- 主たる利用者が庁舎等職員又は学校の教職員若しくは生徒に限られている場合。施設が公の施設である場合は職員又は施設利用者に限られている場合(細則第 1.1. (1))。
- 営業日及び営業時間がおおむね当該施設の執務時間又は利用時間に限られている場合(細則第 1.1. (2))。

「営業条件が著しく制限されていると認められる」の判断(75%減免の条件)

【行政財産使用料減免基準】

- 利用者数が少ない場合(基準第 3.2. (2))。

【厚生施設に関する減免基準細則】

- 食堂については、利用者数のカウントでおおむね1日あたり90人以下の場合(カウントがない場合は利用対象者数がおおむね450人以下の場合)。ただし、機械的に適用するのではなく、経営に与えている影響を審査すること(細則第 1.2. (1))。
- 新規に設置した県施設であるため、使用料が高額になる場合は、実情に従って再計算した数値を使用することができる(細則第 1.2. (2))。
- 売店については、食堂売店共にある場合が多いので、取扱いの統一性のため利用対象者数がおおむね450人以下の場合とする(細則第 1.2. (3))。
- 理髪・美容店については、利用者数のカウントでおおむね月当たり110人以下の場合(利用者数カウントがない場合は利用対象者数がおおむね550人以下の場合)(細則第 1.2. (4))。

「特に必要とされる場合」の判断(50→75%、75%→100%へ減額率の拡大の条件)

【行政財産使用料減免基準】

- 厚生施設の過去3か年の当期純利益の平均値が、当該年度の減額後の使用料の額より小さい場合に減額率の拡大を行うことができる(基準第 3.2. (3)及び(4))。

【厚生施設に関する減免基準細則】

- 厚生施設の過去3か年の当期純利益の平均値が、当該年度の減額後の使用料の額より小さい場合でも、次の1)2)のどちらかに該当する場合には、減額率の拡大は行わない。

- 1) 法人においては、役員報酬を経費から除いた時の当期純利益が、当初減額後の使用料を超える場合(細則第 1.3. (1))。
- 2) 個人においては、営業に従事している経営者の給与相当分を経費から除いた時の当期

純利益が、当初減額後の使用料を超える場合(細則第 1. 3. (2))。

【行政財産使用料減免基準に関する Q&A】

- 建物が新しい場合は、使用料単価が極めて高く、厚生施設の経営者にとって耐え難い負担になることから、その調整措置として減額率拡大に関する規定を置いたものである。RC 建物でも建築後年数を経て使用料単価が下がっている場合又は使用面積が小さいため使用料も少額で済む場合等は、この規定の対象外とする。つまり、減額率の拡大は行わない。

その他

- 厚生施設の収支決算において当期純利益が 3 年連続して使用料の 2 倍を超えた場合は、原則として翌年度の減免を行わない(基準第 3. 2. (8))。

②改正後(平成 20 年 2 月 1 日以降)

「営業条件が制限されていると認められる」の判断(50% 減免の条件)

【行政財産使用料減免基準】

- 厚生施設の主たる利用者が庁舎の職員等に限られている場合、かつ、営業時間が執務時間内に限られている場合(基準第 3. 2. (1))。

【厚生施設に関する減免基準細則】

次のすべてに該当する場合。

- 主たる利用者が庁舎等職員又は学校の教職員若しくは生徒に限られている場合。施設が公の施設である場合は職員又は施設利用者に限られている場合(細則第 1. 1. (1))。
- 営業日及び営業時間がおおむね当該施設の執務時間又は利用時間に限られている場合(細則第 1. 1. (2))。

「営業条件が著しく制限されていると認められる」の判断(75% 減免の場合)

【行政財産使用料減免基準】

(概念的な条件)

- 建物が新しいために使用料単価が極めて高い場合、固定された営業スペースにより過大な面積での使用となる場合、又は周辺の類似施設の影響が顕著である場合など、経営環境の制約や変化のために営業条件の制限の度合いが強い場合(基準第 3. 2.(2)前半)。

(具体的な条件)

- 厚生施設の過去 3か年の当期純利益の平均値が、当該年度の減額後の使用料の額より小さい場合(基準第 3. 2.(2)後半)。

【厚生施設に関する減免基準細則】

- 厚生施設の過去 3か年の当期純利益の平均値が、当該年度の減額後の使用料の額より小さい場合でも、次の 1) 2) のどちらかに該当する場合には、減額率の拡大は行わない。つまり、減免率は 50% のままとする。

- 1) 法人においては、役員報酬を経費から除いた時の当期純利益が、当初減額後の使用料を超える場合(細則第 1. 2. (1))。
- 2) 個人においては、営業に従事している経営者の給与相当分を経費から除いた時の当期純利益が、当初減額後の使用料を超える場合(細則第 1. 2. (2))。

【行政財産使用料減免基準に関する Q&A】

- 経営環境の制約や変化とは、営業努力しているにもかかわらずに、様々な要因により経営環境の制約を受けている場合を指すものであり、単に経営不振という結果のみに着目することができないように留意する必要がある。
- 建物が新しい場合は、使用料単価が極めて高く、厚生施設の経営者にとって耐え難い負担になることから、その調整措置として減額率拡大に関する規定を置いたものである。RC 建物でも建築後年数を経て、使用料単価が下がっている場合又は使用面積が小さいため使用料も少額で済む場合等は、この規定の対象外とする。つまり、減免率は 50% のままとする。

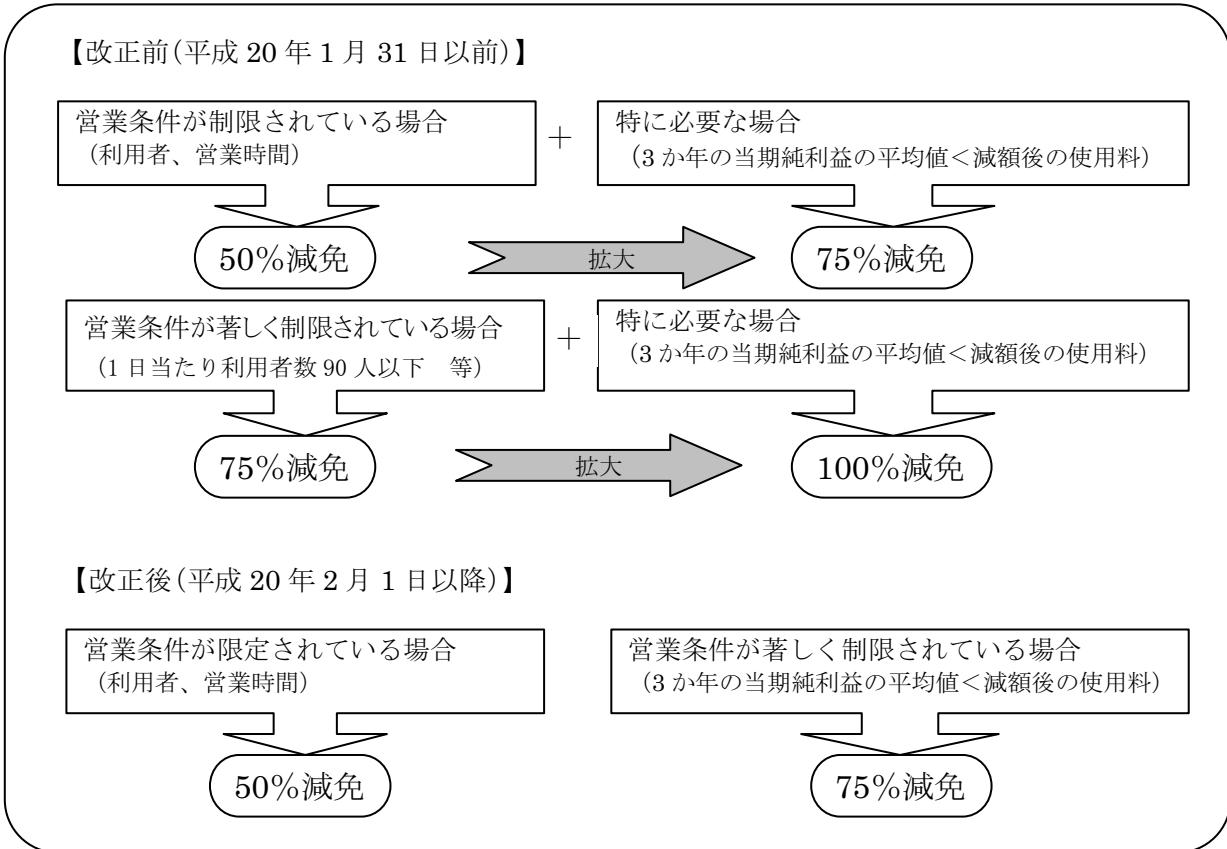
その他

- 厚生施設の收支決算において当期純利益が 3 年連続して使用料の 2 倍を超えた場合は、原則として翌年度の減免を行わない(基準第 3. 2. (6))。

平成 20 年 1 月 31 日以前のものと平成 20 年 2 月 1 日以後のものとの主な相違点は、「営業条件が著しく制限されていると認められる場合」における細則の判断基準と、平成 20 年 2 月 1 日以降は、100% 減免が認められなくなった点にある。この変更の背景には、減免の妥当性の基準を厳しくすることにより、県の歳入の増加を図ることが目的と思われる。

平成 20 年 1 月 31 日以前と平成 20 年 2 月 1 日以後の減免率の適用を簡単にまとめると(図 11)のとおりとなる。

(図 11) 平成 20 年 1 月 31 日以前と平成 20 年 2 月 1 日以後の減免率



(2) 問題の所在

「(1)概要」でもわかるとおり、現状の減免に関する基準等は非常に複雑なものとなっている。このことより、次の問題が生じている。

①事務負担

非常に煩雑な基準等に従わなければならないので、事務負担が大きくなる。

②判断過程の文書化が困難

煩雑な基準等のもとに減免率を決定することにより、その決定の過程が文書として残りにくいものとなっている。実際に、今回の包括外部監査においても、厚生施設における減免率の正当性を文書によって確認することができなかった。

③規則に反する事例が散在

運用上、これら煩雑な基準等に従っていない案件が見受けられる。たとえば以下の事例などである。

【事例 1】

平成 20 年 1 月 31 日以前の規則によると、「営業条件が著しく制限されていると認められる」場合としては、利用対象者数が概ね 450 人以下の場合(食堂の場合で利用者数をカウントできる場合には、利用者数がおおむね 1 日あたり 90 人以下の場合)となる。本庁舎、第 2 庁舎、秋田地方総合庁舎においては、本庁舎及び総合庁舎の職員数は約 1,500 名、第 2 庁舎は 800 名となっており、明らかに利用対象者は 450 人を超えており、「営業条件が著しく制限されていると認められる」場合等として、減免率は 75% 又は 100% となっている。

(表 16) 利用対象者が 450 人以上であるが 75% の減免を受けている食堂の例

施設	使用目的	面積(m ²)	条例等算出額(円)	徴収額(円)	減免率
本庁舎	食堂	316.76	1,143,885	285,972	75%
第 2 庁舎	食堂	49.34	888,526	222,132	75%
秋田地方総合庁舎	食堂	131.94	670,458	167,615	75%

【事例 2】

行政財産使用料減免基準に関する Q&A では、使用料単価が下がっている場合または使用面積が小さいため使用料も少額ですむ場合は、次の取扱いとなっている。

- ・平成 20 年 1 月 31 日以前…減免率の拡大は行わない(50% 又は 75% のまま)
- ・平成 20 年 2 月 1 日以降…著しく制限されているとは判断しない(50% のまま)

しかしながら、教育委員会を除く大多数の所管課において、使用単価が低い又は使用面積が小さいため、使用料も少額で済む場合であるにも関わらず、減免率を 75% あるいは 100% まで拡大を行っているものが見受けられた。平成 20 年 1 月 31 日以前においては 100% 減免している場合、又平成 20 年 2 月 1 日以降においては 75% としている場合は、明らかに誤りである。さらに、平成 20 年 1 月 31 日以前において 75% としている場合でも、営業条件が著しく制限されていると言えない場合には誤りとなる。

④提出させる決算書等の問題

行政財産使用料減免基準では、過去 3 カ年の当期純利益の平均値を算定するため、使用料の減免を受ける者に対し、使用許可申請書に收支計画書、当該事業に関わる直近 3 ケ年分の收支計算書、平成 20 年 2 月 1 日以降は納税証明書の添付を求めている。しかし、提出される決算等には以下の問題がある。

1) 当期純利益の信憑性の問題

明らかに当期純利益の数値の信憑性が低い事例がみられた。

- ・減免を受けているにもかかわらず、経常収支比率(＝当期純損失÷売上高)がマイナス30%超で現実的ではない。
- ・収支決算書が毎年数10万円超の赤字で現実的でない。
- ・確定申告書の表紙に税務署の受付印はあるが、次ページ以降の情報と矛盾しているもの
(税務署提出後に内容が差し替えられた可能性があるもの)

これらの事例については、申請者が、減免率の拡大を意図して当期純損失を発生させた可能性がある。また、申請者の悪意はないにしても、申請者の組織規模は小さいものがほとんどなので、正しい決算書が作れず、結果的に誤った当期純利益となる場合もある。また、所管課が、事後的に決算書等の信憑性を確かめることは効率性の観点から現実的ではない。これらから、当期純利益を使用料の減免のための判定材料として使用すること自体に問題がある。

2) 収支計算書等による減免判定の困難さ

行政財産使用料減免基準では、収支計算書の提出を求めているが、実際には収支計算書を作成していない申請者もいるため、代替手段として損益計算書や確定申告書、青色申告決算書の提出をしている申請者がいる。

i 収支計算書

収支計算書は原則として提出が求められる決算書であるが、収支計算書は収入と支出により当期収支差額を求めるといった資金の流れを表すものであり、その収支差額は必ずしも当期純利益とは一致しない。当期純利益の計算にあたっては、当期純利益との差額である資産・負債の増減・非現金支出項目の内容を別途入手するなど追加情報が必要であるが、これに関する事項が定められていない。

ii 損益計算書

損益計算書は収益と費用により当期純利益を求めるものである。よって、使用料の減免の判定にあたり入手する資料としては最も適切なものであり、本来は損益計算書の提出を原則とする必要がある。

iii 確定申告書

平成18年度の確定申告書の雛型(要旨)は以下のとおりである。どの部分を当期純利益とみなすべきなのか、マニュアルや指針が定められていないため、各担当者が判断する必要があるという実務上の問題がある。

(表 17) 平成 18 年度申告書 B(要旨)

収入金額等	事業	営業等	× × ×	税額の計算	課税される所得金額	C=A-B
	農業		× × ×		上に対する税額	D
	不動産		× × ×		住宅借入金等特別控除	E
	利子		× × ×		住宅耐震改修特別控除	F
	合計		× × ×		差引所得税額	G=D-E-F
所得金額	事業	営業等	× × × I	その他	源泉徴収税額	H
	農業		× × ×		申告納税額	I
	不動産		× × ×		納めるべき税金	J=G-H-I
	利子		× × ×		配偶者の合計所得金額	× × ×
	合計		× × × A		専従者給与(控除)額の合計額	× × ×
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		× × ×	その他	青色申告特別控除額	× × × II
	生命保険料控除		× × ×		雑所得・一時所得の 源泉徴収税額の合計額	× × ×
	寄付金控除		× × ×		未納付の源泉徴収税額	× × ×
	配偶者控除		× × ×		本年分で差し引く繰越損失額	× × × III
	扶養控除		× × ×		平均課税対象金額	× × ×
	基礎控除		× × ×		変動・臨時所得金額	× × ×
	合計		× × × B			

(表 17)の申告書において当期純利益に代替しうる額は、申請者が当該厚生施設の経営以外の営業を行っていない場合は、「I 所得金額の営業等 + II 青色申告特別控除額 + III 本年分で差し引く繰越損失額」となる。また、複数の営業を行っている場合、当該申告書からそれを識別することができない。しかし、実際には課税所得の額により判断していると考えられるものが多く含まれていた。申告書の見方は複雑であるため、減免率の決定の際にこれを使うことは適切ではない。少なくとも、申告書を利用する場合には利用指針のようなものを作る必要がある。

iv 青色申告決算書

収支計算書の代替として青色申告決算書を提出する申請者がいる。青色申告決算書の内容には損益計算書が含まれており、十分に利用可能なものである。平成 18 年度の青色申告決算書の要旨は(表 18 のとおりである。

(表 18) 平成 18 年度青色申告決算書 損益計算書（要旨）

売上金額	× × ×
売上原価	× × ×
差引金額	× × ×
経費	× × ×
差引金額	× × ×
各種引当金・準備金等	× × ×
青色申告特別控除前の所得金額	× × ×
青色申告特別控除額	× × ×
所得金額	× × ×

なお、上記決算書のうち、当期純利益に相当する額は、「青色申告特別控除前の所得金額」である。青色申告特別控除額とは、一定の会計帳簿を具備しこれに基づき決算書を作成する者に対して、課税所得の計算に使用する所得の額を実際よりも 65 万円だけ低くすることにより税務上の恩恵を与えるものであり、費用ではないことより、所得金額は当期純利益ではない。

減免率の決定のために、過去 3 年間の当期純利益を把握しなければならないが、上記のとおりその作業は非常に大変なものとなる。

⑤減免率の拡大に当たっての法人と個人事業者との扱いの不公平性

厚生施設に関する減免基準細則では、以下の場合は減免率の拡大を行わないとしている。

- 1) 法人においては、役員報酬を経費から除いた時の当期純利益が当初減額後の使用料を超える場合
- 2) 個人においては、営業に従事している経営者の給与相当分を経費から除いた時の当期純利益が、当初減額後の使用料を超える場合

これによると、減免率の判定にあたり、営業に従事する個人経営者の給与相当分は認められないのに対し、営業に従事する使用人兼務役員の使用人部分の給与は認められるため、公平性に問題が生じている。また、法人の場合において本社経費負担額・共通経費負担額が配賦されており、これによって多額の当期純損失が生じている厚生施設がある。一方、個人の場合は本社経費や共通経費という概念は存在しないため、法人に比べて不利となる。さらに、使用料の減免にあたり、行政財産使用許可書添付書類には、営業に従事する者が経営者本人であるか使用人であるかの記載がなく、給与相当額が減免率の拡大の判断に使用されていると考えられる使用許可が少ないため、実質的にこの細則は使用されていないと考えられる。いずれの場合においても、使用人兼務役員の報酬部分・個人経営者の相当分は、厚生施設の自主申告に基づくものであることから、真実な申告をする厚生施設とそうでない厚生施設との間で公平性に

問題が生じていることになる。

⑥使用料が極めて高額であることによる減免の判断基準

行政財産使用料減免基準では、建物が新しいために使用料単価が極めて高い場合も営業条件が著しく限定されている場合に該当するとしている。Q&Aでは「使用料単価が著しく高い場合」を、県有施設を建築して間もないケースや特別仕様の造作等により平米当たりの公有財産台帳価格が高くなっている場合としている。しかし、同一年度に建築された建物であっても、仕様や造作によって建物価格が異なるため使用料が著しく高くならないケースもある。「極めて高額である」と結論付ける使用料単価の算定方法に関する方針が明らかではないことから、実務上は、厚生施設から75%減免するよう強い要求があった場合などに適用されており、当該基準は形骸化している

⑦減免率拡大の対象外となる使用料単価及び使用面積

建築後年数を経て使用料単価が下がっている場合または使用面積が小さいために使用料も少額で済む場合は、収支が過去3年間赤字であっても減免率の拡大を行わないとしている。しかし、具体的に減免率拡大の対象となる使用面積や、どの程度まで使用料単価が下落すれば対象外となるのか明らかではないことから、実際は、このQ&Aは利用されておらず、適切とは言えない減免率の拡大が行われているのが実情である。

(3)監査の結果

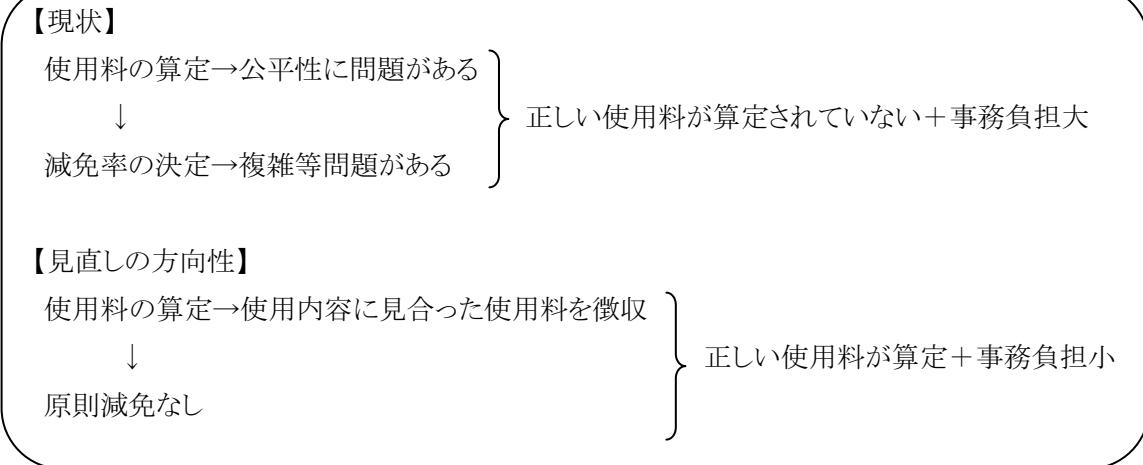
特に記載すべき事項はない。

(4)監査の意見

①適正な使用料の算定を前提とした減免の排除

営業条件という曖昧な基準をもとに減免率を決めているが、そもそも、経営不振の原因は、営業努力の問題か、外部環境要因なのかの判断は、経営のプロフェッショナルでも難しいものである。「(2)の問題の所在」からも明らかなように、減免率の算定は、事務の効率性も考慮して簡便な方法に見直すべきである。また、厚生施設については、適正な使用料が算定されれば、原則として減免は必要ないものと思われる。いずれにしても、厚生施設については、使用料の算定の規則の見直しとあわせて、減免の基準等を見直す必要がある。

(図 12) 使用料の算定、減免率の決定の見直しの方向性



以上、減免はできるだけ排除するべきとの意見を述べたが、それでも減免せざるを得ない場合には、減免基準等について運用上問題が生じないように見直す必要がある。具体的には②以降のとおりである。

②提出させる決算書の損益計算書への統一

現状の減免基準では、収支計算書の提出を求めていたが、使用料の減免の判定にあたり入手する資料としては損益計算書がふさわしい。また、基礎知識がない担当者にも判断ができるように、提出された計算書の見方をまとめたマニュアルを作成し、特に確定申告書により減免を判断する場合は、当期純利益の把握方法を担当者に示すなどの工夫が必要である。

③法人と個人の不公平性の解消

法人と個人とで、同じ当期純利益という判断基準で評価するのは困難である。特に、個人については当期純利益ではなく別の方法で営業条件を判断する必要がある。

④「極めて高額である」の判断基準の明確化

「極めて高額である」ことを理由に使用料の減免を行う場合は、「極めて高額である」と判断する場合とはなにかを明らかにする必要がある。なお、教育委員会では「極めて高額である」とされる使用料単価の算定方法について自主的な方針を定め、すべての高校の使用料単価から計算された平均単価と比較して判断している。これについても、平均単価との程度の乖離があれば「極めて高額である」と決定付けるか客観的な方針が定められていないという課題が残されている。

⑤減免率拡大の対象外の範囲

使用料単価が低いため減免率拡大の対象外となる範囲を明確にする必要がある。

また、当該基準は、使用料単価について建築後年数を経て使用料単価が下がっている場合についてのものだが、そもそも建物の仕様が簡素であるため当初から使用料単価が低い場合は触れられていない。減免率拡大の適用除外となる使用料単価については、すべての状況において統一的に定める必要がある。

3 事例(庁舎内にある厚生施設)

(1) 概要

「行政財産使用料減免基準に関するQ&A」では、「経営環境の制約や変化のため」とは、「営業努力をしているにもかかわらず、様々な要因により経営環境の影響を受けている場合を指すものであり、単に経営不振という結果のみに着目して運用することができないように留意する必要がある。」としている。しかし、「営業努力をしている」か否かの具体的な判断基準がないため実務上は、単に経営不振という結果のみに着目しているケースが散在される。

以下においては、庁舎内の厚生施設を例として、問題点を整理する。

① 減免理由の適正性

本庁舎内で食堂を経営する業者Aは、行政財産の目的外使用申請書において、減免を受けたい理由として以下の点を挙げている。

「当食堂は、主に県職員の福利厚生の為の施設であり、その特殊性のため減免をお願いするものであります。

- 1) 当食堂は、外部からの弁当業者数社が、県庁内で営業しているため、来客数の予測が困難で、仕入材料の限定や保管掌握が困難なこと
- 2) 職員食堂としての店作りが、現代のお客様のニーズに合っていないこと
- 3) 昼食だけの営業に限定されること(営業時間 12時から 14時まで)
- 4) 一般食堂と対比して、営業日数が少ないこと

以上の理由により、一般食堂と対比して異なる条件下の営業と考えられる。」

これに対して、秋田県の担当者は当該減免理由を正当として、減免を認めている訳だが、本来であれば以下の意見があつても良いのではないか。

- 1) 外部業者だからと言って、来客者の予測の面でハンデキャップがあるとは言えない。県の行事や日々の天候や他のライバル業者の動向等を分析して、仕入材料やメニューを検討し、来客者数を予測するのは、業者の当然の営業努力である。

- 2) 現代のお客様のニーズに合った店作りをする責任は、県ではなく使用者にあるのではない
か。
- 3) この食堂は朝 8 時 30 分から朝食サービスを提供しており、営業時間は 6~7 時間であるた
め、昼だけの営業に限定されていない。また、仮に昼だけの営業に限定されている場合で
あっても、当該施設周辺の一般食堂では、来客数の見込める 11 時 30 分から 14 時までを
営業時間としている食堂がある。営業時間によって、営業条件が制限されているとは言え
ない。
- 4) 開庁日であれば営業することが可能であり、年末年始や休日を除く他は営業日となるが、
周辺の食堂や庁舎内で営業する外業者も、開庁日以外は、顧客である県職員が出勤して
いないため営業をしていない。また、業者 A は一般食堂と当該厚生施設の営業日数の比
較を行った結果を提出していない。

現状では、減免理由を検討した結果、減免をするのではなく、始めから減免することを想定さ
れていることがうかがえる。

②近隣との比較

厚生施設が十分な営業努力を行っているかどうかは、一律に定めるのではなく、当該施設の
周辺にある一般食堂や外部業者の営業努力の状況と比較する必要がある。少なくとも、以下の
ような検討を行った上で、「営業努力をしている」か否かの判断をする必要がある。

1) 価格競争に対する努力の状況

業者 A の指摘するとおり、庁舎に勤務する職員の中には庁舎内の食堂ではなく近隣の市役
所庁舎内の食堂を利用している者や、庁舎内で営業する外部業者の提供する昼食サービスを
利用する者がいる。他の業者と業者 A の日替定食の価格を例に分析すると、以下のとおり価格
競争が存在することが考えられる。

たとえば、近隣の市役所の食堂が提供する日替定食が 350 円前後だったのに対して、業者
A の提供する日替定食は 650 円前後であり、約 2 倍の価格差となっている。したがって、他の条件
が同じであれば、職員は安価な 350 円の昼食サービスを利用するのが自然である。

2) 付加価値に対する努力の状況

庁舎周辺の一般食堂には 600 円から 1,000 円の比較的高額な昼食サービスを提供している
業者がある。これらの一般食堂は、食後のコーヒー・デザート・大盛サービス等を無料にするこ
とににより昼食サービスに付加価値をつけ、あるいは量・味・待ち時間・接客などに関するアンケー
トを利用して顧客の維持・拡大のための努力をし、当該食堂で提供して欲しいメニュー等の意見
を求めるこにより顧客の嗜好の調査を日常的に行っている。業者 A は日替定食を 650 円で提
供しているが、その価格に見合う付加価値があるか検討する必要がある。

③他の自治体の食堂との比較

公的施設の食堂や民間の社内食堂の中にも、幹部職員等の昼食スペースやランチミーティングスペースを設けるなど、店構えを工夫している食堂もある。幹部職員の昼食スペースの分離は、幹部だけではなく若手職員に対しても利用しやすい空間の創出には貢献していると考えられる。また、アンケートを行うなどにより、積極的に顧客ニーズの把握に努めている業者もある。厚生施設が十分な営業努力を行っているかどうかは、他の自治体とも比較する必要がある。

以下は、秋田県の県庁食堂と都内にある自治体の地下にある食堂の比較である。この比較をもってどちらかが営業努力をしており、どちらかがしていないということはできない。しかしながら、営業努力をもって減免率を決めるのであれば、これらを複合的に検討する必要がある。

【都内にある某行政施設の地下食堂】

<p><u>食堂アンケートによりメニューが変わります</u></p> <p>(昼食)</p> <p>1. ワンコインランチ (毎日ボリュームたっぷりのメニューが、ワンコインで)</p> <p>2. スペシャルラーメン (レギュラーラーメンに加え、坦々麺や広東麺が毎日日替わりで)</p> <p>3. めしもの (昼食に人気の丼ものの品数が豊富に)</p> <p>...</p> <p>(夕食)</p> <p>食堂アンケートでのご要望にお応えして、夕食の営業時間をメニューが変わります。必ず、残業の方々の強い味方になります。</p> <p>新営業時間 18:30—21:00</p> <p>新メニュー</p> <p>1. 築地直送の刺身丼</p> <p>2. ぶりっぷりのうな丼</p> <p>3. 季節の天丼</p> <p>もちろん、従来の定番メニューもあります。</p>
--

【秋田県の県庁食堂】

メニュー	
春野菜と薬膳飯(漬物付き)	税込 700 円
おすすめメニュー	
野菜炒め定食(小鉢・漬物・御飯・みそ汁)	600 円
豚ロース生姜焼定食(小鉢・漬物・御飯・みそ汁)	600 円
野菜たっぷりソース焼きそば(サラダスープ付き)	600 円
カツカレーライス(サラダスープ付き)	600 円
おすすめ麺メニュー	
塩タンメン	
味噌タンメン	各 550 円
醤油タンメン	
...	

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

経営不振が、営業努力の問題か、外部環境の問題かの判断は難しい。実際に、業者 A は、年間約 200 万円の赤字経営となっている。しかしながら、上記の状況から 1 つ 1 つ判断すると、経営不振の原因がすべて外部環境に問題があると言い切ることはできない。このような場合に、減免してまで使用許可して保護することが、利用者の福利厚生につながるのかどうか、再検討の余地がある。さらに、現在食堂・売店等の厚生施設は行政財産の目的外使用許可により、一度使用許可を得たら他の業者が重ねて使用許可を申請することができないため、競争原理が働くことを期待するのは困難であり、既得権益になりやすい。したがって、行政財産の目的外使用ではなく、行政財産の貸付の方法により、業者を募って選定することにより、より営業努力をしてサービスの質を高める業者に食堂の経営を任せることも検討する必要がある。このことによつて、利用者の福利厚生を充実させる結果ともなる。

IV 団体に対する使用許可

1 秋田県の出資団体に対する事務室の使用許可に関する減免の問題

(1) 概要

県が特定の団体に対して行っている行政財産の目的外使用許可の中には、当該団体が行政財産を自らの団体の事務所等に使用することを許可している事案が見受けられる。秋田県は、「県の事務又は事業と密接な関係にある事務又は事業を行うことを目的としている団体が、その事務又は事業のため直接使用するとき。」には、目的外使用許可し、さらに次の4種類の団体が使用するときは100%以内の減免を認めている。

- ① 県職員が兼務し実質的に県が運営する団体
- ② 県の事務又は事業を代行又は補佐する団体
- ③ 法令により義務的に設置され県の指揮監督を受ける団体
- ④ 主として県の補助、出資等により運営される団体

また、行政財産を自らの団体の事務所に使用している団体の中には県の出資団体も含まれている。(表 19)は、県の出資団体に対する目的外使用許可のうち、当該出資団体がその行政財産を事務所に使用している事案である。

(表 19) 行政財産を事務所に使用している県の出資団体

使用許可先	財産名称	数量 (m ²)	条例等 算出額 (千円)	徴収額 (千円)	減免率
① (財)秋田県栽培漁業協会	水産振興センター	79.92	95	—	100%
② (財)秋田県工業 材料試験センター	工業技術センターA棟	456.57	4,208	—	100%
	工業技術センターD棟	782.09	2,524	—	100%
③ (財)秋田県資源技術開発機構	金属鉱業研修 技術センター	10.00	112	—	100%
④ (財)秋田県老人クラブ連合会	社会福祉会館	88.45	1,074	—	100%
⑤ (財)秋田県国際交流協会	社会福祉会館	478.82	5,784	4,049	30%
⑥ (財)暴力団壊滅秋田県民会議	社会福祉会館	69.81	845	591	30%
⑦ (財)秋田県災害遺児愛護会	社会福祉会館	28.60	350	—	100%
⑧ 秋田県土地開発公社	社会福祉会館	208.10	2,523	1,766	30%
⑨ (財)秋田県長寿社会振興財団	中央地区老人 福祉総合エリア	531.10	13,113	—	100%

使用許可先	財産名称	数量 (m ²)	条例等 算出額 (千円)	徴収額 (千円)	減免率
⑩ (財)秋田県 総合保健事業団	総合保健センター	127.71	1,696	—	100%
⑪ (財)秋田県建築住宅センター	総合生活文化会館	214.40	2,627	—	100%
⑫ 秋田アトリオンビル(株)	総合生活文化会館	36.80	452	452	0%
⑬ (社)秋田県農業公社	事務所	20.09	95	—	100%
⑭ (財)総合公社	総合プール	85.95	3,370	—	100%
⑮ (財)秋田県学校保健会	スポーツ科学センター	3.30	1,620	—	100%

(表 19)に記載した県の出資団体については、使用料の減免あるいは免除がなされている事案が多く見受けられる。(表 20)は(表 19)に記載した県の出資法人について、県出資額と出資比率を示したものである。

(表 20) 県出資額と出資比率

(単位 : 千円)

No	法人名	法人所管課	資本金	県出資額	出資 比率
①	(財)秋田県栽培漁業協会	水産漁港課	501,500	250,000	49.9%
②	(財)秋田県工業材料試験センター	科学技術課	10,000	10,000	100.0%
③	(財)秋田県資源技術開発機構	資源エネルギー課	437,000	210,000	48.1%
④	(財)秋田県老人クラブ連合会	長寿社会課	150,100	30,000	20.0%
⑤	(財)秋田県国際交流協会	学術国際政策課	975,254	750,000	76.9%
⑥	(財)暴力団壊滅秋田県民会議	警・組織犯罪対策課	581,943	300,000	51.6%
⑦	(財)秋田県災害遭難愛護会	子育て支援課	200,000	76,000	38.0%
⑧	秋田県土地開発公社	建設管理課	100,000	100,000	100.0%
⑨	(財)秋田県長寿社会振興財団	長寿社会課	88,806	66,140	74.5%
⑩	(財)秋田県総合保健事業団	健康推進課	221,076	10,000	4.5%
⑪	(財)秋田県建築住宅センター	建築住宅課	30,000	10,000	33.3%
⑫	秋田アトリオンビル(株)	県民文化政策課	20,000	5,000	25.0%
⑬	(社)秋田県農業公社	農林政策課	1,143,190	829,250	72.5%
⑭	(財)秋田県総合公社	総務課	61,800	35,000	56.6%
⑮	(財)秋田県学校保健会	教・保健体育課	54,088	20,000	37.0%

(2) 実施した監査手続

(表 19)に記載した出資団体のうち、(財)秋田県学校保健会を除く各団体について最近年度の決算書を入手し、財政状態及び経営成績を分析することにより、財務状況からみた使用料の減免及び免除の必要性を検討した。なお、団体の中には県の事業を委託している、あるいは県から補助を受けている団体も散見されるが、委託料及び補助の内容は検討していない。

(3) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(4) 監査の意見

① 県出資団体に対する使用料の減免あるいは免除の見直し

秋田県行政財産減免基準によると、県の事務または事業と密接な関係にある事務または事業を行うことを目的としている団体が、その事務または事業のために直接使用するときは、(表 21)の条件で使用料の減免または免除が認められている。

(表 21) 減免等取扱いにおける規定

減免または免除	免除
50%を超える減額または免除ができる場合	次の団体が使用するとき (1)県職員が兼務し実質的に県が運営する団体 (2)県の事務または事業を代行または補佐する団体 (3)法令により義務的に設置され県の指揮命令を受ける団体 (4)主として県の補助、出資等により運営される団体
50%以内の減額ができる場合	上記に該当しないもので、県が特に育成または支援すべき団体が使用するとき
減免ができない場合	—

県の事務又は事業と密接な特定の団体に対して行政財産の目的外使用を認め、かつ使用料を減免あるいは免除するということは、当該団体に対して補助金を交付することと同じ意味を持つ。つまり、当該団体に対して家賃補助を行っていることと同じである。たとえば、(表 19)にもあるとおり、(財)秋田県長寿社会振興財團に対しては、年間 13,113 千円もの減免を行っているが、当該団体が民間の施設に入居していると仮定した場合、それと同額の家賃を秋田県が補助していることになる。このような場合にも、秋田県が当該団体に対して家賃補助を行っていたかは疑問である。

補助金を交付する場合は公益性があることが前提である。ここで、その家賃補助は、事務室に対する使用許可という性質上、事業費補助ではなく団体運営費補助となる。事業費補助の場

合、事業そのものに公益性が認められれば補助は可能だが、団体運営費補助の場合、その団体が公益性に寄与している団体であることを前提として、補助がなければ団体の事業を継続して行うことができないという理由が必要となる。(なお、2で記載する社会福祉社会館に入居している団体の中には、社会福祉系の団体も多く含まれている。そのような団体の入居が社会福祉社会館の設置目的に合致するものであるなら、本来目的内使用とするべきである。しかしながら、実際には目的外使用許可としている理由は、社会福祉事業そのものではなく、あくまで間接業務も含めた団体の事務室としての使用を許可していることを意味する。よって、このことは減免が団体運営費補助という考えとも一致する。)

補助がなければ団体の事業を継続して行うことができないとは、具体的には、財政状況・損益状況を踏まえると家賃を負担することが厳しく、当該団体の育成のためには県が補助を行うことも止むを得ないと判断される状況のことである。このような場合であれば、補助を行う(減免を行う)ことの正当性は認められると考える。換言すれば、財政状況・損益状況から見ると補助を行う(減免を行う)必要性がない団体に対して、事務所の家賃を減免することは正当性あるいは公平性の観点から検討を要する事項と考える。(表 21)の規定だけで行政財産の目的外使用と使用料の減免あるいは免除を認めると、上記の視点が欠落してしまう可能性がある。

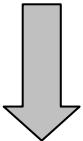
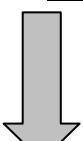
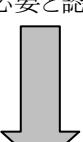
(表 19)に記載した団体の中には、財政状況及び損益状況から判断すると必ずしも使用料の減免あるいは免除を行う必要はないと考えられる団体が見受けられる。県においては、使用料の減免あるいは免除を行うに際して、当該団体の財政状況あるいは損益状況を加味することを条件に加える等、出資団体に対する行政財産の目的外使用許可と使用料の減免・免除のあり方について検討が必要と考える。

以下においては、県の出資団体の財務状況(財政状況、損益状況)と、財務状況から判断して減免する必要性についての監査意見を記載した。なお、財務状況については、貸借対照表から判断し、一方収支計算書等から損益状況を判断した。財政状況については、流動比率¹を見ることにより、主に団体の短期的な支払能力を判断することによって減免の必要性を確認した。一方、損益状況については、当期損益が赤字になっていないかどうか、次に経常的収支がどのようにになっているかによって、判断した。

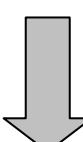
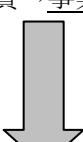
¹ 流動比率とは、流動負債(1年以内に返済すべき負債)を流動資産(短期間で換金可能な資産)がどの程度カバーしているかを示す比率で短期的な支払い能力を示す指標である。200%以上あることが理想で、100以下になると注意を要することになる。減免をするかどうかの判断は、短期的な支払い能力、つまり流動比率が重要と判断した。
(流動比率(%)) = (流動資産 ÷ 流動負債) × 100

(図 13) 事務室に対する減免とその他の減免の考え方

【事務室に対する減免の考え方】

- 公益性が認められる団体に対しての家賃(間接経費)の補助
- 減免の性質→団体運営費補助
- 団体そのものに公益性があることを前提として、その公益性がある団体を維持・存続させるために必要と認められる場合のみ、減免が認められる。
- よって、財務状況から家賃を補助しなければ組織を維持できない場合以外は、補助を行うことの正当性は認められない

【その他の減免の考え方】

- 公益性があると認められる事業に対しての費用(直接経費)の補助
- 減免の性質→事業費補助
- 事業自体に公益性があれば、減免が認められる。

【団体 1】財団法人秋田県栽培漁業協会

(表 22) 財団法人秋田県栽培漁業協会の財政状況、損益状況その他

財政状況(貸借対照表)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
I 流動資産	105,531	I 流動負債	1,994
現金預金	103,642	短期借入金	—
その他	1,889	その他	1,994
II 固定資産	503,625	II 固定負債	6,856
		長期借入金	—
		その他	6,856
		負債合計	8,850
		I 正味財産の額	600,306
		(うち基本金)	501,500
		正味財産合計	600,306
資産合計	609,156	負債・正味財産合計	609,156

損益状況(収支計算書等) (単位:千円)

科目	金額
I 経常収入	90,801
受託事業収入	20,442
補助金収入	10,109
自主事業収入	49,880
その他	10,370
II 経常支出	80,970
人件費	31,063
その他	49,907
経常損益	9,831
III 経常外収入	—
IV 経常外支出	—
当期損益	9,831
前期繰越正味財産額	590,475
当期正味財産合計額	600,306

県からの財政支出 (単位:千円)

	17年度	18年度	19年度
委託費	18,710	19,025	19,072
補助金	9,637	12,048	10,109
貸付残高	—	—	—

県の損失補償額	—
---------	---

県の減免の状況

数量	減免額	減免率
79.92 m ²	95 千円	100%

■ 財政状況

現金預金を 103 百万円有している。また、借入も行っておらず、その他の負債も少額であり、財政状況は良好である。

■ 損益状況

県からの補助は受けているが自主事業収入も多く、使用料を負担するだけの利益を計上している。

■ 監査の意見

損益状況及び財政状況から判断すると減免する必要性は低い。

【団体 2】財団法人秋田県工業材料試験センター

(表 23) 財団法人秋田県工業材料試験センターの財政状況、損益状況その他
 財政状況(貸借対照表) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
I 流動資産	25,561	I 流動負債	5,305
現金預金	25,117	短期借入金	—
その他	444	その他	5,305
II 固定資産	142,459	II 固定負債	79,118
		長期借入金	—
		その他	79,118
		負債合計	84,423
		I 正味財産の額	83,597
		(うち基本金)	10,000
		正味財産合計	83,597
資産合計	168,020	負債・正味財産合計	168,020

損益状況(収支計算書等) (単位:千円)

科目	金額
I 経常収入	81,596
受託事業収入	—
補助金収入	—
自主事業収入	80,549
その他	1,047
II 経常支出	103,363
人件費	76,659
その他	26,704
経常損益	△21,767
III 経常外収入	—
IV 経常外支出	2,347
当期損益	△24,114
前期繰越正味財産額	97,711
当期正味財産合計額	73,597

県からの財政支出 (単位:千円)

	17年度	18年度	19年度
委託費	—	—	—
補助金	—	—	—
貸付残高	—	—	—

県の損失補償額	—
---------	---

県の減免の状況

数量	減免額	減免率
456.57 m ²	4,208 千円	100%
782.09 m ²	2,524 千円	100%

■ 財政状況

流動資産よりも流動負債のほうが多く、短期的な安定性は高いとは言えない。

■ 損益状況

収入の主な内訳は自主事業収入であるが、人件費負担が大きく、平成 19 年度は多額の赤字を計上している。

■ 監査の意見

財政状況及び損益状況から判断すると減免もやむを得ないと考える。

【団体 3】財団法人秋田県資源技術開発機構

(表 24) 財団法人秋田県資源技術開発機構の財政状況、損益状況その他
財政状況(貸借対照表) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
I 流動資産	48,318	I 流動負債	83
現金預金	—	短期借入金	—
その他	48,318	その他	83
II 固定資産	442,210	II 固定負債	—
		長期借入金	—
		その他	—
		負債合計	83
		I 正味財産の額	490,445
		(うち基本金)	437,000
		正味財産合計	490,445
資産合計	490,528	負債・正味財産合計	490,528

損益状況(収支計算書等) (単位:千円)

科目	金額
I 経常収入	17,819
受託事業収入	5,000
補助金収入	7,333
自主事業収入	12
その他	5,474
II 経常支出	15,374
人件費	4,226
その他	11,148
経常損益	2,445
III 経常外収入	—
IV 経常外支出	42
当期損益	2,403
前期繰越正味財産額	488,042
当期正味財産合計額	490,445

県からの財政支出 (単位:千円)

	17年度	18年度	19年度
委託費	—	—	—
補助金	—	—	—
貸付残高	—	—	—
県の損失補償額			—

県の減免の状況

数量	減免額	減免率
10.00 m ²	112 千円	100%

■ 財政状況

現金預金を 43 百万円有している。固定資産が、442 百万円あるが、主に基本金で賄われており、財務的には安定している。

■ 損益状況

県からの補助は受けているが自主事業収入が多く、使用料を負担するだけの利益は計上している。また、多額の繰越正味財産がある。

■ 監査の意見

財政状況及び損益状況から判断すると減免する必要性は低い。

【団体4】財団法人秋田県老人クラブ連合会

(表 25) 財団法人秋田県老人クラブ連合会の財政状況、損益状況その他

財政状況(貸借対照表)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
I 流動資産	20,791	I 流動負債	6,659
現金預金	20,521	短期借入金	—
その他	270	その他	6,659
II 固定資産	163,296	II 固定負債	10,531
		長期借入金	—
		その他	10,531
		負債合計	17,190
		I 基本金	202,923
		II 基金	152,765
		III 次期繰越活動収支差額	14,132
		正味財産合計	166,897
資産合計	184,087	負債・正味財産合計	184,087

損益状況(収支計算書等) (単位:千円)

科目	金額
I 事業活動収入	24,211
受託事業収入	644
補助金収入	4,986
事業収入	1,600
その他	16,980
II 事業活動支出	26,473
人件費	2,439
その他	24,034
事業活動収支差額	△2,262
III 事業活動外収入	7,041
IV 事業活動外支出	4,320
当期損益	458
前期繰越正味財産額	13,674
当期正味財産合計額	14,132

県からの財政支出 (単位:千円)

	17年度	18年度	19年度
委託費	—	—	—
補助金	—	—	—
貸付残高	—	—	—

県の損失補償額	—
---------	---

県の減免の状況

数量	減免額	減免率
88.45 m ²	1,074 千円	100%

● 財政状況

現金預金は20百万円有している。負債は17百万円であり、流動比率は100%を超えており、支払能力は問題ない。

● 損益状況

事業活動収支差額がマイナスになるなど必ずしも良好とはいえない。事業活動支出のその他 の内容を確認するなど、損益状況を詳細に確認する必要がある。

● 監査の意見

事業活動収支差額のマイナスが一時的なものであるならば、財政状況から見れば減免の必要性は低い。

【団体 5】財団法人秋田県国際交流協会

(表 26) 財団法人秋田県国際交流協会の財政状況、損益状況その他

財政状況(貸借対照表)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
I 流動資産	59,044	I 流動負債	380
現金預金	57,818	短期借入金	—
その他	1,226	その他	380
II 固定資産	1,192,666	II 固定負債	—
		長期借入金	—
		その他	—
		負債合計	380
資産合計	1,251,710	I 指定正味財産	1,231,254
		II 一般正味財産	20,076
		正味財産合計	1,251,330
		負債・正味財産合計	1,251,710

損益状況(収支計算書等) (単位:千円)

科目	金額
I 経常収入	37,195
受託事業収入	17,963
補助金収入	2,346
自主事業収入	33
その他	16,853
II 経常支出	70,878
人件費	16,992
その他	53,886
経常損益	△ 33,683
III 経常外収入	—
IV 経常外支出	—
当期損益	△ 33,683
一般正味財産期首残高	18,759
一般正味財産期末残高	20,076

県からの財政支出 (単位:千円)

	17年度	18年度	19年度
委託費	19,046	8,969	17,963
補助金	2,302	2,335	2,346
貸付残高	—	—	—

県の損失補償額	—
---------	---

県の減免の状況

数量	減免額	減免率
478.82 m ²	1,735 千円	30%

■ 財政状況

財政状況は良好である。負債がほとんどなく、現金預金も 57 百万円有しており支払能力も問題ない。

■ 損益状況

経常損益が大幅なマイナスとなっており良好とはいえない。

■ 監査の意見

経常損益の赤字が一時的なものであるならば、財政状況から見れば減免の必要性は低い。

【団体 6】財団法人暴力団壊滅秋田県民会議

(表 27) 財団法人暴力団壊滅秋田県民会議の財政状況、損益状況その他
 財政状況(貸借対照表) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
I 流動資産	2,494	I 流動負債	219
現金預金	2,494	短期借入金	—
その他	0	その他	219
II 固定資産	587,442	II 固定負債	577
		長期借入金	—
		その他	577
		負債合計	796
		I 一般正味財産の額	589,140
		(うち基本財産への充当額)	581,943
		正味財産合計	589,140
資産合計	589,936	負債・正味財産合計	589,936

損益状況(収支計算書等) (単位:千円)

科目	金額
I 経常収入	23,225
受託事業収入	4,507
補助金収入	—
自主事業収入	—
その他	18,718
II 経常支出	22,481
人件費	11,734
その他	10,747
経常損益	744
III 経常外収入	—
IV 経常外支出	—
当期損益	744
一般正味財産期首残高	588,396
一般正味財産期末残高	589,140

県からの財政支出 (単位:千円)

	17年度	18年度	19年度
委託費	5,018	4,735	4,507
補助金	—	—	—
貸付残高	—	—	—

県の損失補償額	—
---------	---

県の減免の状況

数量	減免額	減免率
69.81 m ²	254 千円	30%

■ 財政状況

財政状況は良好である。なお、損益状況から見ると基本財産が多すぎるのではないかと思われる。

■ 損益状況

大幅な利益は計上していないが、減免額を負担できるだけの利益は計上している。

■ 監査の意見

損益状況及び財政状況から判断すると減免する必要性は低い。

【団体 7】財団法人秋田県災害遭児愛護会

(表 28) 財団法人秋田県災害遭児愛護会の財政状況、損益状況その他
 財政状況(貸借対照表) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
I 流動資産	47,543	I 流動負債	35
現金預金	6,543	短期借入金	—
その他	41,000	その他	35
II 固定資産	202,226	II 固定負債	2,225
		長期借入金	—
		その他	2,225
		負債合計	2,260
		I 一般正味財産の額	247,509
		(うち基本財産への充当額)	200,000
		正味財産合計	247,509
資産合計	249,769	負債・正味財産合計	249,769

損益状況(収支計算書等) (単位:千円)

科目	金額
I 経常収入	5,956
受託事業収入	—
補助金収入	—
自主事業収入	—
その他	5,956
II 経常支出	9,871
人件費	4,029
その他	5,842
経常損益	△ 3,915
III 経常外収入	—
IV 経常外支出	—
当期損益	△ 3,915
一般正味財産期首残高	251,424
一般正味財産期末残高	247,509

県からの財政支出 (単位:千円)

	17年度	18年度	19年度
委託費	—	—	—
補助金	—	—	—
貸付残高	—	—	—

県の損失補償額	—
---------	---

県の減免の状況

数量	減免額	減免率
28.60 m ²	350 千円	100%

■ 財政状況

財政状況はほぼ良好である。

■ 損益状況

経常損益がマイナスとなっており良好とはいえない。

■ 監査の意見

経常損益の赤字が一時的なものであるならば、財政状況から見れば減免の必要性は低い。

【団体 8】秋田県土地開発公社

(表 29) 秋田県土地開発公社の財政状況、損益状況その他

財政状況(貸借対照表)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
I 流動資産	3,882,681	I 流動負債	64,502
現金預金	395,698	短期借入金	—
その他	3,486,983	その他	64,502
II 固定資産	756,913	II 固定負債	3,606,695
		長期借入金	3,372,482
		その他	234,213
		負債合計	3,671,197
		I 資本金	100,000
		II 準備金	868,397
		正味財産合計	968,397
資産合計	4,639,594	負債・正味財産合計	4,639,594

損益状況(収支計算書等) (単位:千円)

科目	金額
I 経常収入	1,456,212
受託事業収入	1,443,166
補助金収入	
自主事業収入	
その他	13,046
II 経常支出	1,582,428
人件費	174,905
用地費・補償費	1,346,715
その他	60,808
III 当期処分原価	1,301,416
IV 資産勘定繰入額	1,404,392
経常損益	△ 23,240
V 経常外収入	—
VI 経常外支出	75
当期損益	△ 23,315
前期繰越準備金	891,712
次期繰越準備金	868,397

県からの財政支出 (単位:千円)

	17年度	18年度	19年度
委託費	196,261	128,406	123,278
補助金	—	—	—
貸付残高	475,811	920,546	512,537

県の損失補償額	—
	—

県の減免の状況

数量	減免額	減免率
208.10 m ²	757 千円	30%

■ 監査の意見

土地開発公社の財務状況は、自治体の政策の影響を受ける度合いが他の出資団体よりも高いため、減免の必要性については判断が難しい。

【団体 9】財団法人秋田県長寿社会振興財団

(表 30) 財団法人秋田県長寿社会振興財団の財政状況、損益状況その他
 財政状況(貸借対照表) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
I 流動資産	41,472	I 流動負債	2,406
現金預金	35,586	短期借入金	—
その他	5,886	その他	2,406
II 固定資産	131,116	II 固定負債	41,022
		長期借入金	—
		その他	41,022
		負債合計	43,428
		I 指定正味財産	88,806
		II 一般正味財産	40,354
		正味財産合計	129,160
資産合計	172,588	負債・正味財産合計	172,588

損益状況(収支計算書等) (単位:千円)

科目	金額
I 経常収入	181,093
受託事業収入	44,119
補助金収入	27,484
自主事業収入	107,570
その他	1,920
II 経常支出	177,733
人件費	61,646
その他	116,087
経常損益	3,360
III 経常外収入	14,782
IV 経常外支出	13,851
当期損益	4,291
一般正味財産期首残高	36,063
一般正味財産期末残高	40,354

県からの財政支出 (単位:千円)

	17年度	18年度	19年度
委託費	57,909	47,742	44,119
補助金	36,500	29,801	24,932
貸付残高	—	—	—

県の損失補償額	—
---------	---

県の減免の状況

数量	減免額	減免率
531.10 m ²	13,113 千円	100%

● 財政状況

現金預金も 35,586 千円有しており、さらに流動比率は 100%を超えており支払能力は問題ない。

● 損益状況

当期損益は黒字だが、使用料を負担するほどの利益は計上していない。

● 監査の意見

そもそも使用料自体が高額であるが、損益状況から判断すると減免もやむを得ないと考える。ただし、減免率については 100%が適当なのか、再考の余地はある。

【団体 10】財団法人秋田県総合保健事業団

(表 31) 財団法人秋田県総合保健事業団の財政状況、損益状況その他
 財政状況(貸借対照表) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,469,831	I 流動負債	447,114
現金預金	1,015,948	短期借入金	
その他	453,883	その他	447,114
II 固定資産	1,651,745	II 固定負債	1,032,753
		長期借入金	
		その他	1,032,753
		負債合計	1,479,867
		I 指定正味財産	221,077
		II 一般正味財産	1,420,632
		正味財産合計	1,641,709
資産合計	3,121,576	負債・正味財産合計	3,121,576

損益状況(収支計算書等) (単位:千円)

科目	金額
I 経常収入	3,951,924
受託事業収入	430,851
補助金収入	15,890
自主事業収入	3,240,839
その他	264,344
II 経常支出	3,930,800
事業費	3,280,068
管理費	521,809
その他	128,423
経常損益	21,624
III 経常外収入	0
IV 経常外支出	17,516
当期損益	4,108
一般正味財産期首残高	1,416,524
一般正味財産期末残高	1,420,632

県からの財政支出 (単位:千円)

	17年度	18年度	19年度
委託費	—	—	—
補助金	—	—	—
貸付残高	—	—	—

県の損失補償額	—
---------	---

県の減免の状況

数量	減免額	減免率
127.71 m ²	1,696 千円	100%

■ 財政状況

財政状況は良好である。現金預金も 1,015 百万円有しており支払能力も問題ない。

■ 損益状況

県からの補助を受けておらず、自主事業収入も多いため県からの独立性が認められ、使用料を負担するだけの利益も計上している。

■ 監査の意見

財政状況及び損益状況から判断すると減免する必要性は低い。

【団体 11】財団法人秋田県建築住宅センター

(表 32) 財団法人秋田県建築住宅センターの財政状況、損益状況その他
 財政状況(貸借対照表) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
I 流動資産	156,565	I 流動負債	46,947
現金預金	141,569	短期借入金	
その他	14,996	その他	46,947
II 固定資産	30,858	II 固定負債	23,721
		長期借入金	
		その他	23,721
		負債合計	70,668
		I 指定正味財産	30,000
		II 一般正味財産	86,755
		正味財産合計	116,755
資産合計	187,423	負債・正味財産合計	187,423

損益状況(収支計算書等) (単位:千円)

科目	金額
I 経常収入	260,958
受託事業収入	246,034
補助金収入	1,265
自主事業収入	9,645
その他	4,014
II 経常支出	250,002
人件費	59,294
その他	190,708
経常損益	10,956
III 経常外収入	—
IV 経常外支出	—
当期損益	10,956
一般正味財産期首残高	75,799
一般正味財産期末残高	86,755

県からの財政支出 (単位:千円)

	17年度	18年度	19年度
委託費	219,451	209,926	197,447
補助金	—	—	—
貸付残高	—	—	—

県の損失補償額	—
---------	---

県の減免の状況

数量	減免額	減免率
214.40 m ²	2,627 千円	100%

■ 財政状況

財政状況は良好である。現金預金も 141 百万円有しており支払能力も問題ない。

■ 損益状況

県からの委託事業の割合が高いが、使用料を負担するだけの利益は計上している。

■ 監査の意見

財政状況及び損益状況から判断すると減免する必要性は低い。

【団体 12】秋田アトリオンビル(株)

(表 33) 秋田アトリオンビル(株)の財政状況、損益状況その他

財政状況(貸借対照表)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
I 流動資産	73,389	I 流動負債	32,250
現金預金	—	短期借入金	—
その他	73,389	その他	32,250
II 固定資産	17,412	II 固定負債	15,454
		長期借入金	—
		その他	15,454
		負債合計	47,704
		I 資本金	20,000
		II 利益剰余金	23,097
		正味財産合計	43,097
資産合計	90,801	負債・正味財産合計	90,801

損益状況(収支計算書等) (単位:千円)

科目	金額
I 経常収入	234,425
受託事業収入	228,590
補助金収入	—
自主事業収入	5,808
その他	27
II 経常支出	227,637
人件費	48,385
その他	179,252
経常損益	6,788
III 経常外収入	—
IV 経常外支出	4,802
当期損益	1,986
利益剰余金期首残高	21,111
利益剰余金期末残高	23,097

県からの財政支出 (単位:千円)

	17年度	18年度	19年度
委託費	191,492	213,033	217,918
補助金	—	—	—
貸付残高	—	—	—

県の損失補償額	—
---------	---

県の減免の状況

数量	減免額	減免率
36.80 m ²	—	—

■ 財政状況

財政状況は良好である。

■ 損益状況

県からの委託事業の割合が高いが、使用料を負担するだけの利益は計上している。

■ 監査の意見

現在、減免は行っておらず、秋田アトリオンビル(株)は年額 452 千円の使用料を県に支払っている。財政状況及び損益状況から判断すると今後も減免を行う必要性はない。

【団体 13】社団法人秋田県農業公社

(表 34) 社団法人秋田県農業公社の財政状況、損益状況その他

財政状況(貸借対照表)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
I 流動資産	4,255,095	I 流動負債	570,663
現金預金	93,927	短期借入金	40,000
その他	4,161,168	その他	530,663
II 固定資産	2,307,219	II 固定負債	4,848,107
		長期借入金	3,419,539
		その他	1,428,568
		負債合計	5,418,770
		I 指定正味財産	2,684
		II 一般正味財産	1,140,860
		正味財産合計	1,143,544
資産合計	6,562,314	負債・正味財産合計	6,562,314

損益状況(収支計算書
等) (単位:千円)

県からの財政支出

(単位:千円)

科目	金額
I 経常収入	3,151,634
受託事業収入	167,627
補助金収入	620,091
自主事業収入	2,117,157
その他	246,759
II 経常支出	3,129,019
人件費	328,446
その他	2,800,573
経常損益	22,615
III 経常外収入	68,490
IV 経常外支出	85,241
当期損益	5,864
一般正味財産期首残高	1,135,977
一般正味財産期末残高	1,140,860

	17年度	18年度	19年度
委託費	148,163	145,433	129,904
補助金	464,340	625,366	526,529
貸付残高	1,716,908	1,715,789	1,713,398

県の損失補償額	1,653,798
---------	-----------

県の減免の状況

数量	減免額	減免率
20.09 m ²	95 千円	100%

■ 財政状況

財政状況は良好である。現金預金も 93,927 千円有しており支払能力も問題ない。

■ 損益状況

県が多額の財政支出を行っているが、一方では多額の自主事業収入も計上している。また、使用料を負担するだけの利益は計上している。

■ 監査の意見

財政状況及び損益状況から判断すると減免する必要性は低い。

【団体 14】財団法人秋田県総合公社

(表 35) 財団法人秋田県総合公社の財政状況、損益状況その他

財政状況(貸借対照表)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
I 流動資産	192,436	I 流動負債	157,549
現金預金	171,938	短期借入金	—
その他	20,498	その他	157,549
II 固定資産	295,310	II 固定負債	142,621
		長期借入金	—
		その他	142,621
		負債合計	300,170
		I 指定正味財産	145,712
		II 一般正味財産	41,864
		正味財産合計	187,576
資産合計	487,746	負債・正味財産合計	487,746

損益状況(収支計算書等) (単位:千円)

科目	金額
I 経常収入	1,530,848
受託事業収入	1,494,315
補助金収入	3,054
自主事業収入	16,450
その他	17,029
II 経常支出	1,513,103
人件費	604,668
その他	908,435
経常損益	17,745
III 経常外収入	0
IV 経常外支出	0
当期損益	17,745
一般正味財産期首残高	24,119
一般正味財産期末残高	41,864

県からの財政支出 (単位:千円)

	17年度	18年度	19年度
委託費	1,646,974	1,468,675	1,427,710
補助金	—	—	—
貸付残高	—	—	—

県の損失補償額	—
---------	---

県の減免の状況

数量	減免額	減免率
85.95 m ²	3,370 千円	100%

■ 財政状況

財政状況は良好である。現金預金も 171,938 千円有しており支払能力も問題ない。

■ 損益状況

県からの委託事業が多いが、使用料を負担するだけの利益は計上している。

■ 監査の意見

財政状況及び損益状況から判断すると減免する必要性は低い。

2 事例(社会福祉会館)

(1)概要

社会福祉会館は、民間福祉活動の振興を図る拠点として、また心身障害者に対して健康の増進レクリエーション等のための便宜の提供と各種の相談を行い、心身障害者の社会参加を促進する拠点として設置された施設である。施設は、主に会議室やホールなどがあるセンターと入居団体の事務室となっている本館とに分かれている。



正面入り口

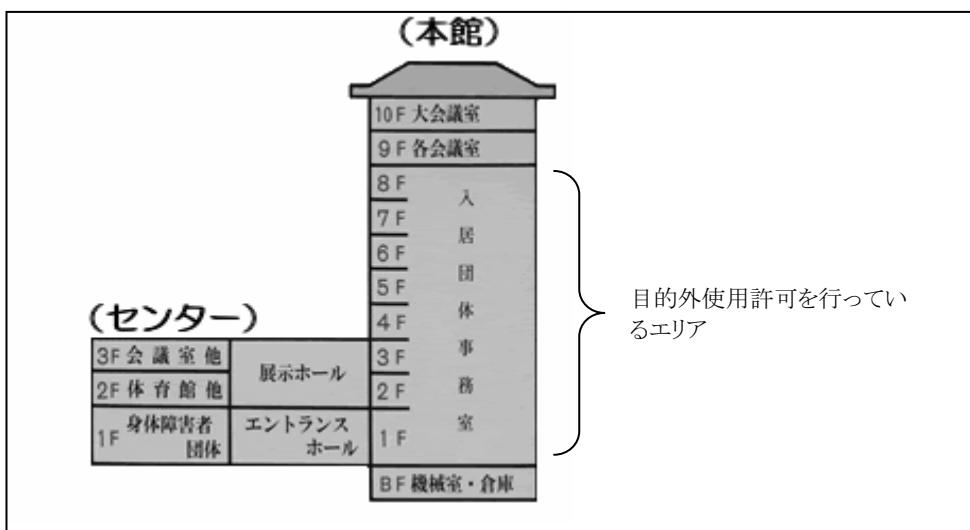


エントランス

当該施設は、指定管理者制度が導入されており、平成 20 年 4 月 1 日現在入居団体でもある秋田県社会福祉協議会が指定管理者となり、施設を管理している。主にセンターにおける会議

室や体育館などは、当該施設の設置目的に沿って、利用料金制のもと指定管理者が管理している。一方、本館にある入居団体事務室は、約 20 の団体に対して秋田県が目的外使用許可を行っている。この団体の中には、県の出資団体に加え、出資団体以外の団体も事務所を設置している。また、社会福祉以外を業務とする団体に対しても使用許可している。その内、福祉系の団体(秋田県社会福祉協議会等)に対しては、100%減免しており、一方、福祉系以外の団体(国際交流協会等)に対しては、30%の減免をしている。

(図 14) 社会福祉会館の全体



出所)社会福祉会館ウェブサイトより

(表 36)は社会福祉会館の目的外使用許可の状況を示したものである。

(表 36) 社会福祉会館の目的外使用許可

(単位:円)

No	使用許可先	数量(m ²)	条例等 算出額	徴収額	減免率
①	(福)秋田県社会福祉協議会	233.91	2,825,844	0	100%
		59.84	724,575	0	100%
		117.85	1,424,998	0	100%
②	日本赤十字社秋田県支部	144.68	1,751,057	0	100%
③	(財)秋田県老人クラブ連合会	88.45	1,074,787	0	100%
④	(福)秋田県共同募金会	88.42	1,074,787	0	100%
⑤	(特)秋田県難病団体連絡協議会	118.36	1,437,074	0	100%
⑥	(社)秋田県手をつなぐ育成会	39.15	483,050	0	100%
⑦	秋田県障害者スポーツ協会	88.44	1,074,787	0	100%

No	使用許可先	数量(m ²)	条例等 算出額	徴収額	減免率
⑧	秋田県保育協議会	88.30	1,074,787	0	100%
⑨	(社)秋田県身体障害者福祉協会	75.18	917,795	0	100%
⑩	(財)秋田県国際交流協会	478.82	5,784,528	4,049,170	30%
⑪	(財)暴力団壊滅秋田県民会議	69.81	845,338	591,737	30%
⑫	秋田県重症心身障害児(者)を守る会	34.40	422,669	0	100%
⑬	秋田盲ろう者友の会		上記に含む		
⑭	(財)秋田県災害遭児愛護会	28.60	350,211	0	100%
⑮	秋田県精神障害者家族連合会	29.92	362,287	0	100%
⑯	秋田県精神保健福祉協会		上記に含む		
⑰	千秋心臓友の会				
⑱	秋田県ひとり親家庭就業・自立センター	115.00	1,388,769	0	100%
⑲	秋田県心身障害者総合福祉センター内 入居身障8団体連絡協議会	54.85	664,194	0	100%
⑳	秋田県土地開発公社	208.10	2,523,938	1,766,757	30%

社会福社会館全体の目的外使用許可の状況については、巻末の(表 68 を参照。

(2) 実施した監査手続

①財務状況の調査

上表に記載した団体のうち、1. で検討した県の出資団体を除く団体について最近年度の決算書を入手し、財政状態及び経営成績の分析を行い、財務状況からみた使用料の減免及び免除の必要性を検討した。なお、団体の中には県の事業を委託している、あるいは県から補助を受けている団体も散見されるが、委託料及び補助の内容自体は検討していない。

②現場視察

実際に社会福社会館に訪問し、施設の利用状況等を確認した。

(3) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(4) 監査の意見

①社会福祉会館における使用料の減免あるいは免除の見直し

社会福祉会館に入居している団体についても、当然に行政財産の目的外使用の許可と使用料の減免・免除を行う場合には正当性が求められる。

(表 36 に記載した団体の中には、県出資団体に対する減免と同様の理由により、財政状況及び損益状況から判断すると必ずしも使用料の減免あるいは免除を行う必要はないと考えられる団体が見受けられる。県においては、使用料の減免あるいは免除を行うに際して、当該団体の財政状況あるいは損益状況を加味することを条件に加える等、出資団体だけではなく、行政財産の目的外使用許可と使用料の減免・免除のあり方について検討が必要と考える。

②決算書の作成依頼及び入手

また、(表 36 に記載した団体の中には貸借対照表を作成しておらず、財政状況の良否を判断できない団体が見受けられる。このような団体に対しては貸借対照表の作成及び提出を義務付けるか、例えば預金残高の報告を義務付ける等、保有する財産に関して何らかの報告を義務付けることを検討する必要がある。

③減免率の適用

社会福祉会館(秋田市旭北栄町)の一部について、使用許可している約 20 の団体の内、福祉系の団体は 100% 減免している。一方、福祉系以外の団体(国際交流協会等)は、30% の減免を行っている(詳細は、本報告書の最後に記載している(表 68 を参照)。当該使用許可の根拠については、財務規則第 329 条第 1 項第 1 号(県の事務又は事業と密接な関係にある事務又は事業を行うことを目的としている団体が、その事務又は事業のため直接使用するとき)を適用しているが、ここで、福祉系の団体は、秋田県の事務又は事業を代行又は補佐する団体として「50%を超える減額又は免除ができる場合」に該当するとして 100% 減免しており、一方、福祉系以外の団体は、50% 以内の減額ができる団体として扱い、結果として 30% 減免としている。30% 減免としている理由は、社会福祉会館管理運営委託費等の積算の過程で、可能な限り目的外使用料は徴収するものとしているものの、当該団体の財政状況等を配慮したことである。施設を所管している福祉政策課としては、「行政財産使用料減免基準 別表 1」の「50% 以内」を厳密に運用し、財務状況等を踏まえて 30% 減免にしたものであり、このこと自体は問題ない。但し、財務状況が、どのような場合には 30% 減免し、どのような場合には 50% 減免又は減免なしになるのかといったことを明確にし、さらにその結論の過程を文書化する必要がある。

なお、この問題は、福祉政策課だけの問題だけではなく、減免基準そのものの問題である。他の部課においては、「50% 以内の減免できる場合」を安易に解釈し、上限の 50% 減免として取り扱っている。しかしながら、基準はあくまで「以内」であり、50% を適用した場合にも、30% 減免の福祉政策課の場合と同様に、本来 50% 適用の理由が必要である。少なくとも、個別の判断

を避けて、安易に上限を適用するのは、「以内」と定めた趣旨に反する。いずれにしても、今後、減免規定の見直しが必要と考える。見直しの方向性としては、たとえば、「〇〇以内」といった個別の判断を避けて、詳細な場合分けの下、減免割合を明確にすることを検討すべきである。

(「第4. II. 5. 「使用料の減免の検討」における制度上の問題」を参照)

④空スペースの活用

本館における目的外使用許可エリアの内、7階部分は、訪問時において団体は入居しておらず入居団体の会議室として利用されていた。本施設は、県庁舎からも近いことより、県の会議室としても利用されるとのことだが、施設の有効利用の面から、今後空きスペースの有効利用に向けた取り組みが必要となる。

この点、社会福祉会館は、その設置目的より福祉系の団体の利用を優先的に考慮しているが、福祉系の団体以外の使用についても、空き室等の状況によっては使用許可等の対応は可能であることより、施設の有効利用の観点から、今後さらにNPO等への使用許可の更なる拡大を図るなどの対応を検討する必要がある。

⑤共益費の負担

廊下などの共用部分に係る光熱水費、警備費用、エレベータや空調設備の保守点検に係る費用などを共益費というが、この共益費における秋田県と目的外使用許可先との関係を明確にする必要がある。秋田県の負担となっている場合、社会福祉会館では、多くの事務室を使用許可しており、共益費に係る費用も大きくなり、この費用が全て秋田県の負担となると公平性の面からも問題となると考える。よって、共益費を徴収することを検討する必要がある。

また、実質的に実費の中で、目的外使用許可先の負担となっている場合、契約書等において事実関係を明確にする必要がある。(「第4.V.1 行政財産の使用許可に伴う共益費」を参照)

【団体 1】社会福祉法人秋田県社会福祉協議会

(表 37) 社会福祉法人秋田県社会福祉協議会の財政状況、損益状況その他
 財政状況(貸借対照表) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
I 流動資産	892,727	I 流動負債	10,729
現金預金	890,866	短期借入金	0
その他	1,861	その他	10,729
II 固定資産	1,997,633	II 固定負債	2,847,086
		長期借入金	20,000
		その他	2,827,086
		負債合計	2,857,815
		I 基本金	3,000
		II 基金	1,766,908
		III その他の積立金	△ 2,624,889
		IV 次期繰越活動収支差額	887,526
		純資産合計	32,545
資産合計	2,890,360	負債・純財産合計	2,890,360

損益状況(収支計算書等) (単位:千円)

科目	金額
I 事業活動収入	662,632
受託事業収入	162,382
補助金収入	80,578
自主事業収入	274,573
その他	145,099
II 事業活動支出	668,536
人件費	206,315
その他	462,221
経常損益	△ 5,903
III 事業活動外収入	55,802
IV 事業活動外支出	53,866
当期損益	△ 3,967
前期繰越活動収支差額	891,493
次期繰越活動収支差額	887,526

県からの財政支出 (単位:千円)

	17年度	18年度	19年度
委託費			168,041
補助金	—	—	47,878
貸付残高	—	—	—

県の損失補償額	—
---------	---

県の減免の状況

数量	減免額	減免率
233.91 m ²	2,825 千円	100%
59.84 m ²	724 千円	100%
117.85 m ²	1,424 千円	100%

■ 財政状況

財政状況は良好である。現金預金も 890 百万円有しており支払能力も問題ない。

■ 損益状況

県からの委託事業が多いが、平成 19 年度は赤字となっている。

■ 監査の意見

経常損益の赤字が一時的なものであるならば、財政状況から見れば減免の必要性は低い。

【団体 2】日本赤十字社秋田県支部

(表 38) 日本赤十字社秋田県支部の財政状況、損益状況その他

財政状況(貸借対照表)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
I 流動資産	20,098	I 流動負債	6,575
現金預金	4,673	短期借入金	—
その他	15,425	その他	6,576
II 固定資産	202,481	II 固定負債	55,756
		長期借入金	—
		その他	55,756
		負債合計	62,331
		I 基本金	11,500
		II 事業積立金	128,476
		III 当期繰越収支差額	20,272
		純資産合計	160,248
資産合計	222,579	負債・純財産合計	222,579

損益状況(収支計算書等) (単位:千円)

科目	金額
I 経常収入	179,167
受託事業収入	—
補助金収入	—
自主事業収入	179,167
その他	—
II 経常支出	190,088
人件費	136,867
その他	53,220
経常損益	△ 10,921
III 経常外収入	6,227
IV 経常外支出	8,073
当期損益	△ 12,768
前期繰越収支差額	33,039
当期繰越収支差額	20,272

県からの財政支出 (単位:千円)

	17年度	18年度	19年度
委託費	—	—	—
補助金	—	—	—
貸付残高	—	—	—

県の損失補償額	—
---------	---

県の減免の状況

数量	減免額	減免率
144.68 m ²	1,751 千円	100%

■ 財政状況

現金預金保有が少ないこともあり、財政状況は良好とはいえない。

■ 損益状況

平成 19 年度は赤字となっている。

■ 監査の意見

財政状況、損益状況から見て、県が減免を行うことはやむを得ないと考える。

【団体 3】社会福祉法人秋田県共同募金会

(表 39) 社会福祉法人秋田県共同募金会の財政状況、損益状況その他
 財政状況(貸借対照表) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
I 流動資産	226,530	I 流動負債	191,505
現金預金	226,230	短期借入金	—
その他	300	その他	191,505
II 固定資産	68,371	II 固定負債	33,698
		長期借入金	—
		その他	33,698
		負債合計	225,203
		I 基本金	3,904
		II その他の積立金	37,975
		III 当期繰越活動収支差額	27,819
		純資産合計	69,698
資産合計	294,901	負債・純資産合計	294,901

損益状況(収支計算書等) (単位:千円)

科目	金額
I 事業活動収入	300,897
共同募金収入	289,398
補助金収入	—
自主事業収入	856
その他	10,643
II 事業活動支出	301,827
人件費	21,715
その他	280,112
事業活動収支差額	△ 930
III 事業活動外収入	64,233
IV 事業活動外支出	63,948
当期活動収支差額	△ 645
前期繰越活動収支差額	28,554
当期繰越活動収支差額	27,819

県からの財政支出 (単位:千円)

	17年度	18年度	19年度
委託費	—	—	—
補助金	—	—	—
貸付残高	—	—	—

県の損失補償額	—
---------	---

県の減免の状況

数量	減免額	減免率
88.42 m ²	1,074 千円	100%

■ 財政状況

財政状況は良好である。現金預金も 226,230 千円有しており支払能力も問題ない。

■ 損益状況

収入の主な内訳は共同募金収入であるが、平成 19 年度は赤字を計上している。

■ 監査の意見

当期活動収支差額のマイナスが一時的なものであるならば、財政状況から見れば減免の必要性は低い。

【団体 4】社団法人秋田県身体障害者福祉協会

(表 40) 社団法人秋田県身体障害者福祉協会の財政状況、損益状況その他
財政状況(貸借対照表) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
I 流動資産	76,369	I 流動負債	17,606
現金預金	40,293	短期借入金	—
その他	36,076	その他	17,606
II 固定資産	399,730	II 固定負債	48,527
		長期借入金	9,930
		その他	38,597
		負債合計	66,133
		I 基本金	3,904
		II 国庫補助金等特別積立金	158,688
		III その他の積立金	24,471
		IV 次期繰越活動収支差額	105,870
		純資産合計	409,966
資産合計	476,099	負債・純資産合計	476,099

損益状況(収支計算書等) (単位:千円)

科目	金額
I 事業活動収入	278,806
受託事業収入	23,558
補助金収入	7,120
自主事業収入	70,361
その他	177,767
II 事業活動支出	279,400
人件費	137,387
その他	142,013
事業活動収支差額	△ 594
III 事業活動外収入	25,559
IV 事業活動外支出	19,282
当期活動収支差額	5,683
前期繰越活動収支差額	64,722
次期繰越活動収支差額	105,870

県からの財政支出 (単位:千円)

	17年度	18年度	19年度
委託費	—	—	23,225
補助金	—	—	6,621
貸付残高	—	—	—

県の損失補償額	—
---------	---

県の減免の状況

数量	減免額	減免率
75.18 m ²	917 千円	100%

● 財政状況

財政状況は良好である。現金預金も 40 百万円有しており支払能力も問題ない。

● 損益状況

県の補助を受けており県からの委託事業もあるが、自主事業収入も多く、使用料を負担するだけの利益は計上している。

● 監査の意見

財政状況及び損益状況から判断すると減免する必要性は低い。

【団体 5】秋田県ひとり親家庭就業・自立センター

(表 41) 秋田県ひとり親家庭就業・自立センターの財政状況、損益状況その他
 財政状況(貸借対照表) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,458	I 流動負債	1,457
現金預金	644	短期借入金	—
その他	814	その他	1,457
II 固定資産	—	II 固定負債	—
		長期借入金	—
		その他	—
		負債合計	—
		I 指定正味財産	—
		II 一般正味財産	—
		正味財産合計	—
資産合計	1,457	負債・正味財産合計	1,457

損益状況(収支計算書等) (単位:千円)

科目	金額
I 経常収入	16,440
受託事業収入	16,440
補助金収入	—
自主事業収入	—
その他	—
II 経常支出	16,445
人件費	7,455
その他	8,990
経常損益	△6
III 経常外収入	6
IV 経常外支出	—
当期損益	—
前期繰越活動収支差額	—
次期繰越活動収支差額	—

県からの財政支出 (単位:千円)

	17年度	18年度	19年度
委託費			15,626
補助金	—	—	—
貸付残高	—	—	—

県の損失補償額	—
---------	---

県の減免の状況

数量	減免額	減免率
115.00 m ²	1,388 千円	100%

■ 財政状況

現金預金残高も少なく、他にも目ぼしい資産を有しておらず、財政状況は脆弱である。

■ 損益状況

県からの委託事業が中心である。損益状況も脆弱である。

■ 監査の意見

財政状況及び損益状況から判断すると減免はやむを得ないと考える。

【その他の団体】

以下の団体については貸借対照表が作成されていないため、収支状況のみを比較した。

(表 42) その他の団体の収支状況

(単位:千円)

	収入	支出	当期収支差額	次期繰越収支差額
特定非営利団体法人秋田県難病団体連絡協議会	11,297	11,171	126	516
社団法人秋田県手をつなぐ育成会	10,842	11,164	△322	1,242
秋田県障害者スポーツ協会	52,331	52,117	213	293
秋田県保育協議会	11,817	13,789	△1,972	706
秋田県重症心身障害児(者)を守る会	2,099	2,382	△283	15
秋田県精神障害者家族連合会	2,330	3,142	△812	282
秋田盲ろう者友の会	3,650	3,812	△161	155
千秋心臓友の会	1,305	1,248	57	666
秋田県精神保健福祉協会	4,542	4,504	38	2,999
秋田県心身障害者総合福祉センター内 入居身障8団体連絡協議会	637	470	167	663

■ 監査の意見

上表より、ほとんどの団体は財政規模が小さく、当期収支差額がマイナスとなっている団体も見受けられる。また、次期繰越収支差額も少額に留まっている。

これらの団体がその目的に従った活動を継続する必要性があるならば、使用料の減免もやむを得ないと考える。

V その他

1 行政財産の使用許可に伴う共益費

(1)概要

廊下などの共用部分に係る光熱水費、警備費用、エレベータや空調設備の保守点検に係る費用などを共益費というが、一般的に秋田県の使用許可においては、公法上の使用料と、私法上の諸施設経費(使用許可した財産に直接発生する費用)のみが使用許可先の負担となっており、共益費の負担に関する定めはない。つまり、事務室について使用許可している場合、使用許可先が負担するのは、事務室の使用料とその事務室で発生する電気料等の諸施設経費のみであり、その事務室が入っている建物の共用部分に係る費用(共益費)は、秋田県の負担となっている。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

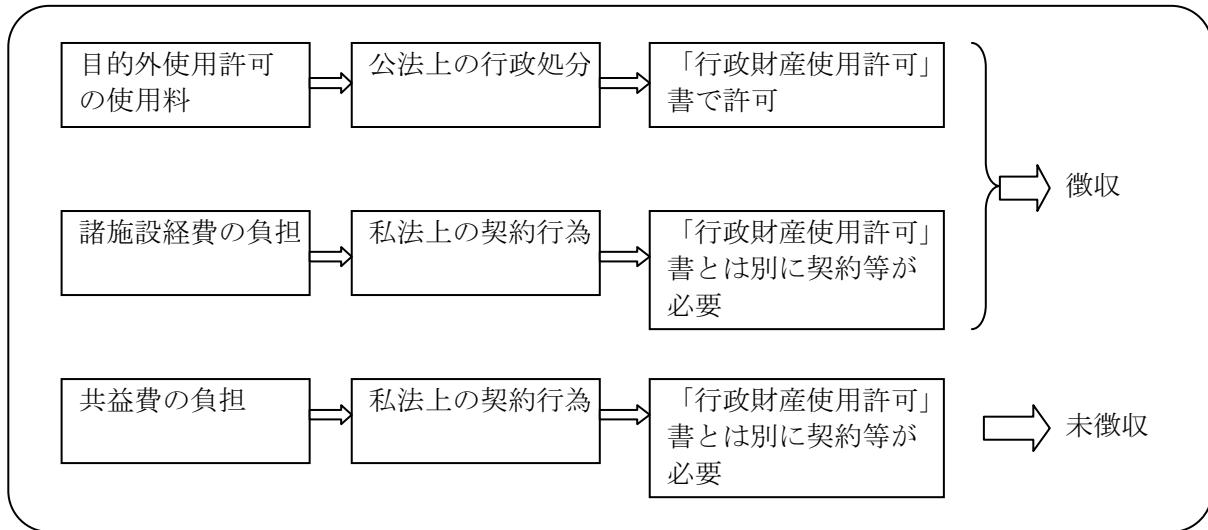
(3)監査の意見

民間における建物の賃貸借契約においては、通常共益費を賃貸料とは別に徴収しており、行政財産の使用許可においても、条件の1つとして共益費を徴収するべきであると考える。もちろん、共益費については、諸施設経費と同様に私法上の契約に基づくものであり、実際に徴収するかどうかは、県の判断と使用許可先との交渉による。しかしながら、社会福祉会館など多くの事務室を使用許可している場合には、共益費に係る費用も大きくなり、この費用が全て県の負担となると公平性の面からも問題となると考えられる。

事務室等の使用許可において、負担額の計算方法を明確に定めた上で、共益費を徴収する必要があると判断した場合は、早急に何らかの対応が必要である。

なお、建物全体の実費を一定の割合で按分した上で、各目的外使用先へ負担を強いている場合がある。この場合共益費部分についても、結果的に目的外使用先の負担となっている場合も考えられる。いずれにしても、事実関係を明確にした上で、共益費部分の負担関係については、秋田県と目的外使用許可先の間で明確にしておく必要がある。

(図 15) 使用料、諸施設経費、共益費の関係



2 目的外使用許可における指定管理者の利用

(1)概要

公の施設の管理に関する地方自治法第 244 条の 2 の改正により、平成 15 年 9 月から指定管理者制度が創設された。指定管理者制度とは、それまで地方公共団体等に限定していた公の施設の管理・運営を、営利企業・公益法人・NPO 法人・市民グループなど地方公共団体が指定する団体に包括的に代行させることができる制度である。その目的は、住民生活に大きな関わりを持つ公の施設の管理について民間事業者の発想・手法を取り入れることにより、広義の民営化として、経費の削減や利用者サービス・満足度の向上をすることにある。秋田県においても、平成 20 年 4 月 1 日現在、131 ある公の施設のうち、89 の施設に指定管理者制度が導入されている(その他は直営)。指定管理者制度が導入されている施設の中には、当然に施設の一部について目的外使用許可を行っているものもある。そこで、指定管理者制度と目的外使用許可との関係が問題となる。特に、目的外使用許可において指定管理者制度を活用できないかについて検討する必要がある。

①目的外使用許可を指定管理者が代行できるか

公の施設の指定管理者の使用許可については、当該施設の管理者として当然に施設の目的の範囲内であれば行うことができる。そこで、管理運営の一元化を目的として公の施設の目的外使用許可も指定管理者が代行できるかが問題となる。この点、行政財産の目的外使用を受けている行政財産の使用については、特別の法的措置が取られているものであり、その性質から地方公共団体の長などに直属的に付与されたものであり、地方公共団体以外のものがその必要性を判断した上で、許可処分を行うことはできないとの総務省の見解が出ている。

なお、ある事案が目的内使用となるか目的外使用となるかは、運用上の判断の問題となるが、

少なくとも自動販売機や売店等は、明らかに目的外使用となるので注意が必要である。

②光熱水費等の実費徴収事務における指定管理者の利用

1で記述したように、秋田県では、行政財産の使用に伴う光熱水費等の諸施設経費は、その利用の程度に応じて使用者が負担している。よって、当然、水道光熱費等の実費の計算及び徴収事務についての事務負担が発生することになる。そこで、指定管理者を利用できないかが問題となる。

秋田県においては、公の施設の内、老人福祉総合エリアのみは、使用許可に関する実費(水道光熱費)はすべて指定管理者が徴収し、一方秋田県から指定管理者には、実費部分を除いて指定管理料が支払われるという対応を行っている。

(2)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3)監査の意見

指定管理者制度が導入されている施設において、自動販売機や売店等が目的内使用として、運用されていないか担当課は確認する必要がある。なお、指定管理者が行う厚生施設の営業等についても、目的外使用に該当することになるので担当者は注意が必要である。

また、秋田県として、実費徴収に関する事務対応をすべての指定管理者制度導入施設で統一する必要がある。事務の効率化の面からは、他の施設を老人福祉総合エリアに合わせることが合理的であるが、その前提として、指定管理者が入居団体等から実費を徴収する根拠がないため、秋田県、使用許可先及び指定管理者の三者契約を結ぶか、又は秋田県から指定管理者に対して、第三者に対する権限の委任の契約を締結するなど規則等に抵触しない方法を検討する必要がある。

3 特別法に基づく行政財産における減免率との比較

(1)問題の所在

都市公園、下水道、港湾施設、道路、河川及び漁港といった公共用財産は、それぞれの特別法があるため、地方自治法第238条の4第7項ではなく、それぞれの特別法及びそれぞれの財産の設置条例によって行政財産の使用又は占用の許可の規定があり、それぞれの台帳が整備されている。今回の包括外部監査においては、公有財産台帳に記載のある行政財産を中心に監査を実施しており、特別法に基づく行政財産については、個別の確認は実施しなかった。しかしながら、それぞれの行政財産の許可の手続き等を比較することによって、行政財産の目的外使用許可そのものも問題点も明確になると考えられる。そこで、以下においては、地方自治法第238条の4第7項に基づく使用許可と特別法に基づく許可を比較して問題点を整理する。

まず、行政財産使用料徴収条例第3条による減免については、行政財産使用料減免基準で定められている。これは減免率の上限を定めているに過ぎないことより、使用許可者の裁量の余地がある。一方、特別法に基づく行政財産についても、道路のように土木部長通知で徴収額や減額率が指定されているものもあるが、それ以外は具体的な減免率の定めはなく、使用許可者の裁量に任せられている。

(表 43) 免除及び減免に関する条例等の整備状況の比較

	行政財産 (右以外)	都市公園法 (都市公園台帳)	道路 (道路台帳)	港湾 (港湾台帳)	河川法 (河川台帳)	漁港漁場 (漁港台帳等)
全額免除	なし	都市公園条例 第16条 (全額免除)	道路占用料徴収条例 第3条 (占用料を徴収しない場合)	秋田県港湾施設管理条例第10条 (全額免除)	河川流水占用料等徴収条例 第3条第1項	なし
減免の条例等	行政財産使用料徴収条例第3条 行政財産使用料減免基準	都市公園条例 第16条 (一部免除)	道路占用料徴収条例 第3条 (別に占用料の額を定める場合)	秋田県港湾施設管理条例第10条 (一部免除)	河川流水占用料等徴収条例第3条第2項	漁港管理条例 第13条第6項 漁港管理条例施行規則 第6条
減免率	上限の定め	なし	土木部長通知で徴収額や減額率が指定されている	なし	なし	なし

出所) 関連法規等に基づき監査人が作成

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

(表 43)のとおり、減免率の定めがあるのは、行政財産台帳と道路台帳にある財産のみとなっているので、行政財産使用料減免基準及び特別法に基づく減免の規定を比較した上で、それぞれの財産における減免率の算定においての規則を再整理し、行政財産台帳と道路台帳にある財産以外の財産についても必要であれば減免率についての規定を見直すことが望ましい。

4 行政財産使用料徴収条例によらない使用料の徴収

(1) 問題の所在

本来であれば財務規則329条第1項各号に基づく使用許可の使用料の算定は、行政財産使用料徴収条例によるべきである。しかし、財産の中には、道路占用料徴収条例等を

準用して使用料を算定しているケースが広く運用されている。たとえば、以下のケースである。

- ①郵便差出箱(ポスト)を設置するための使用料算定にあたり、行政財産使用料徴収条例の使用面積によっている場合と、道路占用料徴収条例に定められた額(所在地が市の場合は 600 円、町村の場合は 450 円)を徴収している場合の 2 パターンがある。
- ②第 1 種電柱設置のための使用料算定にあたっては、行政財産使用料徴収条例による当該電柱の使用する土地の面積をもとに算出した額ではなく、道路占用料徴収条例による額(所在地が市の場合は 1 本当たり 1,000 円、町村の場合は 770 円)を徴収している。

(2) 監査の結果

運用上道路占用料徴収条例等を使用せざるを得ない場合には、行政財産使用料徴収条例にこれらの条例を準用する旨、明確に定める必要がある。

(3) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

第5 外部監査の結果－個別事項－

第5では、施設ごとの意見を述べる。なお、以下で述べる個別意見は、「第4 外部監査の結果－総合意見－」の、どの問題点と関係するかを明確にするために、個別意見ごとに以下の問題点の類型を明示することとする。

- ✧ 問題1 財産の有効活用に関する検討事項
- ✧ 問題2 制度に関する検討事項
- ✧ 問題3 厚生施設における使用許可に関する検討事項
- ✧ 問題4 団体に対する使用許可に関する検討事項
- ✧ 問題5 その他

意見聴取を行った課所ごとの行政財産の目的外使用許可は(表44)のとおりであるが、この内、監査の結果又は意見がある課所名については、背景に色をつけて区別した。また、この内、徴収額に影響を与える監査の結果又は意見がある課所とない課所について、次のとおり背景の色を区別して表示している。

○徴収額に影響を与える監査の結果又は意見がある課所 : 

(たとえば、条例等算出額又は減免率に関するもの、有効活用に関するもの、少額徴収に関するものなど)

○徴収額に影響を与える監査の結果又は意見がない課所 : 

(表 44) 監査を実施した行政財産の目的外使用許可（課所別）

(単位：円)

課所名	許可件数	減免件数	条例等算出額	徴収額	減免額
知事公室	14	11	655,002	58,983	596,019
消防学校	14	11	655,002	58,983	596,019
総務企画部	26	5	18,541,570	5,112,561	13,429,009
人事課	3	3	17,415,946	4,353,987	13,061,959
自治研修所	23	2	1,125,624	758,574	367,050
学術国際部	114	45	20,507,918	3,400,245	17,107,673
学術国際政策課	5	1	29,796	27,548	2,248
健康環境センター	6	1	30,797	24,562	6,235
農林水産技術センター	70	31	8,736,461	758,173	7,978,288
産業技術総合研究センター	33	12	11,710,864	2,589,962	9,120,902
健康福祉部	153	112	124,077,065	20,195,356	103,881,709
(注 1) 福祉政策課	53	40	40,348,366	11,242,552	29,105,814
長寿社会課	36	22	39,506,385	4,823,435	34,682,950
障害福祉課	46	39	12,116,352	3,607,484	8,508,868
子育て支援課	3	3	111,315	0	111,315
健康推進課	8	7	31,944,477	490,711	31,453,766
太平療育園	2	0	12,586	12,586	0
女性相談所	2	1	20,496	1,500	18,996
衛生看護学院	3	0	17,088	17,088	0
生活環境文化部	46	19	22,055,671	9,820,199	12,235,472
県民文化政策課	17	10	19,889,019	8,750,185	11,138,834
地域活動支援室	13	7	1,661,821	573,004	1,088,817
自然保護課	16	2	504,831	497,010	7,821
農林水産部	41	12	11,637,631	4,684,237	6,953,394
農林政策課	1	1	534,925	133,732	401,193
水と緑推進課	4	0	4,255,835	4,255,835	0
農地整備課	16	3	254,004	25,648	228,356
水産漁港課	2	2	5,736,830	0	5,736,830
農業研修センター	10	1	622,279	221,086	401,193
花き種苗センター	4	1	66,168	47,936	18,232

課所名		許可 件数	減免 件数	条例等 算出額	徴収額	減免額
	北部家畜保健衛生所	2	2	100,928	0	100,928
	南部家畜保健衛生所	2	2	66,662	0	66,662
産業経済労働部		107	31	64,421,962	5,371,591	59,050,371
	産業経済政策課	5	5	4,700,881	0	4,700,881
	観光課	31	9	57,787,646	4,925,945	52,861,701
	計量検定所	2	1	334,025	6,400	327,625
	秋田技術専門校	30	9	1,318,020	227,846	1,090,174
	鷹巣技術専門校	26	1	104,540	104,134	406
	大曲技術専門校	13	6	176,850	107,266	69,584
建設交通部		112	21	22,904,570	6,914,805	15,989,765
	空港港湾課	3	2	17,082,400	1,963,528	15,118,872
	建築住宅課	41	11	3,700,637	3,158,441	542,196
	北部流域下水道事務所	3	0	31,099	31,099	0
	南部流域下水道事務所	10	6	390,838	83,894	306,944
	秋田港湾事務所	19	1	184,125	171,923	12,202
	船川港湾事務所	2	0	28,829	28,829	0
	能代港湾事務所	2	0	18,330	18,330	0
	秋田空港管理事務所	15	0	1,040,648	1,040,648	0
	大館能代空港管理事務所	17	1	427,664	418,113	9,551
出納局		117	72	32,104,114	2,183,331	29,920,783
	公共建築物活用室	117	72	32,104,114	2,183,331	29,920,783
鹿角地域振興局		11	5	775,320	150,951	624,369
(注1)	総務企画部	11	5	775,320	150,951	624,369
北秋田地域振興局		30	13	1,247,814	206,288	1,041,526
	総務企画部	8	3	472,634	77,510	395,124
	大館事務所	6	2	560,855	46,605	514,250
	大館福祉環境部	4	1	140,472	60,201	80,271
	鷹巣阿仁福祉環境部	2	1	26,886	5,377	21,509
	建設部	10	6	48,567	18,195	30,372
山本地域振興局		20	4	729,503	201,023	528,480
	総務企画部	9	3	622,502	114,016	508,486
	福祉環境部	2	1	24,992	4,998	19,994
	農林部	9	0	82,009	82,009	0

課所名	許可 件数	減免 件数	条例等 算出額	徴収額	減免額	
秋田地域振興局	13	1	311,755	248,754	63,001	
福祉環境部	5	1	155,251	92,250	63,001	
	6	0	121,200	121,200	0	
	2	0	35,304	35,304	0	
由利地域振興局	9	4	551,280	137,091	414,189	
	9	4	551,280	137,091	414,189	
仙北地域振興局	35	6	1,044,624	497,281	547,343	
	8	4	694,955	170,974	523,981	
	2	1	25,895	5,179	20,716	
	17	0	232,759	232,759	0	
	8	1	91,015	88,369	2,646	
平鹿地域振興局	19	7	928,710	239,047	689,663	
	11	6	787,411	181,745	605,666	
	3	1	109,300	25,303	83,997	
	4	0	27,199	27,199	0	
	1	0	4,800	4,800	0	
雄勝地域振興局	16	6	2,038,081	255,297	1,782,784	
	14	5	1,926,074	232,896	1,693,178	
	2	1	112,007	22,401	89,606	
教育委員会	908	284	135,368,526	23,331,849	112,036,677	
	生涯学習課	2	1	69,330	48,819	20,511
	保健体育課	168	14	11,089,115	3,013,573	8,075,542
	総合教育センター	25	1	3,732,561	2,313,812	1,418,749
	図書館	8	0	291,049	291,049	0
	青少年交流センター	8	4	5,876,273	2,920,338	2,955,935
	生涯学習センター	10	5	899,345	425,682	473,663
	大館少年自然の家	2	0	24,886	24,886	0
	岩城少年自然の家	5	0	341,996	341,996	0
	保呂羽山少年自然の家	4	0	212,999	212,999	0
	近代美術館	4	1	147,012	120,597	26,415
	博物館	4	0	181,614	181,614	0
	農業科学館	33	0	189,073	189,073	0
	埋蔵文化財センター	4	0	57,500	57,500	0

課所名	許可 件数	減免 件数	条例等 算出額	徴収額	減免額
(注 1)	スボーツ科学センター	8	7	9,003,104	92,960
	花輪高校	9	6	37,946,532	540,393
	十和田高校	5	1	103,547	62,774
	小坂高校	4	2	146,679	75,543
	大館鳳鳴高校	24	7	409,891	256,435
	大館桂高校	3	1	155,388	87,677
	大館工業高校	13	1	109,237	66,268
	大館高校	19	1	596,199	419,478
	大館国際情報学院高校	28	13	1,905,592	841,015
	鷹巣農林高校	9	1	206,953	173,696
	鷹巣高校	6	3	188,507	48,620
	米内沢高校	2	0	4,094	4,094
	能代高校	10	5	659,218	95,238
	能代北高校	8	1	113,353	76,365
	能代工業高校	17	5	355,814	197,844
	能代西高校	7	1	127,968	98,232
	二ツ井高校	8	3	220,357	134,835
	男鹿海洋高校	16	7	349,784	208,462
	男鹿工業高校	13	3	534,376	187,720
	五城目高校	9	6	538,042	21,478
	秋田西高校	4	4	796,641	221,745
	秋田高校	17	7	2,073,900	958,014
	秋田北高校	18	8	2,671,563	1,040,368
	秋田南高校	15	10	4,463,869	681,237
	秋田中央高校	9	5	452,929	250,847
	新屋高校	7	5	3,119,924	172,299
	秋田明徳館高校	11	3	3,600,910	1,180,945
	秋田工業高校	24	9	994,064	545,128
	金足農業高校	14	6	546,349	367,260
	本荘高校	18	3	1,013,973	565,305
	由利高校	12	3	277,303	122,454
	由利工業高校	11	2	407,660	279,149
	矢島高校	7	2	90,313	63,717

課所名	許可 件数	減免 件数	条例等 算出額	徴収額	減免額
西目高校	19	6	12,340,900	201,288	12,139,612
仁賀保高校	7	2	387,849	258,043	129,806
大曲農業高校	21	14	3,798,555	158,834	3,639,721
大曲高校	9	5	665,873	71,739	594,134
大曲工業高校	21	7	280,844	116,130	164,714
西仙北高校	4	2	286,537	91,804	194,733
角館高校	4	1	90,412	55,134	35,278
角館南高校	6	3	145,436	81,635	63,801
六郷高校	5	3	179,312	48,854	130,458
横手高校	21	5	525,834	266,194	259,640
横手城南高校	5	2	980,877	252,166	728,711
横手清陵学院高校	5	3	1,220,791	480,019	740,772
平成高校	6	2	330,279	218,553	111,726
雄物川高校	3	1	126,705	74,658	52,047
増田高校	8	1	281,246	229,368	51,878
湯沢高校	21	11	1,836,574	110,793	1,725,781
湯沢北高校	5	1	116,780	72,754	44,026
湯沢商工高校	15	6	124,226	63,953	60,273
雄勝高校	7	5	77,328	38,871	38,457
羽後高校	15	8	428,471	95,020	333,451
盲学校	1	0	3,000	3,000	0
聾学校	11	9	87,456	12,600	74,856
比内養護学校	1	0	3,000	3,000	0
能代養護学校	4	4	5,703,716	0	5,703,716
天王みどり学園	4	4	4,679,500	0	4,679,500
秋田養護学校	1	1	304,003	0	304,003
栗田養護学校	3	1	242,529	17,690	224,839
ゆり養護学校	5	5	283,640	9,628	274,012
大曲養護学校	3	2	1,875,808	6,400	1,869,408
横手養護学校	3	2	427,354	4,800	422,554
稻川養護学校	3	1	236,905	9,388	227,517
公安委員会	248	116	19,462,028	1,613,412	17,848,616
(注 1) 警察本部会計課	51	37	12,521,051	554,103	11,966,948

課所名	許可 件数	減免 件数	条例等 算出額	徴収額	減免額
鹿角警察署	9	2	264,668	101,276	163,392
	11	6	452,162	35,264	416,898
	10	3	255,964	34,166	221,798
	15	3	263,004	47,323	215,681
	13	2	162,741	53,104	109,637
	6	2	158,056	28,502	129,554
	10	4	692,581	110,121	582,460
	14	9	1,516,514	262,344	1,254,170
	13	6	565,991	48,979	517,012
	19	7	320,689	49,119	271,570
	12	6	278,810	58,077	220,733
	20	9	367,394	46,677	320,717
	8	4	238,094	27,705	210,389
	20	9	436,630	62,960	373,670
湯沢警察署	17	7	967,679	93,692	873,987
合計	2,039	774	479,363,144	84,622,301	394,740,843

(注1)以下の課については、サンプルとして各部署に依頼して作成した案件ごとのリストを(表 68)

から(表 71)に掲載する。

○福祉政策課(知事部局)

○鹿角地域振興局

○大館鳳鳴高校(教育委員会)

○警察本部会計課(公安委員会)

I 知事部局

1 自治研修所

(1) 財産の概要

自治研修所は、秋田県潟上市にある秋田県の研修施設である。秋田県も他の自治体と同様に、高度化する行政需要を的確に把握し、質の高い行政サービスを提供していかなければならぬ。秋田県では、このような状況のもと職員の能力向上のために、自治研修所において、マネジメント研修、基礎研修、能力開発研修、キャリア開発研修、市町村職員研修等を実施している。

(2) 目的外使用許可の概要

(表 45) 自治研修所の目的外使用許可の概要

(単位：円)

担当課所	許可件数	減免件数	条例等算出額	徴収額	減免額
総務企画部 自治研修所	23	2	1,125,624	758,574	367,050

自治研修所の土地、建物を目的外使用許可している。使用許可の内容は、自販機、外部セミナー、国際教養大学の入学生オリエンテーション及び平成 19 年に開催された秋田わか杉国体の宿泊施設(13 件)などとなっている。その内、国際教養大学の入学生オリエンテーションの 2 件について 100% 減免している。

(3) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(4) 監査の意見

① 実行委員会に対する使用許可の根拠

❖ 問題 2 制度に関する検討事項

秋田わか杉国体¹の宿泊施設や入浴施設で利用するため、国体潟上市実行委員会に対して

¹ 第 62 回国民体育大会であり、本大会は平成 19 年 9 月 29 日から 10 月 9 日までの期間で実施した。各競技別に市町村又は市町村主導の実行委員会が主体となって実施している。県立高校や県立のスポーツ施設などを練習会場や宿泊施設として利用しており、県から市町村又は実行委員会に対して、短期間の目的外使用許可を行っている。

使用許可している。使用許可の根拠が、財務規則第329条第1項第7号としているが、別の号を適用している課所もある。前述したとおり、財務規則第329条第1項各号の性質より、実行委員会への使用許可が、財務規則第329条第1項の複数の号の条件に合致するとしても問題はない。但し、秋田県としては、実行委員会への使用許可が、地方自治体への使用許可に該当するかどうかについて、検討をしておく必要がある。

(表 46) 実行委員会への使用許可に対する各施設の根拠

施設名	財務規則329条第1項	根拠
自治研修所	7号	公共団体が主催するスポーツ大会等に使用する場合で使用期間が一時的であり、かつ使用目的が営利を目的としないとき
総合教育センター	1号	県の事務又は事業と密接な関係にある事務又は事業を行うことを目的としている団体が、その事務又は事業のため直接使用するとき
岩城少年自然の家	4号	公共のために行われる後援会、研究会等の用に短期間使用するとき
保呂羽山少年自然の家	9号	前各号に掲げるもののほか、県の事務又は事業の遂行上必要やむを得ないと認められるとき

(参考)

なお、国体の宿泊施設で利用するための使用許可については、減免せずに国体潟上市実行委員会から使用料を徴収している。一方、他の課所においては、国体の練習会場として同様の施設を利用させている場合に100%減免している。この点、秋田県によると、国体の為に必要な県有施設の目的外使用の使用目的として、競技会場及び練習会場等のケースと、選手団の為の宿泊施設のケースは明確に分ける必要があるとしている。つまり、国体を招聘した秋田県としては、競技が行われる市町村の求めに応じて県有施設を使用させる場合に、市町村から使用料を取ることは想定していない。一方、選手団の宿泊費等は、実行委員会が選手団から徴収できることから、実行委員会とはいえども徴収する取扱いを定めた通知により運用している。

なお、竿灯まつりや角館のまつりなどのイベントのために設立された実行委員会に対する減免の問題については、別途記載する。

2 社会福祉会館

(1) 財産の概要

「第4 IV 2 事例(社会福祉会館)」を参照

(2) 目的外使用許可の概要

(表 47) 社会福祉会館の目的外使用許可の概要

(単位：円)

担当課所	許可件数	減免件数	条例等算出額	徴収額	減免額
健康福祉部 福祉政策課 (社会福祉会館)	53	40	40,348,366	11,242,552	29,105,814

(注 1) 上記の許可件数 53 には、社会福祉会館の他、福祉団地敷地における使用許可 4 件が含まれる。

(3) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(4) 意見

「第 4.IV.2 事例(社会福祉会館)」(92 ページ)を参照

3 老人福祉総合エリア

(1) 財産の概要

高齢者に対して健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションのための便宜を供与するとともに、高齢者を入所させて養護し、日常生活上必要なサービスを提供することを目的として、秋田県の南部(横手市)、中央(秋田市)、北部(大館市)にそれぞれ設置されている。なお、当該施設は、平成 20 年 4 月 1 日現在秋田県社会福祉事業団が指定管理者となり管理している。

(2) 目的外使用許可の概要

(表 48) 社会福祉総合エリアの目的外使用許可の概要

(単位：円)

担当課所	許可件数	減免件数	条例等算出額	徴収額	減免額
健康福祉部 長寿社会課	36	22	39,506,385	4,823,435	34,682,950

ATM 機、自動販売機、売店などの厚生施設の設置や福祉系の団体の事務所、さらには指定管理者の宿舎等を目的として、使用許可している。厚生施設の設置に関する使用許可については、ATM 機及び自動販売機については減免を行っておらず、一方、売店、レストラン等には 75% の減免を行っている。南部が 12 件、中部が 10 件、北部が 14 件の使用許可を行っている。

(3) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(4) 監査の意見

① 指定管理者制度導入施設における実費徴収

✧ 問題 5 その他

福祉総合エリアは、全て指定管理者が管理している。実務上、使用許可に関する実費（水道光熱費）はすべて指定管理者が徴収し、一方秋田県から指定管理者には、実費部分を除いて指定管理料が支払われている。現在、このような方法が行われているのは当該施設のみとなっている。しかしながら、現状では、指定管理者が入居団体等から実費を徴収する根拠がないため、指定管理者が徴収するすれば、秋田県、使用許可先及び指定管理者の三者契約を結ぶか、又は秋田県から指定管理者に対して、第三者に対する権限の委任の契約がなければ、原則的には秋田県が発行した納入通知書により徴収するほかないものと解する。よって、長寿社会課で実施されているこのような方法が、規則等に抵触していないか再度確認する必要がある。

（「第 4.V.2.目的外使用許可における指定管理者の利用」を参照）

但し、この方法自体は事務の効率化の観点からは望ましいことより、規則等を整備した上で、他の施設への適用の可能性を検討する必要がある。

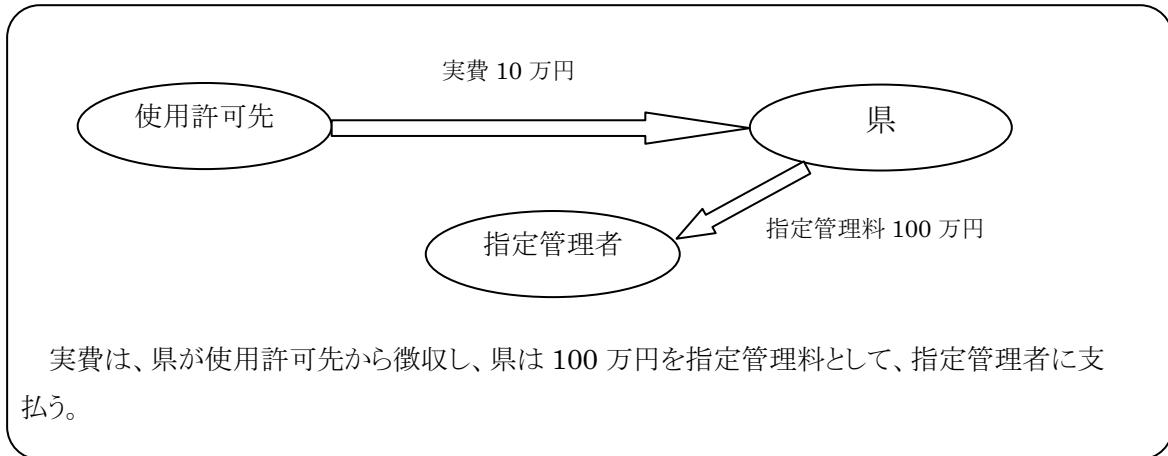
（例）目的外使用許可の使用料 0 円（100% 減免）、実費 10 万円、指定管理料 100 万円

（図 16）長寿社会課における実費徴収の方法



実費は、指定管理者が使用許可先から徴収し、県は実費分を除いた 90 万円を指定管理料として、指定管理者に支払う。

(図 17) その他の課における実費徴収の方法



4 心身障害者コロニー、小児療育センター 等

(1)財産の概要

心身障害者コロニーは、障害者の総合援助施設として、主に高齢者や重度障害の方たちを対象とした保健活動・生産活動・地域交流・地域生活などの援助を行うために設置された由利本荘市にある施設である。一方、小児療育センターは、心身に障害のある乳幼児に対して、医学・心理学・福祉などの各分野から総合的に診断し、障害の除去・軽減を図り健全な発達を助長することを目的として秋田市に設置された施設である。平成 20 年 4 月 1 日現在、心身障害者コロニーは秋田県社会福祉事業団、小児療育センターは秋田県小児療育事業団が、それぞれ指定管理者となり管理している。

(2)目的外使用許可の概要

(表 49) 心身障害者、小児コロニー等の目的外使用許可の概要

(単位：円)

担当課所	許可件数	減免件数	条例等算出額	徴収額	減免額
健康福祉部 障害福祉課	46	39	12,116,352	3,607,484	8,508,868

(注) 許可件数 46 の内訳は、心身障害者コロニーが 30 件、小児療育センターが 13、身体障害者更生訓練センターが 2 件、点字図書館が 1 件となっている。

心身障害者コロニーは、当該施設の指定管理者である秋田県社会福祉事業団に対して管理宿舎を目的とした使用許可を行っている他、厚生施設に対して使用許可をしている。一方、小児療育センターについては、毎月 1 日程度実施されている出張理髪・美容室に対して使用許可している。なお、この使用許可は、毎月 1 日程度ということもあり、徴収額は、数十円から数百円

である。

(3) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

① 少額徴収

✧ 問題 2 制度に関する検討事項

小児療育センターは、出張理髪店に対して、10 件以上の少額(136 円)徴収を行っているが、費用対効果の面から、少額徴収についての徴収額の算定方法等について検討する必要がある。なお、出張理髪店は、平成 19 年度は 75% 減免で月額 136 円の徴収と少額ではあるが、20 年度の基準から 50% 減免に改めており月額 265 円となり、徴収額は増額している。いずれにしても、少額徴収の免除や定額徴収など、費用対効果の面から適切な方法を検討する必要がある。

② 減免率の適用

✧ 問題 2 制度に関する検討事項

心身障害者コロニーの指定管理者である秋田県社会福祉事業団の職員が使用する職員宿舎に対して 75% 減免している。当該使用許可の根拠については、財務規則第 329 条第1項第1号(県の事務又は事業と密接な関係にある事務又は事業を行うことを目的としている団体が、その事務又は事業のため直接使用するとき)を適用しており、本来であれば 100% 減免となるが、職員宿舎としての面も考慮して 75% 減免としている。施設を所管している障害福祉課としては、「行政財産使用料減免基準 別表 1」の「50%を超える減額又は免除ができる場合」を厳密に運用し 75% 減免にしたものでありこのこと自体は問題ないが、75%とした過程について文書化する必要がある。

減免基準そのものの問題については、「2. 社会福祉会館」と同様。

5 総合保健センター 等

(1) 財産の概要

総合保健センターは、秋田市千秋久保田町にあり、人間ドッグを実施する「健康部門」、保健衛生指導者、地域リーダーの研修等を行う「教育研修部門」、「情報管理部門」があり、県民の健

康維持・増進を目的とした医療施設である。総合保健センターは、平成 20 年 4 月 1 日現在秋田県総合保健事業団が指定管理者となり管理している。

(2) 目的外使用許可の概要

(表 50) 総合保険センター等の目的外使用許可の概要

(単位：円)

担当課所	許可件数	減免件数	条例等算出額	徴収額	減免額
健康福祉部 健康推進課	8	7	31,944,477	490,711	31,453,766

(注) 許可件数 8 件の内、1 件は健康増進交流センターで、残りの 8 件は総合保健センターとなっている。

一部食堂など厚生施設への使用許可以外は、秋田県医師会などの団体の事務所利用のために使用許可している。これらの団体に対しては、いずれも 100% 減免している。

(3) 監査の結果

①秋田県医師会、秋田県薬剤師会、秋田県看護協会に対する使用許可

❖ 問題 2 制度に関する検討事項

総合保健センター(秋田市千秋久保田町)の一部について、関係団体へ事務室や駐車場として使用許可している。この関係団体の内、秋田県医師会、秋田県薬剤師会、秋田県看護協会に対しては 100% 減免(免除)している。免除の理由は、センター建設時に、当該 3 団体から寄付を受けており、その条件として無償で使用できるというものである(包括外部監査人によって関連資料を確認済み)。しかしながら、秋田県の免除等の取扱いには、そのような理由による免除規定はない。さらに、建設時にすでに当該 3 団体が使用することが明確ならば、総合保健センターの設置条例で当該事項を規定するべきとの意見もある。現行の減免基準は、一般的な目的外使用における減免のルールを規定したものであり、過年度の契約や覚書による特異な事例までも包括的にカバーしきれていない側面があるが、今後、目的内の使用かどうかの判断も含めて基準の見直し等が必要である。

(4) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

6 ゆとり生活総合創造センター

(1)財産の概要

ゆとり生活総合センターは、自由時間を利用した活動及びボランティア活動をはじめとする自主的な社会貢献活動を行う団体等に対し、これらの活動に関する情報及び研修の機会を提供するとともに、これらの団体等の交流その他の活動を支援し、もってゆとりのある県民生活の実現に寄与することを目的として、秋田市に設置した施設である。当該センターは、平成 20 年 4 月 1 日現在 NPO 法人あきたパートナーシップが指定管理者となり管理している。

(2)目的外使用許可の概要

(表 51) ゆとり生活総合創造センターの目的外使用許可の概要

(単位 : 円)

担当課所	許可 件数	減免 件数	条例等算出額	徴収額	減免額
生活環境文化部 地域活動支援室	13	11	1,661,821	573,004	1,088,817

NPO 団体に対して事務室として使用許可(5 件)している他は、主に厚生施設に対する使用許可を行っている。

(3)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(4)監査の意見

①NPO への使用許可の可能性

❖ 問題 1 財産の有効活用に関する検討事項

ゆとり生活創造センター(秋田市上北手荒巻)の一部について NPO 等に使用許可している。このセンターは、秋田県の市民活動の拠点となることを目的として平成 14 年に設置されたものであり、許可を受けている 5 つの NPO は、秋田県が進める県民運動の活動主体であり、またその中でも運動の中核団体ということで、100% 使用料を減免(免除)されている。今後、あらゆる方面で NPO との連携は必要になることより、秋田県全体の財産の有効活用の面だけではなく、NPO との連携という面においても、NPO に対する使用許可の可能性について、他の施設においても検討する必要がある。その際には NPO に対して使用許可する場合の、セキュリティーの問題等について、当該施設で蓄積されるノウハウを他の施設に提供する必要がある。

また、NPOに対する使用許可についての規則も整備する必要がある。たとえば、NPOの社会貢献度によって使用許可の是非の判断をし、また、社会貢献度の度合いに応じて減免率を決めるなどである。

7 大館能代空港管理事務所

(1)財産の概要

大館能代空港は、北秋田市にある。秋田県は、空港周辺敷地を管理している。

(2)目的外使用許可の概要

(表 52) 大館能代空港管理事務所の目的外使用許可の概要

(単位：円)

担当課所	許可件数	減免件数	条例等算出額	徴収額	減免額
建設交通部 大館能代空港管理事務所	17	1	427,664	418,113	9,551

空港の周辺敷地について、レンタカー駐車場としての使用許可やミュージックイベント会場として、大館能代空港ターミナルビル(株)などに使用許可している。

(3)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(4)監査の意見

①業務委託先への使用許可

❖ 問題 2 制度に関する検討事項

大館能代空港の草刈り等の管理委託先に対して、駐車場の一角をプレハブハウスとトイレとして使用承認(目的内使用)している。しかしながら、駐車場の一部を利用しているため、本来なら目的外使用許可とする必要がある。なお、業務委託の仕様書においては、現場事務所の敷地使用料については免除する旨明示している。

会計管財課においては、委託業務に伴う場所の提供については従来目的内使用として認めていることより、今回の事由は担当課の瑕疵ではないが、少なくとも年中行われるわけではない草刈り業務において常設のプレハブハウスとトイレが必要かについて、担当課で再度検討する

ことが望ましい。

8 本庁舎、第2庁舎及び秋田地方総合庁舎

(1)財産の概要

秋田県山王にある本庁舎、第2庁舎、秋田地方総合庁舎である。

(2)目的外使用許可の概要

(表 53) 本庁舎、第2庁舎及び秋田地方総合庁舎の目的外使用許可の概要

(単位：円)

担当課所	許可件数	減免件数	条例等算出額	徴収額	減免額
出納局 会計管財課 (公共建築物活用室)	117	72	32,104,114	2,183,331	29,920,783

秋田県の事業・事務を代行又は補佐する団体に対して、事務所として使用許可している場合や、自動販売機、食堂、売店、理髪店などの厚生施設に関して使用許可している場合、さらには、秋田市竿灯まつり実行委員会に対して臨時駐車場として使用許可している場合など、さまざまな目的で使用許可している。

(3)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(4)監査の意見

①厚生施設の使用許可

❖ 問題3 厚生施設に関する使用許可に関する検討事項

売店、食堂、理髪店などの厚生施設の使用料は、秋田県行政財産使用料徴収料条例第1条及び別表に基づいて、使用面積に「1平方メートル当たりの公有財産台帳価格に8.4／100を乗じた額」を乗じた額となっている。また、厚生施設に関する使用料については、通常営業条件が厳しいという理由によって減免が行われている。

厚生施設の問題については、本庁舎、第2庁舎、秋田地方総合庁舎だけではなく、各地域振興局や公安委員会所管の施設(運転免許センター、警察本部庁舎、警察本部別館、警察本部第二庁舎、航空隊庁舎 等)にも共通する問題なので、これら各施設の減免率とその考え方を比較することによって問題点を整理する。

【本庁舎、第2庁舎、秋田地方総合庁舎】

- ・売店 …100%減免(職員の福利厚生事業)
- ・食堂 …75%減免(営業条件が著しく限定)
- ・理髪店 …50%減免(営業条件が限定)

【各地域振興局】

- ・売店 …100%減免(職員の福利厚生事業)
- ・食堂 …75%減免(営業条件が著しく限定)
- ・理髪店 …75%減免(営業条件が著しく限定)

【公安委員会】

- ・売店 …100%減免(職員の福利厚生事業)
- ・食堂 …50%減免(営業条件が著しく限定)
- ・理髪店 …50%減免(営業条件が著しく限定)

このように、所管する部門によって、減免率の考え方は違っている。ここで、厚生施設に関する徴収額の算定方法及び減免率の適用に関する主な問題点は以下のとおりである。

【問題点】

項目	問題点
使用料の徴収について	同じ用途の施設でも使用料に差異が生じてしまう。
	施設の用途を考慮した使用料とはなっていない。
減免について	営業条件という曖昧な基準で減免率を決めている。

使用料については、営業条件の良し悪しではなく、単純に公有財産台帳価格をもとに単価が決定されている。よって、単に新しい施設であるために使用料が多額になるという事態が生じる。

一方、減免率についての問題点は、厚生施設について営業条件の厳しさの程度で決めていくが、そもそも、収支が悪いのは、営業条件が原因なのか又は営業努力が原因なのかの判断は難しい。確かに、庁舎に入居する売店、食堂、理髪等については、一般の営業店舗とは異なり、営業日、営業時間が限定されている中での営業であること、その結果営業収支が悪化し撤退する傾向にあることなどの事実が見られるが、一方、営業努力の有無についての判断は困難である。いずれにしても、厚生施設については、公平性、効率性の観点から、徴収額及び減免率について、別の方法を検討することが望ましい。

秋田県は、売店等について、職員の福利厚生施設並びに来庁する方々の利便性向上のた

めの施設と捉え、営業の継続が図られるよう、公平で効率的な営業のための減免基準を検討する必要は認識している。特に、売店の運営主体は秋田県職員消費者生活協同組合となっており、職域生協であるがゆえの営業行為の制限もある組織であることから、収益性のない事業でも担わざるを得ない事情もある。一方で、営業努力を怠っているならば、職員の福利厚生施設並びに来庁する方々の利便性向上の面で阻害されるのも事実である。なお、100%減免については平成20年度の基準から廃止されている。

以上を踏まえ、対応策としては次のような方法を検討することが必要である。

【対応策】

項目	対応策
使用料の徴収について	使用状況に見合った使用料の算定をする
	事務の効率化のための使用料の徴収方法を検討する
減免について	実態に即した使用料とすることを前提に、原則減免は行わない。
その他	使用許可から貸付制度に変えることも検討する。

使用料については、公有財産台帳価格を基にするのではなく、競争原理を導入するために厚生施設の設置者に提案してもらうとか、すべての施設又は厚生施設の職種ごと(売店、食堂、自動販売機、コピー機、ATM機、その他)に厚生施設の単位当たりの使用料を統一にするなど、単純化の方法を検討する必要がある。このことによって、使用料に関する不公平感をなくし、また事務の効率化にもつながる。

上記の使用料は、営業条件も考慮した上での使用料とすることによって、原則、減免は行わないこととする。但し、施設自体の営業時間や利用人数が限られていることが客観的に明白な施設については、別途考慮する。

また、行政財産の目的外使用許可制度では競争原理が働かず、営業努力が認められない場合には、貸付制度に変えることも検討すべきである。貸付制度とすることによって、競争性の原理が働き、計画書等によって営業努力が見込める業者を選定することができる。

②実行委員会への使用許可に関する減免

◆ 問題2 制度に関する検討事項

竿灯まつりの臨時駐車場のため、秋田市竿灯まつり実行委員会に臨時駐車場のスペースを使用許可している。実行委員会といつても実質的には自治体と一体の場合もあり、100%減免している。一方、仙北地域振興局においては、角館の観光行事(桜まつり)のため、その実行委員会に臨時駐車場のスペースを使用許可している。以前、角館町が主催していたときには使用料を免除していたが、実行委員会形式となり徴収するようになった。このように、実行委員会が、市

と一体と見るか別と見るかの考え方が統一されていないため、徴収するべきか減免するべきかの判断が曖昧となっている。秋田県が共催の場合は100%減免が適用され、単に後援であれば行政が行う施策との関わりが薄くなることから、100%減免までは行わないとするなど、実行委員会への使用許可の場合の減免の考えを整理する必要がある。

9 地域振興局

(1)財産の概要

「地域振興局」は、県の総合的な出先機関として平成15年度に設置され、福祉・環境・商工観光・農林・建設等の各分野における横の連携を強化して、地域を起点とした総合的な行政を推進することを目的とした組織である。秋田県では、鹿角、北秋田、山本、秋田、由利、仙北、平鹿、雄勝の合計8つの地域振興局があり、それぞれの地域の行政を担当している。各地域振興局の所在地は(表54)のとおりである。

(表 54) 各地域振興局の所在地

振興局	所在地
鹿角地域振興局	鹿角市
北秋田地域振興局	北秋田市
山本地域振興局	能代市
秋田地域振興局	秋田市
由利地域振興局	由利本荘市
仙北地域振興局	仙北市
平鹿地域振興局	横手市
雄勝地域振興局	湯沢市

(2)目的外使用許可の概要

各地域振興局の内、今回の監査意見の対象となる担当箇所の目的外使用許可の概要は以下のとおりとなる。

(表 55) 各振興局の目的外使用許可の概要

(単位：円)

担当課所	許可件数	減免件数	条例等算出額	徴収額	減免額
鹿角地域振興局 総務企画部 (振興局庁舎)	11	5	775,320	150,951	624,369
北秋田地域振興局 総務企画部 (振興局庁舎)	8	3	472,634	77,510	395,124

担当課所	許可件数	減免件数	条例等算出額	徴収額	減免額
山本地域振興局 総務企画部 (振興局庁舎)	9	3	622,502	114,016	508,486
仙北地域振興局 総務企画部 (振興局庁舎)	8	4	694,955	170,974	523,981
仙北地域振興局 建設部 ((建設)角館 等)	8	1	91,015	88,369	2,646
平鹿地域振興局 総務企画部 (振興局庁舎)	11	6	787,411	181,745	605,666
雄勝地域振興局 総務企画部 (振興局庁舎)	14	5	1,926,074	232,896	1,693,178

鹿角地域振興局 総務企画部は、厚生施設(売店、ATM 機、自動販売機、食堂、理髪店)に関する使用許可(6 件)の他、電話柱と公衆電話設置に関する使用許可(2 件)、郵便箱設置(1 件)、事務室として秋田県職員労働組合等に使用許可(2 件)がある。この内、事務室と売店は 100% 減免、食堂と理髪店は 75% 減免で、残りは減免なしとなっている。

北秋田地域振興局 総務企画部は、厚生施設(売店、ATM 機、自動販売機、理髪店)に関する使用許可(4 件)の他、電話柱、電柱に関する使用許可(2 件)、PHS 基地に関する使用許可(1 件)、事務室として秋田県職員労働組合に使用許可(1 件)がある。この内、事務室と売店は 100% 減免、理髪室は 75% 減免で、その他は減免なしとなっている。

山本地域振興局 総務企画部は、厚生施設(売店、ATM 機、自動販売機、理髪店)に関する使用許可(7 件)の他、電話柱に関する使用許可(1 件)、事務室として秋田県職員労働組合に使用許可(1 件)がある。この内、事務室と売店は 100% 減免、理髪室は 75% 減免で、その他は減免なしとなっている。

仙北地域振興局 総務企画部は、厚生施設(売店、ATM 機、自動販売機、理髪店)に関する使用許可(5 件)の他、電柱、電話柱に関する使用許可(2 件)、事務室として秋田県職員労働組合に使用許可(1 件)がある。

一方、建設部関係は、電柱、電話柱に関する使用許可(5 件)、排水路布設(ろ過洗浄水)、道路敷地(管類埋設)に関する使用許可(2 件)、角館の観光行事のために桜まつりの実行委員会に対してまつりのための臨時駐車場に関する短期の使用許可(1 件)がある。

平鹿地域振興局 総務企画部は、厚生施設(売店、ATM 機、自動販売機、理髪店)に関する使用許可(5 件)の他、電話柱に関する使用許可(1 件)、事務室として秋田県職員労働組合に使用許可(1 件)、郵便設置箱に関する使用許可(1 件)、震災避難標識看板設置のために横手市長に対しての使用許可(1 件)、道路照明施設の設置に関して秋田県の道路管理者に対して使用許可(1 件)がある。事務室、震災避難標識看板設置及び道路照明施設の設置については 100% 減免、食堂と理髪店については 75% 減免で、残りは減免なしとなっている。

雄勝地域振興局 総務企画部は、厚生施設(売店、ATM 機、自動販売機、理髪店)に関する

る使用許可(5件)の他、電話柱、電柱、電線、電話ボックスに関する使用許可(5件)、事務室として秋田県職員労働組合に使用許可(1件)、市営テニスコートの敷地と公共下水道枝線管渠について湯沢市への使用許可(2件)、その他(1件)がある。

(3)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(4)監査の意見

①厚生施設の使用許可

✧ 問題3 厚生施設の使用許可に関する検討事項

具体的な問題点と対応策の内容については、本庁舎、第2庁舎、秋田地方総合庁舎の意見を参照。

②ATM機設置に関する使用許可

✧ 問題2 制度に関する検討事項

ATM機の設置についての許可の根拠を、財務規則第329条1項第2号(厚生施設の設置)の他、同第8号(公共的施設の設置)や同第9号(その他)としているところもある。許可の際、財務規則第329条第1項のどの号に該当するのかについては、財務規則第329条の性質上複数の条件に合致する場合があっても問題はないが、ATMの位置づけが不明確であることが原因であるなら、厚生施設などATMの位置づけを明確にする必要がある。なお、秋田県としては、2号が正しいとしている。

(表 56) ATM 機に対する各振興局の許可の根拠

振興局名称	財務規則 329 条第 1 項	根拠
鹿角地域振興局	8 号	信号機、防犯灯その他の公共的施設の設置のための使用で、その使用面積が小さいものであるとき
北秋田地域振興局	9 号	前各号に掲げるもののほか、県の事務又は事業の遂行上必要やむを得ないと認められるとき
山本地域振興局	2 号	職員、その他県の施設を利用する者のため、食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき
仙北地域振興局	2 号	職員、その他県の施設を利用する者のため、食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき
雄勝地域振興局	2 号	同上

③実行委員会への使用許可に関する減免

✧ 問題 2 制度に関する検討事項

具体的な問題点と対応策のないようについては、本庁舎、第 2 庁舎、秋田地方総合庁舎の意見を参照。

④県から県への使用許可

✧ 問題 2 制度に関する検討事項

事務所敷地内に設置した道路照明施設について、平鹿地域振興局から県(道路管理者)に対し、行政財産使用許可を行っている。県から県への目的外使用許可が妥当かも含め、考え方を整理する必要がある。

II 教育委員会

1 体育施設

(1)財産の概要

保健体育課所管の体育施設である。秋田県有の体育施設は、体育館(秋田市)、総合プール(秋田市)、武道館(秋田市)、野球場(こまちスタジアム)(秋田市)、スケート場(秋田市)、総合射撃場(由利本荘市)、向浜運動広場(秋田市)、新屋運動広場(秋田市)、田沢湖スポーツセンター(仙北市)、漕艇場(大潟村)等がある。秋田県の各種スポーツ施設は、平成20年4月1日現在、スポーツ科学センターを除き指定管理者制度が導入されている。その内、田沢湖スポーツセンターは田沢湖高原リフト株式会社が、それ以外は財団法人秋田総合公社が指定管理者となり管理している。

(2)目的外使用許可の概要

(表 57) 体育施設の目的外使用許可の概要

(単位：円)

担当課所	許可件数	減免件数	条例等算出額	徴収額	減免額
教育委員会 保健体育課	168	14	11,089,115	3,013,573	8,075,542

体育施設ごとの使用許可件数の内訳は、体育館27件、スケート場32件、向浜運動広場32件、総合射撃場18件、総合プール5件、田沢湖スポーツセンター6件、野球場(こまちスタジアム)8件、新屋運動広場1件、武道館38件、漕艇場1件となっている。使用許可の内容としては、イベント時における臨時売店に対する使用許可が168件中119件となっている。その内訳としては、体育館(22件)、スケート場(19件)、野球場(7件)、総合プール(2件)、射撃場(16件)、武道館(37件)、運動広場(16件)となっている。

(3)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(4)監査の意見

①少額徴収

❖ 問題1 制度に関する検討事項

各種体育施設において、臨時売店を使用目的として年間100件以上の使用許可を行ってい

る((表 58)にその一部を記載)。県は使用許可を行った場合の使用料を秋田県行政財産徴収条例(以下「徴収条例」という。)に基づいて徴収しており、臨時売店の設置を許可した場合も徴収条例に基づいて使用料を徴収している。

使用料は使用許可を行う行政財産毎に使用面積、1 m²当たりの公有財産台帳価格を用いて算定する。したがって、使用許可を行う単位ごとに使用料を算定することとなり、県担当者にはそのための事務負担が生じることになる。一方、臨時売店の使用期間は通常数日程度と短期であり、1 店舗当たりの使用面積も広くないため、次表に記載したように算定される使用料は数十円から数百円程度と少額なものとなる。

このように臨時売店については、金額の異なる少額の使用料が多数存在することになるが、事務負担は他の使用許可と変わらないため、費用対効果の面で問題がある。

また、徴収条例を用いた場合の使用料は、現状、過少ではないかと思われる。例えば、秋田港にある秋田市の施設であるセリオンでは、定期的にフリーマーケットが開催されているが、1 日出店した場合の出店料は通常 1,000 円(4 m²)と定められている。1 m²当たりの出店料は 250 円となるが、表1に記載した県の使用料のなかで、これを上回るのは野球場など一部に過ぎない。臨時売店とフリーマーケットでは単純な比較はできないかもしれないが、フリーマーケットの出店料を下回ることの合理性も見出し難い。

秋田県としては、臨時売店の使用料について、より効率的、簡便的な対応と、徴収する使用料の増収を図るための対応が求められ、そのためには徴収条例の見直しも検討する必要がある。例えば臨時売店1店舗に対して使用許可する面積を類型化しておき、類型化した使用許可面積ごとにあらかじめ使用料を定めておき、それを徴収する方法に改めることも一つの方法と考える。いずれにしても秋田県においては、臨時売店を使用目的とする使用許可のあり方について、柔軟な対応が求められる。

(表 58) 少額徴収(臨時売店に対する使用許可の例)

区分	財産名称	使用目的	数量	単位	徴収額 (円)	許可期間	
						始期	終期
建物	体育館	臨時売店	30.00	m ²	711	平成 19 年 4 月 21 日	平成 19 年 4 月 22 日
建物	体育館	臨時売店	8.00	m ²	284	平成 19 年 4 月 27 日	平成 19 年 4 月 29 日
建物	体育館	臨時売店	8.00	m ²	94	平成 19 年 5 月 19 日	平成 19 年 5 月 19 日
建物	体育館	臨時売店	8.00	m ²	284	平成 19 年 6 月 29 日	平成 19 年 7 月 1 日
建物	体育館	臨時売店	8.00	m ²	94	平成 19 年 7 月 8 日	平成 19 年 7 月 8 日
建物	体育館	臨時売店	8.00	m ²	189	平成 19 年 8 月 25 日	平成 19 年 8 月 26 日
建物	体育館	臨時売店	4.00	m ²	47	平成 19 年 8 月 23 日	平成 19 年 8 月 23 日
建物	体育館	臨時売店	8.00	m ²	189	平成 19 年 9 月 8 日	平成 19 年 9 月 9 日

区分	財産名称	使用目的	数量	単位	徴収額 (円)	許可期間	
						始期	終期
建物	体育館	臨時売店	8.00	m ²	189	平成19年11月17日	平成19年11月18日
建物	体育館	臨時売店	18.00	m ²	213	平成19年11月3日	平成19年11月3日
建物	体育館	臨時売店	8.00	m ²	94	平成19年11月25日	平成19年11月25日
建物	体育館	臨時売店	12.96	m ²	308	平成19年12月1日	平成19年12月2日
建物	体育館	臨時売店	19.44	m ²	474	平成19年12月1日	平成19年12月2日
建物	体育館	臨時売店	6.48	m ²	82	平成19年12月2日	平成19年12月2日
建物	体育館	臨時売店	8.00	m ²	189	平成19年12月8日	平成19年12月9日
建物	体育館	臨時売店	6.48	m ²	82	平成19年12月16日	平成19年12月16日
建物	体育館	臨時売店	6.48	m ²	82	平成20年1月20日	平成20年1月20日
建物	体育館	臨時売店	8.00	m ²	189	平成20年2月9日	平成20年2月10日
建物	体育館	臨時売店	8.00	m ²	189	平成20年2月16日	平成20年2月17日
建物	体育館	臨時売店	6.48	m ²	82	平成20年2月11日	平成20年2月11日
建物	体育館	臨時売店	6.48	m ²	82	平成20年3月16日	平成20年3月16日
建物	体育館	臨時売店	18.00	m ²	213	平成20年3月16日	平成20年3月16日
建物	スケート場	臨時売店	12.00	m ²	155	平成19年12月22日	平成19年12月23日
建物	スケート場	臨時売店	3.60	m ²	258	平成20年1月5日	平成20年1月14日
建物	スケート場	臨時売店	3.60	m ²	77	平成20年2月9日	平成20年2月11日
建物	野球場	臨時売店	53.00	m ²	8,260	平成19年5月3日	平成19年5月3日
建物	野球場	臨時売店	86.00	m ²	26,808	平成19年6月30日	平成19年7月1日
建物	野球場	臨時売店	19.98	m ²	6,234	平成19年7月21日	平成19年7月22日
建物	野球場	臨時売店	52.00	m ²	32,419	平成19年8月19日	平成19年8月22日
建物	総合プール	臨時売店	4.00	m ²	858	平成19年5月12日	平成19年5月13日
建物	総合プール	臨時売店	12.00	m ²	2,576	平成19年6月22日	平成19年6月23日
土地	総合射撃場	臨時売店	9.72	m ²	5	平成19年10月6日	平成19年10月8日
土地	総合射撃場	臨時売店	9.72	m ²	5	平成19年10月6日	平成19年10月8日
土地	総合射撃場	臨時売店	19.44	m ²	11	平成19年10月6日	平成19年10月8日
土地	総合射撃場	臨時売店	38.88	m ²	22	平成19年10月6日	平成19年10月8日

以下、省略

2 総合教育センター

(1)財産の概要

潟上市にある秋田県の総合教育施設である。管理研修棟、宿泊棟、共用棟などの施設がある。

(2)目的外使用許可の概要

(表 59) 総合教育センターの目的外使用許可の概要

(単位 : 円)

担当課所	許可件数	減免件数	条例等算出額	徴収額	減免額
教育委員会 総合教育センター	25	1	3,732,561	2,313,812	1,418,749

秋田わか杉国体潟上市実行委員会に対して入浴施設として短期間の使用許可(14 件)を行っているほか、厚生施設(食堂、自動販売機)としての使用許可(8 件)、電柱、電話柱としての使用許可(2 件)、その他(1 件)として使用許可している。食堂について 50% の減免を行っている他は、減免は実施していない。

(3)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(4)監査の意見

①実行委員会に対する使用許可

❖ 問題 2 制度に関する検討事項

具体的な問題点と対応策の内容については、自治研修所の意見を参照。

3 岩城少年自然の家、保呂羽山少年自然の家

(1)財産の概要

少年自然の家は、由利本荘市、横手市、大館市にある秋田県の施設である。宿泊施設や天体ドームなどの教育施設などがある。その内、平成 19 年度においては、岩城少年自然の家と保呂羽山少年自然の家が国体宿泊施設として使用許可している。

(2) 目的外使用許可の概要

表 60 岩城及び保呂羽山少年自然の家の目的外使用許可の概要

(単位：円)

担当課所	許可 件数	減免 件数	条例等算出 額	徴収額	減免額
教育委員会 岩城少年自然の家	5	0	341,996	341,996	0
教育委員会 保呂羽山少年自然の家	4	0	212,999	212,999	0

岩城少年自然の家では、秋田わか杉国体由利本荘市実行委員会に対して宿泊施設として短期間の使用許可(4件)を行っているほか、厚生施設(自動販売機)としての使用許可(1件)を行っている。保呂羽山少年自然の家では、秋田わか杉国体横手市実行委員会に対して宿泊施設として短期間の使用許可(3件)を行っているほか、厚生施設(自動販売機)としての使用許可(1件)を行っている。

(3) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(4) 監査の意見

①実行委員会に対する使用許可

✧ 問題 2 制度に関する検討事項

具体的な問題点と対応策の内容については、自治研修所の意見を参照。

4 農業科学館

(1) 財産の概要

大仙市にある秋田県の施設である。農業の過去・現在・未来について科学の目を通して学習する施設として平成3年5月に設置された。

(2) 目的外使用許可の概要

(表 61) 農業科学館の目的外使用許可の概要

(単位：円)

担当課所	許可 件数	減免 件数	条例等算出額	徴収額	減免額
教育委員会 農業科学館	33	0	189,073	189,073	0

各種草花の販売を目的とした臨時売店を使用目的とした使用許可(25件)、厚生施設(自動販売機、売店)としての使用許可(8件)を行っている。

(3) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(4) 監査の意見

① 少額徴収

✧ 問題 1 制度に関する検討事項

各種草花の販売を目的とした臨時売店を使用目的とした使用許可を行っている。これらの臨時売店は、いずれも使用期間が数日程度の短期であり、徴収額は概ね数百円程度の少額のものである。一方、徴収額の算定等の担当者の事務は他の使用許可と変わらないことより、費用対効果の面で問題がある。秋田県としては、当該臨時売店について、少額免除や面積に基づかない定額徴収(たとえば1日〇〇円とするなど)とするなど、少額徴収の実態を把握した上で、早急な対応が必要である。

5 大館鳳鳴高校

(1) 財産の概要

大館市にある秋田県立高校である。

(2) 目的外使用許可の概要

(表 62) 大館鳳鳴高校の目的外使用許可の概要

(単位: 円)

担当課所	許可 件数	減免 件数	条例等算出額	徴収額	減免額
教育委員会 大館鳳鳴高校	24	7	409,891	256,435	153,456

国体の練習会場として大館市長に対して使用許可(4件)、英検試験会場として短期間の使用許可(8件)、電柱、電話柱の使用許可(2件)、厚生施設の使用許可(食堂、売店、自動販売機、コピー機)(10件)を行っている。国体の練習会場としての大館市長に対する使用許可については100%減免、食堂と売店は50%減免、残りは減免なしとしている。

(3) 監査の結果

①財団法人大館鳳鳴高校振興会に対する使用許可

✧ 問題 2 制度に関する検討事項

大館鳳鳴高校では、同校図書館である鳳鳴記念館を、財団法人大館鳳鳴高校振興会が使用しているが、当該使用について行政財産の目的外使用許可がなされていない。同振興会は同校を退職した教職員等によって運営され、県とは出資・人的関係を有さない外部団体であり、鳳鳴記念館は同振興会が構成員となっていた創立 100 周年の記念事業実行委員会により建設され、県に寄進されたものである。このため、寄附受納にあたり、当初からその一部を同振興会が使用することが想定されていたが、寄附条件として同振興会による鳳鳴記念館の使用を定めていないうえ、行政財産の目的外使用許可を受けることなく使用するに至っている。

同振興会は大館鳳鳴高校の財政的な援助や地域社会の教育文化の発展に関する諸企画並びに協力等を主な事業としていることから、県の事務又は事業を補佐する団体に該当する。このため、財務規則第 329 条 1 号第 1 号の「県の事務又は事業と密接な関係にある事務又は事業を行うことを目的としている団体が、その事務又は事業のため直接使用するとき」に基づく目的外使用許可とする必要がある。

(4) 監査の意見

特に指摘すべき事項はない。

6 大館国際情報学院高校、秋田明徳館高校

(1) 貢献の概要

大館国際情報学院高校は大館市にある秋田県立高校である。

秋田明徳館高校は秋田市にある秋田県立高校である。

(2) 目的外使用許可の概要

(表 63) 大館国際情報学院高校、秋田明徳館高校の目的外使用許可の概要
(単位 : 円)

担当課所	許可件数	減免件数	条例等算出額	徴収額	減免額
教育委員会 大館国際情報学院高校	28	13	1,905,592	841,015	1,064,577
教育委員会 秋田明徳館高校	11	3	3,600,910	1,180,945	2,419,965

大館国際情報学院高校は、厚生施設（食堂、自動販売機）に関する使用許可（2 件）、

国体の練習会場としての使用許可（4件）、試験会場としての使用許可（19件）、電柱等に関する使用許可（2件）、防犯灯設置に関する使用許可（1件）を行っている。国体の練習会場と防災灯設置としての使用許可は100%減免、試験会場と食堂としての使用許可は50%減免、その他は減免なしとしている。

一方、秋田明徳館高校は、厚生施設（喫茶室、食堂、自動販売機）に関する使用許可（7件）、試験会場、面接会場としての使用許可（3件）、電柱等に関する使用許可（1件）、を行っている。

（3）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（4）監査の意見

① 試験会場に関する使用許可

✧ 問題2 制度に関する検討事項

大館国際情報学院高校では、センター試験会場の使用について財務規則第329条第1項第1号（県の事務又は事業と密接な関係にある事務又は事業を行うことを目的としている団体が、その事務又は事業のため直接使用するとき）を適用し50%減免しているが、秋田明徳館高校では、高校卒業程度認定試験の会場使用について同じ第1号許可としているが減免していない。両者は試験会場という同じ用途で使用されており、減免の適用の考え方を統一する必要がある。

なお、秋田明徳館高校における高校卒業程度認定試験の実施では、明徳館高校校長が教育庁高校教育課長に対して行政財産使用許可を行っているため、県が県に対して使用許可をしていることになる。高校卒業程度認定試験の実施主体は国であるため、本来であれば、国が施設の使用申請を行い、県が許可し、県の請求に基づいて国が使用料を納めるべきところを効率性の観点から、県が国に代わって自らに対し行政財産の目的外使用許可の申請を行う形式をとっているものである。

高校卒業程度認定試験は、法律で教育委員会に委任等された業務ではないが、実質的に国からの協力要請を受けて、県が実施し、予算は国から教育委員会に配当されている事業となっており、県が自ら会場の選定を行い、試験官の手配・配置、会場使用料を含む必要経費の支払い等の一連の事務事業を行っている。このため、高校卒業程度認定試験は実施経費等全て国が負担して県が実施する事業であるため、行政財産の目的外使用には該当しないと考えられる。よって、県は高校卒業程度認定試験を県立高校で実施する場合は目的外使用許可の申請を行う必要はないのではないか。国から配当された行政財産の目的外使用に関わる使用料相当額は、県の教育委員会の歳入として配算することが望ましい。

7 男鹿海洋高校、男鹿工業高校、秋田高校、秋田北高校、大曲農業高校、大曲高校、大曲工業高校

(1)財産の概要

男鹿海洋高校、男鹿工業高校は、男鹿市にある秋田県立高校である。

秋田高校、秋田北高校は、秋田市にある秋田県立高校である。

大曲農業高校、大曲高校、大曲工業高校は、大曲市にある秋田県立高校である。

(2)目的外使用許可の概要

(表 64) 男鹿海洋高校等の目的外使用許可の概要

(単位：円)

担当課所	許可件数	減免件数	条例等算出額	徴収額	減免額
教育委員会 男鹿海洋高校	16	7	349,784	208,462	141,322
教育委員会 男鹿工業高校	13	3	534,376	187,720	346,656
教育委員会 秋田高校	17	7	2,073,900	958,014	1,115,886
教育委員会 秋田北高校	18	8	2,671,563	1,040,368	1,631,195
教育委員会 大曲農業高校	21	14	3,798,555	158,834	3,639,721
教育委員会 大曲高校	9	5	665,873	71,739	594,134
教育委員会 大曲工業高校	21	7	280,844	116,130	164,714

男鹿海洋高校は、厚生施設（売店、自動販売機）に関する使用許可(6 件)、水道施設用地等に関する使用許可(3 件)、国体の練習会場としての使用許可(1 件)、潜水訓練等のための使用許可(4 件)、電柱、電話柱等に関する使用許可(2 件)を行っている。

男鹿工業高校は、厚生施設(売店、自動販売機)に関する使用許可(5 件)、国体の練習会場としての使用許可(1 件)、試験会場としての使用許可(5 件)、電柱、電話柱等に関する使用許可(2 件)を行っている。

秋田高校は、厚生施設(食堂、売店、自動販売機、コピー機)に関する使用許可(6 件)、国体の練習会場(野球)としての使用許可(2 件)、その他の使用許可(9 件)を行っている。

秋田北高校は、厚生施設(食堂、売店、自動販売機、コピー機)に関する使用許可(6 件)、国体の練習会場(体操)としての使用許可(2 件)、選挙ポスター掲示板、投票所としての使用許可(2 件)、試験会場(2 件)、その他の使用許可(8 件)を行っている。

大曲農業高校は、厚生施設(食堂、売店、自動販売機)に関する使用許可(3 件)、国体練習会場としての使用許可(4 件)、防火水槽設置等として大仙市長に対しての使用許可(7 件)、国体の臨時売店(1 件)、電気、電力供給のための設備の使用許可(5 件)、県の公安委員会に対して信号機設置のための使用許可(1 件)を行っている。

大曲高校は、厚生施設(食堂、自動販売機、コピー機)に関する使用許可(3件)、国体練習会場としての使用許可(3件)、電柱、電話柱設置のための使用許可(2件)、大仙市長に対して避難場所表示のための敷地の使用許可(1件)を行っている。

大曲工業高校は、厚生施設(食堂、売店、自動販売機)に関する使用許可(3件)、国体練習会場、国体駐車場としての使用許可(1件)、試験会場としての使用許可(8件)、講習会のための使用許可(2件)、電柱、電気柱の敷地としての使用許可(2件)、防火水槽設置等のための使用許可(2件)、避難場所表示版としての使用許可(2件)、選挙掲示板としての使用許可(1件)を行っている。

(3) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(4) 監査の意見

① 国体の練習会場としての使用許可

✧ 問題 2 制度に関する検討事項

いずれも国体の練習会場で利用するため、市や実行委員会に対して使用許可している。しかしながら、使用許可の根拠が(表 65)のとおり統一されていない。

(表 65) 男鹿海洋高校等の実行委員会に対する使用許可の根拠一覧

高校	財務規則 329 条第 1 項	根拠
男鹿海洋高校	5 号	国又は他の地方公共団体が、公共又は公益の用に供するとき
男鹿工業高校	5 号	国又は他の地方公共団体が、公共又は公益の用に供するとき
秋田高校	7 号	公共団体が主催するスポーツ大会等に使用する場合で使用期間が一時的であり、かつ使用目的が営利を目的としないとき
秋田北高校	1 号	県の事務又は事業と密接な関係にある事務又は事業を行うことを目的としている団体が、その事務又は事業のため直接使用するとき
大曲農業高校	7 号	公共団体が主催するスポーツ大会等に使用する場合で使用期間が一時的であり、かつ使用目的が営利を目的としないとき
大曲高校	4 号	公共のために行われる講演会、研究会等の用に短期間使用するとき
大曲工業高校	1 号	県の事務又は事業と密接な関係にある事務又は事業を行うことを目的としている団体が、その事務又は事業のため直接使用するとき

財務規則第329条第1項の性質により、どの号に該当するのかについて統一していないのは問題はないが、秋田県として実行委員会の位置づけを明確にする必要がある。

②県公安委員会への使用許可

✧ 問題2 制度に関する検討事項

大曲農業高校において、信号機設置の敷地として、秋田県公安委員会に対して使用許可している（県教育委員会から県公安委員会）。県から県への目的外使用許可が妥当かどうか、また可能であるとしても事務の効率化の面から他に方法はないかについて検討し、場合によっては、一部敷地を公安委員会への所管換えするなど、他の方法を検討する必要がある。

8 由利工業高校、西目高校、横手高校、平成高校、増田高校

(1)財産の概要

由利工業高校、西目高校は、由利本荘市にある秋田県立高校である。

横手高校、平成高校、増田高校は、横手市にある秋田県立高校である。

(2)目的外使用許可の概要

(表 66) 由利工業高校等の目的外使用許可の概要

(単位：円)

担当課所	許可 件数	減免 件数	条例等算出額	徴収額	減免額
教育委員会 由利工業高校	11	2	407,660	279,149	128,511
教育委員会 西目高校	19	6	12,340,900	201,288	12,139,612
教育委員会 横手高校	21	5	525,834	266,194	259,640
教育委員会 平成高校	6	2	330,279	218,553	111,726
教育委員会 増田高校	8	1	281,246	229,368	51,878

由利工業高校は、厚生施設(売店、自動販売機)に関する使用許可(2件)、国体の宿泊施設としての使用許可(2件)、試験会場としての使用許可(4件)、バス停留所としての使用許可(1件)、立看板(避難用)に関する使用許可(1件)、電話柱等に関する使用許可(1件)を行っている。

西目高校は、厚生施設(売店、自動販売機)に関する使用許可(6件)、国体の練習会場、宿泊施設としての使用許可(3件)、バス停留所としての使用許可(2件)、排水管理設等に関する

使用許可(4件)、電柱、電話柱等に関する使用許可(4件)を行っている。

横手高校は、厚生施設(売店、自動販売機、コピー機)に関する使用許可(4件)、電柱、電話柱に関する使用許可(8件)、国体練習会場としての使用許可(1件)、模擬試験会場、センター試験会場としての使用許可(4件)、バス待合室、バス回転場としての使用許可(3件)、案内標識としての使用許可(1件)を行っている。

平成高校は、厚生施設(売店、自動販売機)に関する使用許可(2件)、国体練習会場として横手市に対する使用許可(1件)、バス待合室に関する使用許可(1件)、その他に関する使用許可(2件)を行っている。

増田高校は、厚生施設(自動販売機、売店)に関する使用許可(2件)、学校祭での短期の売店に関する使用許可(2件)、PHS基地局敷地に関する使用許可(1件)、送電線の鉄塔敷地の使用許可(2件)、バス停待合室の使用許可(1件)を行っている。

(3)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(4)監査の意見

バス停留所関係の施設としては、バス標識柱(バス停)の他に、バス回転場、バス待合所がある。いずれも目的外使用許可の対象となるが、以下の問題点がある。

①バス待合所に対する減免の適用

✧ 問題 5 その他

1)問題の所在

公共交通のバス停留所に乗客のための待合所を設置する場合、それが道路に設置しているのか、又は高等学校敷地など他の行政財産の上に設置されているのかによって対応が異なっている。横手高校、平成高校及び増田高校の場合、行政財産使用料徴収条例に基づき、バス待合所について使用料を徴収している。

2)道路法上の道路資産に設置する場合

道路にバス待合所を設置する場合は、徴収対象外となり、占用料の支払いは不要であり、また減免等の申請も必要はない。これは、道路占用料徴収条例及び同条例第3条の規定に基づく占用料の減免の取扱いについての土木部長通知により、占用料を徴収することが著しく不適当であると認められる占用物件として、以下を挙げているためである。

バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所

3) 上記以外の行政財産に設置する場合

2) 以外の行政財産にバス待合所を設置する場合は、財務規則 329 条第 1 項第 3 号による使用許可となる。これに対する減免は、以下の行政財産使用料減免基準の第 2 別表 1 に照らして判断することになる。

1) 免除ができる場合

庁舎又は県立高校のバス停留所等、主として県の施設を利用する者のために使用するとき

2) 50%以内の減免ができる場合

左に該当しないもので、他の地方公共団体が使用するとき

3) 減免ができない場合

地方財政再建促進特別措置法第 24 条に掲げる公社等が使用するとき

バス停留所は 1) に該当するため、使用料は免除できるがバス停留所に付随して設置される待合所が減免対象となるバス停留所等の「等」に該当するかどうかが問題となる。実際には、バス待合所設置のための行政財産使用料は、「等」には該当ないと判断しており、全額徴収されている

4) 結論

土木部長通知では、バス待合所設置のための占用料を徴収することは「著しく不適当」であるとしているが、これについては、県民の重要な移動手段である公共交通の重要性とバスを待つ県民を雨風や雪から守ることのできるバス待合所の公共性を鑑みて無料としている。そうであるならば、高等学校等の敷地にあるバス待合所についても同様の公共性があると考えられ、行政財産使用料減免基準におけるバス停留所等の「等」にはバス待合所も含まれるとすべきである。いずれにしても、バス待合所の減免の可否について、現状の不統一の処理を改め、県としての方針の統一を図る必要がある。

III 公安委員会

1 運転免許センター、警察本部庁舎、警察本部別館、警察本部第二庁舎、航空隊 庁舎 等

(1)財産の概要

公安委員会所管の施設(各警察署除く)である。

(2)目的外使用許可の概要

(表 67) 運転免許センター等の目的外使用許可の概要

(単位 : 円)

担当課所	許可 件数	減免 件数	条例等算出額	徴収額	減免額
警察本部会計課	51	37	12,521,051	554,103	11,966,948

許可件数の施設ごとの内訳は、運転免許センター敷地が 21 件、警察本部庁舎が 10 件、警察本部別館が 4 件、警察本部第二庁舎が 4 件、警察学校跡地が 4 件、機動隊敷地が 2 件、警察管待機宿舎跡地が 3 件、航空隊庁舎が 1 件、拳銃教室が 1 件、警察本部物品倉庫跡地が 1 件を行っている。

(3)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(4)監査の意見

①厚生施設の使用許可

✧ 問題 3 厚生施設の使用許可に関する検討事項

具体的な問題点と対応策の内容については、本庁舎、第 2 庁舎、秋田地方総合庁舎の意見を参照。

(表 68) 案件ごとの目的外使用許可の状況 (例 1:福祉政策課)

部内 No.	区分	財産名称	使用許可先	使用目的	数量	単位	根拠 (注)	条例等算 出額(円)	徴収額 (円)	減免率	減免理 由別表 1	実費徴収 額(円)	許可期間 (上段:始期、下段:終期)
1	建物	社会福祉会館	(福)秋田県社会 福祉協議会	事務室・ 相談室等	233.91	m ²	第1号	2,825,844	0	100%	第1号①	5,160,782	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
2	建物	社会福祉会館	(福)秋田県社会 福祉協議会	書庫室	62.08	m ²	第1号	760,804	0	100%	第1号①		平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
3	建物	社会福祉会館	(福)秋田県社会 福祉協議会	情報室	29.92	m ²	第1号	362,287	0	100%	第1号①		平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
4	建物	社会福祉会館	(福)秋田県社会 福祉協議会	休憩室・ 事務室	59.84	m ²	第1号	724,575	0	100%	第1号①		平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
5	建物	社会福祉会館	(福)秋田県社会 福祉協議会	事務室	117.85	m ²	第1号	1,424,998	0	100%	第1号①		平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
6	土地	社会福祉会館	(福)秋田県社会 福祉協議会	駐車場	66.25	m ²	第1号	657,591	0	100%	第1号①		平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
7	建物	社会福祉会館	日本赤十字社 秋田県支部	資料室・ 研修室	93.32	m ²	第1号	1,135,168	0	100%	第1号①	2,622,351	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
8	建物	社会福祉会館	日本赤十字社 秋田県支部	事務室・ 局長室	144.68	m ²	第1号	1,751,057	0	100%	第1号①		平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
9	建物	社会福祉会館	日本赤十字社 秋田県支部	倉庫	121.92	m ²	第1号	1,473,303	0	100%	第1号①		平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
10	建物	社会福祉会館	日本赤十字社 秋田県支部	業務用無線機 ・電源装置	3.87	m ²	第1号	48,305	0	100%	第1号①		平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
11	土地	社会福祉会館	日本赤十字社 秋田県支部	駐車場	67.60	m ²	第1号	667,406	0	100%	第1号①		平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
12	建物	社会福祉会館	(財)秋田県老人 クラブ連合会	事務室及び倉庫	88.45	m ²	第1号	1,074,787	0	100%	第1号①	800,367	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
13	建物	社会福祉会館	(福)秋田県 共同募金会	事務室及び倉庫	88.42	m ²	第1号	1,074,787	0	100%	第1号①	800,367	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日

部内 No.	区分	財産名称	使用許可先	使用目的	数量	単位	根拠 (注)	条例等算 出額(円)	徴収額 (円)	減免率	減免理 由別表 1	実費徴収 額(円)	許可期間 (上段:始期、下段:終期)
14	建物	社会福祉会館	(特)秋田県難病 団体連絡協議会	事務室	118.36	m ²	第1号	1,437,074	0	100%	第1号①	1,076,300	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
15	土地	社会福祉会館	(特)秋田県難病 団体連絡協議会	駐車場	26.50	m ²	第1号	264,999	0	100%	第1号①	0	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
16	建物	社会福祉会館	(社)秋田県手を つなぐ育成会	事務室	39.15	m ²	第1号	483,050	0	100%	第1号①	387,076	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
17	土地	社会福祉会館	(社)秋田県手を つなぐ育成会	駐車場	13.25	m ²	第1号	137,407	0	100%	第1号①	0	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
18	建物	社会福祉会館	秋田県障害者 スポーツ協会	事務室・倉庫	88.44	m ²	第1号	1,074,787	0	100%	第1号①	721,791	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
19	建物	社会福祉会館	秋田県 保育協議会	事務室	88.30	m ²	第1号	1,074,787	0	100%	第1号①	757,511	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
20	建物	社会福祉会館	(社)秋田県身体 障害者福祉協会	事務室・物品庫	75.18	m ²	第1号	917,795	0	100%	第1号①	479,101	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
21	土地	社会福祉会館	(社)秋田県身体 障害者福祉協会	駐車場	13.25	m ²	第1号	137,407	0	100%	第1号①	0	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
22	建物	社会福祉会館	(財)秋田県 国際交流協会	事務室・研修室 ・相談室等	478.82	m ²	第1号	5,784,528	4,049,170	30%	第1号②	4,507,214	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
23	土地	社会福祉会館	(財)秋田県 国際交流協会	駐車場	39.75	m ²	第1号	392,529	274,815	30%	第1号②	0	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
24	建物	社会福祉会館	(財)暴力團撲滅 秋田県民会議	事務室	69.81	m ²	第1号	845,338	591,737	30%	第1号②	710,785	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
25	土地	社会福祉会館	(財)暴力團撲滅 秋田県民会議	駐車場	13.25	m ²	第1号	137,402	96,185	30%	第1号②	0	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
26	建物	社会福祉会館	秋田県重症心身 障害児(者)を守る 会	事務室	34.40	m ²	第1号	422,669	0	100%	第1号①	108,828	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日

部内 No.	区分	財産名称	使用許可先	使用目的	数量	単位	根拠 (注)	条例等算 出額(円)	徴収額 (円)	減免率	減免理 由別表 1	実費徴収 額(円)	許可期間 (上段:始期、下段:終期)
	建物	社会福祉会館	秋田盲ろう者 友の会	事務室	上記に含む	m ²	第1号					平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日	
	建物	社会福祉会館	千秋職友の会	事務室	上記に含む	m ²	第1号					平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日	
27	建物	社会福祉会館	(財)秋田県災害 遺児愛護会	事務室	28.60	m ²	第1号	350,211	0	100%	第1号①	258,712	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
28	建物	社会福祉会館	秋田県精神障害者 家族連合会	事務室	29.92	m ²	第1号	362,287	0	100%	第1号①	129,221	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
	建物	社会福祉会館	秋田県精神 保健福祉協会	事務室	上記に含む	m ²	第1号						平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
29	土地	社会福祉会館	秋田県精神 保健福祉協会	駐車場	13.25	m ²	第1号	245,370	0	100%	第1号①	0	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
30	建物	社会福祉会館	(株)○○	売店	40.49	m ²	第2号	495,126	495,126	0%		893,306	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
31	建物	社会福祉会館	(株)○○	自動販売機	10.00	m ²	第2号	120,762	120,762	0%		上記と同一 支払	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
32	土地	社会福祉会館	(株)○○	駐車場	13.25	m ²	第2号	137,407	137,407	0%		0	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
33	建物	社会福祉会館	個人	理容室	26.49	m ²	第2号	326,059	326,059	0%		243,515	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
34	建物	社会福祉会館	(株)○○	食堂	165.00	m ²	第2号	1,992,582	1,394,808	30%	第2号②	756,642	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
35	土地	社会福祉会館	(株)○○	駐車場	26.50	m ²	第2号	264,999	185,500	30%	第2号②	0	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
36	建物	社会福祉会館	(株)○○銀行	ATM	8.61	m ²	第2号	108,686	108,686	0%		42,240	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日

部内 No.	区分	財産名称	使用許可先	使用目的	数量	単位	根拠 (注)	条例等算 出額(円)	徴収額 (円)	減免率	減免理 由別表 1	実費徴収 額(円)	許可期間 (上段:始期、下段:終期)
37	土地	社会福祉会館	(株)○○銀行	看板	1.04	m ²	第2号	8,800	8,800	0%		0	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
38	建物	社会福祉会館	秋田県ひとり親家 庭就業・自立センター	事務室・託児室	115.00	m ²	第1号	1,388,769	0	100%	第1号①	2,097,469	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
39	建物	社会福祉会館	秋田県ひとり親家 庭就業・自立センター	研修室・倉庫	133.32	m ²	第1号	1,618,218	0	100%	第1号①	0	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
40	建物	社会福祉会館	秋田県心身障害者 総合福祉センター・内 人居身障8団体連 絡協議会	事務室等	54.85	m ²	第1号	664,194	0	100%	第1号①	0	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
41	土地	社会福祉会館	秋田県心身障害者 総合福祉センター・内 人居身障8団体連 絡協議会	駐車場	26.50	m ²	第1号	264,999	0	100%	第1号①	0	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
42	建物	社会福祉会館	秋田県 土地開発公社	事務室・書庫	208.10	m ²	第1号	2,523,938	1,766,757	30%	第1号②	3,561,218	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
43	建物	社会福祉会館	秋田県 土地開発公社	会議室、理事長 ・役員室等	138.26	m ²	第1号	1,678,600	1,175,020	30%	第1号②	0	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
44	土地	社会福祉会館	秋田県 土地開発公社	駐車場	60.20	m ²	第1号	598,702	419,092	30%	第1号②	0	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
45	土地	社会福祉会館	○○株)秋田支社	都市ガス供給	Φ0.4×5m Φ0.15×4m	m ²	第3号	1,238	1,238	0%		0	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
46	土地	社会福祉会館	○○(株) 秋田支社	ガス整圧器室	5.60	m ²	第3号	58,888	58,888	0%		0	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
47	土地	社会福祉会館	東日本電信電話 (株)秋田支店	地下埋設管路	Φ0.1未満 ×1.2m Φ0.1未満 ×1.2m	m ²	第3号	112	112	0%		0	平成 19 年 9 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日

部内 No.	区分	財産名称	使用許可先	使用目的	数量	単位	根拠 (注)	条例等算 出額(円)	徴収額 (円)	減免率	減免理 由別表 1	実費徴収 額(円)	許可期間 (上段:始期、下段:終期)
48	土地	社会福祉会館	東日本電信電話 (株)秋田支店	電話柱	1.00	本	第3号	875	875	0%		0	平成 19 年 9 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
49	土地	社会福祉会館	東北電力(株) 秋田営業所	電気供給	3.00	本	第3号	4,800	4,800	0%		0	平成 16 年 4 月 1 日 平成 21 年 3 月 31 日
50	土地	福祉団地敷地	東日本電信電話 (株)秋田支店	電気通信線路 設備設置	本柱×5 本 支線支柱 ×4 本	本	第3号	13,500	13,500	0%		0	平成 17 年 4 月 1 日 平成 22 年 3 月 31 日
51	土地	福祉団地敷地	○○(株) 秋田支社	ガス管及びガス 整圧器室設置	Φ0.2 未満 ×33m 施設 7.2 m ²	m ²	第3号	13,215	13,215	0%		0	平成 17 年 4 月 1 日 平成 22 年 3 月 31 日
52	土地	福祉団地敷地	○○交通(株)	バス運行通路及び 停留所標識設置	7.00	m ²	第3号	7,161	0	100%	第3号①	0	平成 19 年 9 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
53	土地	福祉団地敷地	○○(株) 秋田支社	ガス供給のため (供給管)	7.92	m ²	第3号	8,184	0	100%	第3号①	0	平成 19 年 6 月 21 日 平成 19 年 8 月 17 日
		福祉政策課 計						40,348,366	11,242,552				

(注) 22、23、24、25、42、43、44は、福祉系以外の団体という理由で30%の減免としている(「監査の意見」を参照)。

(表 69) 案件ごとの目的外使用許可の状況 (例 2:鹿角地域振興局)

部内 No.	区分	財産名称	使用許可先	使用目的	数量	単位	根拠 (注)	条例等算出 額(円)	徴収額 (円)	減免率	減免理由 別表 1	実費徴収額 (円)	許可期間 (上段:始期、下段:終 期)
1	土地	鹿角地域 振興局庁舎	東日本電信電話 (株)秋田支店	電話柱 本柱・支柱	3.00	本	第3号	4,500	4,500	0%		0	平成 17 年 4 月 1 日 平成 22 年 3 月 31 日
2	土地	鹿角地域 振興局庁舎	東日本電信電話 (株)秋田支店	公衆電話 設置用地	1.00	基	第3号	1,500	1,500	0%		0	平成 18 年 4 月 1 日 平成 21 年 3 月 31 日
3	土地	鹿角地域 振興局庁舎	花輪郵便局	郵便差出箱 設置用地	1.00	個	第3号	600	600	0%		0	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
4	建物	鹿角地域 振興局庁舎	(社)秋田県食品 衛生協会	事務室	4.23	m ²	第1号	22,246		100%	第 1 号-②	57,109	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
5	建物	鹿角地域 振興局庁舎	秋田県職員労働 組合鹿角支部	事務室	26.28	m ²	第9号	120,129		100%	第 9 号-①	37,296	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
6	建物	鹿角地域 振興局庁舎	秋田県職員消費 生活協同組合	売店・倉庫	37.25	m ²	第2号	169,070		100%	第 2 号-②	165,903	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
7	建物	鹿角地域 振興局庁舎	秋田県職員消費 生活協同組合	自動販売機 (飲料)敷地	1.56	m ²	第2号	8,898	8,898	0%		105,242	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
8	建物	鹿角地域 振興局庁舎	秋田県職員消費 生活協同組合	自動販売機 (たばこ)敷地	0.40	m ²	第2号	4,449	4,449	0%		11,056	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
9	建物	鹿角地域 振興局庁舎	(株)○○銀行	現金自動預入 支払機敷地	5.09	m ²	第8号	26,695	26,695	0%		41,886	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
10	建物	鹿角地域 振興局庁舎	職員会館食堂 個人	食堂	64.80	m ²	第2号	330,734	82,684	75%	第 2 号-②	64,087	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
11	建物	鹿角地域 振興局庁舎	個人	理髪室	16.20	m ²	第2号	86,499	21,625	75%	第 2 号-②	41,285	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
		鹿角地域 振興局						775,320	150,951				

(表 70) 案件ごとの目的外使用許可の状況（例3:大館鳳鳴高校）

部内 No.	区分	財産名称	使用許可先	使用目的	数量	単位	根拠 (注)	条例等算出 額(円)	徴収額 (円)	減免率	減免理由 別表 1	実費徴収額 (円)	許可期間 (上段:始期、下段:終 期)
1	土地	学校用地	東北電力(株)	電柱敷地	7.00	本	第3号	11,200	11,200	0%		0	平成 16年 4月 1日 平成 21年 3月 31日
2	土地	学校用地	東日本電信電話 (株)	電話柱敷地	25.00	本	第3号	37,500	37,500	0%		0	平成 19年 4月 1日 平成 22年 3月 31日
3	土地	学校用地	大館市長	国体練習会場 駐車場	367.20	m ²	第7号	8,215	0	100%	第7号-①	0	平成 19年 10月 3日 平成 19年 10月 8日
4	建物	セミナーハウス	(株)○○	食堂	32.20	m ²	第2号	77,105	38,553	50%	第2号-②	186,239	平成 19年 4月 1日 平成 20年 3月 31日
5	建物	普通教室棟	○○(有)	売店	3.43	m ²	第2号	23,032	11,516	50%	第2号-②	4,746	平成 19年 4月 1日 平成 20年 3月 31日
6	建物	特別教室棟	○○(株)	売店	4.49	m ²	第2号	28,790	14,395	50%	第2号-②	5,024	平成 19年 4月 1日 平成 20年 3月 31日
7	建物	第一体育館	大館市長	国体練習会場	1,056.00	m ²	第7号	76,793	0	100%	第7号-①	上記支払い に含む	平成 19年 10月 3日 平成 19年 10月 8日
8	建物	第二体育館	大館市長	国体練習会場	42.38	m ²	第7号	2,456	0	100%	第7号-①	8,633	平成 19年 10月 3日 平成 19年 10月 8日
9	建物	廊下、便所	大館市長	国体練習会場	54.65	m ²	第7号	1,529	0	100%	第7号-①	上記支払い に含む	平成 19年 10月 3日 平成 19年 10月 8日
10	建物	普通教室棟	○○ ○○販売所	自動販売機設置	2.69	m ²	第2号	15,922	15,922	0%		20,407	平成 19年 4月 1日 平成 19年 5月 11日
11	建物	特別教室棟	○○ ○○販売所	自動販売機設置	1.85	m ²	第2号	11,516	11,516	0%		12,965	平成 19年 4月 1日 平成 19年 5月 11日
12	建物	普通教室棟	(株)○○	自動販売機設置	2.69	m ²	第2号	14,053	14,053	0%		81,222	平成 19年 5月 14日 平成 20年 3月 31日

部内 No.	区分	財産名称	使用許可先	使用目的	数量	単位	根拠 (注)	条例等算出 額(円)	徴収額 (円)	減免率	減免理由 別表 1	実費徴収額 (円)	許可期間 (上段:始期、下段:終 期)
13	建物	特別教室棟	○○	自動販売機設置	1.85	m ²	第2号	10,163	10,163	0%		66,198	平成19年5月14日 平成20年3月31日
14	建物	特別教室棟	○○ 販売(株)	自動販売機設置	1.16	m ²	第2号	11,516	11,516	0%		50,775	平成19年4月1日 平成20年3月31日
15	建物	セミナーハウス	(株)○○	自動販売機設置	1.21	m ²	第2号	4,673	4,673	0%		39,055	平成19年4月1日 平成20年3月31日
16	建物	鳳鳴記念館	(財)大館鳳鳴 高校振興会	コヒー機設置	0.66	m ²	第2号	11,463	11,463	0%		17,692	平成19年4月1日 平成20年3月31日
17	建物	普通教室棟	(財)日本英語 検定協会	英検試験会場	919.80	m ²	第4号	13,377	13,377	0%		3,671	平成19年7月8日 平成19年7月8日
18	建物	特別教室棟	(財)日本英語 検定協会	英検試験会場	154.80	m ²	第4号	2,445	2,445	0%			上記支払い に含む
19	建物	普通教室棟	(財)日本英語 検定協会	英検試験会場	1,051.20	m ²	第4号	15,297	15,297	0%		12,713	平成19年11月18日 平成19年11月18日
20	建物	特別教室棟	(財)日本英語 検定協会	英検試験会場	619.20	m ²	第4号	9,780	9,780	0%			上記支払い に含む
21	建物	普通教室棟	(財)日本英語 検定協会	英検試験会場	197.10	m ²	第4号	2,879	2,879	0%		899	平成20年1月27日 平成20年1月27日
22	建物	特別教室棟	(財)日本英語 検定協会	英検試験会場	154.80	m ²	第4号	2,445	2,445	0%			上記支払い に含む
23	建物	普通教室棟	(財)日本英語 検定協会	英検試験会場	1,051.20	m ²	第4号	15,297	15,297	0%		9,739	平成20年2月24日 平成20年1月27日
24	建物	特別教室棟	(財)日本英語 検定協会	英検試験会場	154.80	m ²	第4号	2,445	2,445	0%			上記支払い に含む
		大館鳳鳴高校							409,891	256,435			

(表 71) 案件ごとの目的外使用許可の状況 (例 4: 警察本部会計課)

部内 No.	区分	財産名称	使用許可先	使用目的	数量	単位	根拠 (注)	条例等算出 額(円)	徴収額 (円)	減免率	減免理由 別表 1	許可期間 (上段:始期、下段:終 期)
1	土地	機動隊敷地	秋田市	標識設置	1.70	m ²	第8号	8,800	0	100%	第8号-①	平成19年4月1日 平成20年3月31日
2	土地	機動隊敷地	秋田地方方法務局	基準測量点	0.16	m ²	第8号	1,412	0	100%	第8号-①	平成19年4月1日 平成20年3月31日
3	土地	運転免許 センター敷地	秋田県赤十字 血液センター	献血車 駐車場	36.08	m ²	第1号	56,065	0	100%	第1号①	平成19年4月1日 平成20年3月31日
4	土地	運転免許 センター敷地	秋田市	看板設置	2.40	m ²	第5号	13,200	0	100%	第5号-①	平成19年4月1日 平成20年3月31日
5	土地	運転免許 センター敷地	秋田市	看板設置	1.35	m ²	第5号	8,800	0	100%	第5号-①	平成19年4月1日 平成20年3月31日
6	土地	運転免許 センター敷地	秋田市	防火水槽 設置	13.80	m ²	第5号	21,213	0	100%	第5号-①	平成19年4月1日 平成20年3月31日
7	土地	運転免許 センター敷地	秋田市	消火栓設置	1.00	本	第5号	72	0	100%	第5号-①	平成19年4月1日 平成20年3月31日
8	土地	運転免許 センター敷地	秋田市	道路反射鏡 設置	1.00	本	第5号	1,100	0	100%	第5号-①	平成19年4月1日 平成20年3月31日
9	土地	運転免許 センター敷地	(社)秋田県 交通安全協会	試験場開放 業務	14,009.00	m ²	第1号	488,524	0	100%	第1号①	平成19年4月1日 平成19年11月30日
10	土地	運転免許 センター敷地	(社)日本自動車 連盟秋田支部	実技講習会	11,867.00	m ²	第1号	51,728	25,864	50%	第1号-②	平成19年6月16日 平成19年6月16日
11	土地	運転免許 センター敷地	東日本電信電話 (株)	電話柱	29.00	本	第3号	43,500	43,500	0%		平成19年4月1日 平成20年3月31日
12	土地	運転免許 センター敷地	(株)○○	基地局	1.00	本	第3号	1,500	1,500	0%		平成19年4月1日 平成20年3月31日
13	土地	警察本部 別館	(社)秋田県 交通安全協会	調査車両 駐車場	50.00	m ²	第1号	56,120	0	100%	第1号①	平成19年4月1日 平成20年3月31日

部内 No.	区分	財産名称	使用許可先	使用目的	数量	単位	根拠 (注)	条例等算出 額(円)	徴収額 (円)	減免率	減免理由 別表 1	実費徴収額 (円)	許可期間 (上段:始期、下段:終 期)
14	土地	警察学校 敷地	秋田市 上下水道局	上水管理設 置	45.00	m	第3号	21,600	10,800	50%	第3号-②	0	平成 15年 4月 1日 平成 20年 3月 31日
15	土地	警察学校 敷地	(株)○○	ケーブル 設置	115.00	m	第3号	1,150	1,150	0%		0	平成 19年 4月 1日 平成 20年 3月 31日
16	土地	警察学校 敷地	秋田わがわい杉国体 秋田市実行委員会	国民体育 大会	385.56	m ²	第7号	12,606	0	100%	第7号-①	0	平成 19年 9月 25日 平成 19年 10月 3日
17	土地	警察学校 敷地	秋田県スポーツ一ツ 用品商業協同組合	国体関連 商品販売	19.44	m ²	第2号	290	290	0%		0	平成 19年 9月 29日 平成 19年 10月 2日
18	土地	警察官待機 宿舎敷地	○○(株) 秋田支社	ガス埋設	55.80	m	第3号	4,032	4,032	0%		0	平成 19年 4月 1日 平成 20年 3月 31日
19	土地	警察官待機 宿舎敷地	○○(株)	電柱敷地	4.00	本	第3号	6,400	6,400	0%		0	平成 19年 4月 1日 平成 20年 3月 31日
20	土地	警察官待機 宿舎敷地	○○(株)	電柱敷地	22.00	本	第3号	35,200	35,200	0%		0	平成 19年 4月 1日 平成 20年 3月 31日
21	建物	警察本部 庁舎	(財)秋田県 警察職員互助会	壳店	44.68	m ²	第2号	299,194	0	100%	第2号-①	414,370	平成 19年 4月 1日 平成 20年 3月 31日
22	建物	警察本部 庁舎	(財)秋田県 警察職員互助会	事務室	12.29	m ²	第1号	86,433	0	100%	第1号①	壳店に含む	平成 19年 4月 1日 平成 20年 3月 31日
23	建物	警察本部 庁舎	警察職員生活協同 組合秋田県支部	事務室	5.41	m ²	第1号	39,892	0	100%	第1号①	22,749	平成 19年 4月 1日 平成 20年 3月 31日
24	建物	警察本部 庁舎	秋田県安全運転 管理者協会	事務室	34.02	m ²	第1号	232,706	0	100%	第1号①	178,627	平成 19年 4月 1日 平成 20年 3月 31日
25	建物	警察本部 第二庁舎	(財)日本道路 交通情報センター	事務室	6.93	m ²	第1号	137,002	0	100%	第1号①	31,167	平成 19年 4月 1日 平成 20年 3月 31日
26	建物	警察本部 庁舎	(財)日本 防犯通信協会	事務室	13.00	m ²	第1号	86,433	0	100%	第1号①	41,511	平成 19年 4月 1日 平成 20年 3月 31日

部内No.	区分	財産名称	使用許可先	使用目的	数量	単位	根拠(注)	条例等算出額(円)	徴収額(円)	減免率	減免理由別表1	実費徴収額(円)	許可期間(上段:始期、下段:終期)
27	建物	警察本部 庁舎	(社)秋田県 防犯協会連合会	事務室	38.86	m ²	第1号	259,301	0	100%	第1号①	124,188	平成19年4月1日 平成20年3月31日
28	建物	警察本部 庁舎	(社)秋田県 交通安全協会	事務室	55.04	m ²	第1号	372,331	0	100%	第1号①	178,627	平成19年4月1日 平成20年3月31日
29	建物	警察本部 第二庁舎	国土交通省 東北整備局	モニタ一 設置	0.59	m ²	第8号	19,571	0	100%	第8号-①	9,984	平成19年4月1日 平成20年3月31日
30	建物	運転免許 センター	(財)秋田県 警察職員互助会	亮店	27.74	m ²	第2号	244,739	0	100%	第2号-①	399,980	平成19年4月1日 平成20年3月31日
31	建物	運転免許 センター	(社)秋田県指定 自動車教習所協会	事務室	38.00	m ²	第1号	332,146	0	100%	第1号①	103,014	平成19年4月1日 平成20年3月31日
32	建物	運転免許 センター	自動車安全 運転センター	事務室	65.47	m ²	第1号	576,886	0	100%	第1号①	183,771	平成19年4月1日 平成20年3月31日
33	建物	運転免許 センター	(社)秋田県 交通安全協会	事務室	28.38	m ²	第1号	253,480	0	100%	第1号①	110,349	平成19年4月1日 平成20年3月31日
34	建物	運転免許 センター	(社)秋田県 交通安全協会	事務室	67.17	m ²	第1号	13,027	0	100%	第1号①	0	平成19年4月1日 平成20年3月31日
35	建物	警察本部 別館	(社)秋田県 交通安全協会	事務室	46.75	m ²	第1号	249,920	0	100%	第1号①	151,116	平成19年4月1日 平成20年3月31日
36	建物	警察本部 庁舎	東北管区警察局 秋田県通信部	事務室	380.85	m ²	第1号	2,533,180	0	100%	第1号①	2,997,020	平成19年4月1日 平成20年3月31日
37	建物	警察本部 第二庁舎	東北管区警察局 秋田県通信部	事務室	204.88	m ²	第1号	4,012,208	0	100%	第1号①	本部庁舎に 含む	平成19年4月1日 平成20年3月31日
38	建物	運転免許 センター	(社)秋田県 交通安全協会	事務室	120.00	m ²	第1号	1,048,884	0	100%	第1号①	364,835	平成19年4月1日 平成20年3月31日
39	建物	警察本部 庁舎	個人	理髪	22.23	m ²	第2号	152,921	38,231	75%	第2号-①	8,812	平成19年4月1日 平成20年3月31日

部内 No.	区分	財産名称	使用許可先	使用目的	数量	単位	根拠 (注)	条例等算出 額(円)	徴収額 (円)	減免率	減免理由 別表 1	実費徴収額 (円)	許可期間 (上段:始期、下段:終 期)
40	建物	運転免許センター	個人	食堂	50.40	m ²	第2号	445,775	222,888	50%	第2号-②	476,194	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
41	建物	運転免許センター	個人	理髪	8.62	m ²	第2号	78,666	19,667	75%	第2号-①	8,375	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
42	建物	警察本部 別館	雑貨食品	自動販売機	0.21	m ²	第2号	5,377	5,377	0%		5,494	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
43	建物	警察本部 別館	○○(株)	自動販売機	0.69	m ²	第2号	5,377	5,377	0%		39,891	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
44	建物	航空隊 宿舎	○○(株)	自動販売機	0.96	m ²	第2号	20,025	20,025	0%		51,263	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
45	建物	警察本部 宿舎	(財)秋田県 警察職員互助会	自動販売機	2.70	m ²	第2号	19,946	19,946	0%		壳店に含む	壳店に含む 平成 20 年 3 月 31 日
46	建物	警察本部 第二庁舎	(財)秋田県 警察職員互助会	自動販売機	3.00	m ²	第2号	58,715	58,715	0%			壳店に含む 平成 20 年 3 月 31 日
47	建物	運転免許 センター	(財)秋田県 警察職員互助会	自動販売機	3.22	m ²	第2号	34,962	34,962	0%			壳店に含む 平成 20 年 3 月 31 日
48	建物	けん銃教室	秋田わか杉国体 秋田市実行委員会	国民体育 大会	175.34	m ²	第7号	67,681	0	100%	第7号-①	0	平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 3 月 31 日
49	土地	警察本部物 品倉庫敷地	(株)○○	ケーブル 設置	25.00	m	第3号	83	83	0%		0	平成 19 年 9 月 25 日 平成 19 年 10 月 3 日
50	土地	運転免許 センター敷地	秋田市選管委 員会	掲示板 設置	9.28	m ²	第1号	687	0	100%	第1号①	0	平成 19 年 12 月 11 日 平成 19 年 4 月 26 日
51	建物	運転免許 センター	(社)日本自動車 連盟秋田支部	実技講習会	68.00	m ²	第1号	191	96	50%	第1号-②	0	平成 19 年 6 月 16 日 平成 19 年 6 月 16 日
		警察本部会計 課											